

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
16	1	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保	ア 国内外から選好される魅力ある観光地域づくり	<p>国内外からの観光旅行者の地方への流れを戦略的に創出し、観光による地方創生を実現していくためには、観光に関する各種データの継続的な収集・分析、明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、KPIの設定等により、地域ならではの景観形成、「食」や体験型コンテンツの提供、宿泊施設やガイドの質の向上、歴史的資源・自然環境の保全・活用、二次交通の充実、人材の育成等を総合的にマネジメントし、各地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくりに取り組むことが重要である。</p> <p>そのため、官民を交えた多様な地域の関係者の合意形成の下、観光振興を戦略的に推進する専門組織である日本版DMO(Destination Management/Marketing Organization)を形成・育成していくことが急務であり、平成32年までに世界水準DMOを100組織形成するため、情報支援・人材支援・財政金融支援を実施していく。</p> <p>情報支援については、観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」行うためのクラウドを活用したツールを開発・提供することにより、戦略的なマーケティングの導入促進や日本版DMO間の連携促進を図る。</p> <p>人材支援については、国内及び海外の先進的な事例を参考にして、DMO的手法で観光地経営をするための人材を育成するプログラムを策定し、研修を実施することにより、各地域でのDMOの設立、運営の強化を図る。また、専門的な知識を有するマーケットの地域とのマッチングから、実際の地域派遣まで、一貫して支援する。</p> <p>財政金融支援については、地方創生推進交付金等により、KPIの設定とPDCAサイクルの実施の下、地域経済全体の活性化につながる専門組織としての日本版DMOの確立に向け、組織の立ち上げから自律的な運営まで、安定的かつ継続的に支援する。また、官民ファンド、関係機関、広域連携DMO等が連携・参画する枠組みを案件に応じて設置し、規制改革に関する働きかけを行うとともに、民間による1兆円規模の事業に対する支援を検討する。</p> <p>また、観光圏に認定された地域においては、地域の特性を最大限に生かした観光地域づくりを行うため、ブランドコンセプトを明確にした戦略的な計画の策定を支援し、着実な取組を図っていく。</p> <p>こうした取組に加え、関係省庁、(独)国際観光振興機構(JNTO。以下「日本政府観光局」という。)等の政府関係機関における緊密な連携・協働を図り、さらに、地方公共団体、(公社)日本観光振興協会等の観光・交通関係団体等とも一体となって、総合的かつ計画的に施策を推進することで、魅力ある観光地域づくりを推進する。</p>	<p>・「世界水準のDMOのあり方検討会」中間とりまとめ(平成31年3月)等を踏まえて、令和2年4月に登録基準の強化や更新登録制の導入等を内容とする「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」を作成。同ガイドラインに基づき観光地域づくり法人(DMO)全般の底上げを図るとともに、インバウンドの誘客を含む観光地域振興に積極的に取り組む意欲・ポテンシャルの高い観光地域づくり法人を同年8月に32法人選定し、これを重点的に支援。</p> <p>・情報支援においては、観光地域づくり法人間をつなぐ情報提供システム「DMOネット」により、観光地域マーケティングに資する基礎・応用プログラム等の提供を通じて、各地域の観光地域づくり法人の業務効率化を支援するとともに、観光地域づくり法人間の連携を促進。</p> <p>また、人材支援においては、観光地域づくり法人と専門的知見や外国人目線を有する専門人材とのマッチングを実施するとともに、人材の登用に要する費用を支援。</p> <p>・観光圏整備実施計画の認定を行うことによる共通乗車船券等の特例の付与により支援するとともに、平成29年度まで実施の「観光地域ブランド確立支援事業」および平成30年度以降実施の「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」を通じて、各地域における観光地域づくりの着実な取組を図った。</p> <p>・最先端観光コンテンツインキュベーター事業において、地域固有の文化、自然等を対象とした新たな体験型観光コンテンツの造成を実施した。また、その事業成果やコンテンツ造成に関するコーチング支援等の事業過程等を取りまとめ、観光庁ウェブサイトで公開するとともに各地域の観光地域づくり法人(DMO)等へ展開した。地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体が中心となって観光地域づくり法人(DMO)を自主的かつ主体的に形成・確立する先導的な取組を、安定的かつ継続的に支援した。</p> <p>・平成28年度補正予算事業「観光資源等を活用した地域高度化計画の策定等支援事業(世界が訪れたいくなる観光地づくりに向けた高度化計画策定等事業)」により、国内の4つのタイプの観光地(山岳リゾート、海浜リゾート、温泉地、歴史的街区・集落)におけるビジョン及びビジネスモデルを含んだマスタープランを作成。</p> <p>・上記のマスタープランを元に、インバウンドを更に惹きつけるポテンシャルを持つ地域か、全国各地において横展開する上でモデルケースになるか、地域において幅広く関係者が関与しているか等を勘案し4地域を選定し、マスタープランの策定を支援。この際、観光に深い見識を持つアドバイザーボードを設置し、各地域の進捗状況を審査しつつ、アドバイスを提供した。今後、当該4地域のマスタープランを評価する予定。</p>
16	2	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保	イ 観光資源等を活用した地域高度化計画策定の促進	<p>地域の観光・集客サービス産業について、地方公共団体や日本版DMO候補法人、観光関連事業者等の幅広い関係者の参画を得て、観光旅行者のニーズや地域の観光資源の特性を踏まえ、観光地におけるビジネスモデルを含んだ高度化計画の策定を促進する。</p>	<p>・令和元年度ローカルクールジャパン推進事業(スマートリゾート事業)において、デジタル技術を活用し、インバウンドを活用した持続的に成長できる地域づくりのための計画(スマートリゾート計画)を策定。海外先進地の事例調査や有識者・観光関連企業等へのヒアリング、2地域(会津若松市、鎌倉市)をモデルとする計画策定を試行するとともに、シンポジウム等の開催により、当該計画の国内他地域への展開を図った。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
16	3	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保	ウ 広域観光周遊ルートの改善	外国人旅行者を地方へ誘客するための広域観光周遊ルートの形成を促進するため、地域の協議会等が行う具体的なモデルコースの策定や、地域の観光資源を生かした滞在コンテンツの充実等の取組を支援する。 さらに、広域観光周遊ルートの一層の磨き上げを図るため、専門家を派遣し、これまで地域内部では気付かれていなかった魅力・課題の発見及び施策の提案等の助言を行うとともに、地域の関係者のスキル向上を支援し、地域の取組を促進する。また、訪日外国人旅行者の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データを整備することにより、戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに資する基礎データとしての活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者の地方誘客に資するテーマ・ストーリーを持ったルートの形成を促進するため、平成27年度より「広域観光周遊ルート形成促進事業」を実施し、地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実、外国人旅行者の周遊促進の取組、ターゲット市場へのプロモーション等を支援している。 ・また、後継事業として平成30年度より「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」を実施し、訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するための調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション等を支援している。 ・さらに、令和元年度において、48の観光地域づくり法人及び地方公共団体に対し49名の専門家を派遣し、外国人の受入整備などの課題解決に向け助言が行われている。 ・訪日外国人旅行者の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データ（FF-Data）について、平成26年～平成30年分を整備し、地方公共団体等に提供することで、戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに資する基礎データとしての活用を促進した。
16	4	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保	エ シェアリングエコノミーサービスを活用した地域の観光振興	地方公共団体が管理する公共の遊休資産の有効活用、市民が紹介する地域ならではの体験を基にした新たな観光コンテンツの開発支援、民泊サービスのルール整備等、シェアリングエコノミーサービスを活用した地域の観光振興を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年11月に策定したシェア事業者が遵守すべき事項を取りまとめた「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」を令和元年5月に改定。平成29年1月に内閣官房IT総合戦略室内に開設したシェアリングエコノミー促進室において、地方公共団体や民間事業者などからのシェアリングエコノミーに関する相談を受付、所管省庁との調整を行う等、シェアリングエコノミーサービスの安全性・信頼性の向上を図りながら普及を促進している。 ・観光振興を含めた地域が抱える諸課題の解決に向け、シェアリングエコノミーサービスの活用に関心の高い地方公共団体へ、シェアリングエコノミー伝道師の派遣、シェア事業者等と連携した地域住民向けの説明会やイベント、職員向けの説明会などを実施している。 ・平成30年3月に全国の事例を取りまとめた「シェア・ニッポン100」を公表、以降毎年改定を行い、令和元年度版には101事例を掲載。 ・なお、民泊関連のルール整備においては、平成29年6月に住宅宿泊事業法（民泊新法）が新たに成立している。
16	5	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保	オ 国家戦略特区制度等の活用	国家戦略特区制度、総合特区制度、構造改革特区制度、地域再生制度、「環境未来都市」構想及び中心市街地活性化制度を活用して、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地域づくりや観光資源の活用に関する取組を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 【国家戦略特区制度】 ・国家戦略特区については、地域からの具体的な提案やニーズに基づき、地方創生に資する規制改革を実現している。また、全国で特区の成果を享受できるよう、特例措置の全国展開を進めている。 【総合特区制度】 ・総合特別区域法に基づき、地域の包括的・戦略的な取組を、地域の実情に合致した形で各種施策【規制・制度の特例、財政・税制・金融措置】により支援している。 【構造改革特区制度】 ・民間企業や地方公共団体からの提案によって実現した規制の特例措置に基づき、地方公共団体が申請する構造改革特区計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。 【地域再生制度】 ・民間企業や地方公共団体等からの提案によって実現した支援措置に基づき、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地づくりや、観光資源の活用に関する地域再生計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。 【「環境未来都市」構想】 ・「環境未来都市」構想に基づき、平成23年に選定した11都市・地域の環境未来都市について、環境価値、社会的価値に加えて、観光や新産業等の分野における経済的価値の創造の支援を実施している。 【中心市街地活性化制度】 ・地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい、魅力ある市街地の形成に資する中心市街地活性化基本計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
16	6	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備等	ア ホテル・旅館の振興	<p>訪日外国人旅行者の増加への受入体制を整備するために、宿泊業については、施設整備・再生・改修の支援、海外からの投資環境の整備のほか、公平性・中立性に配慮した、民間による宿泊施設の評価制度の活用を含めた情報表示の徹底等、多様なサービスの提供を促進する。また、ICT化や自動化、業務運営体制の見直し（マルチタスク化、泊食分離、所有と経営の分離等）、意欲ある事業者の取組の支援を進め、宿泊業の生産性と国際競争力を高める。</p> <p>また、訪日外国人旅行者の増加に伴う宿泊施設不足の早急な解消を図るとともに、日本ならではの宿泊体験を提供する宿泊施設や質の高いサービスを提供する宿泊施設等多様なニーズに合わせた宿泊施設を、地方を含めた全国各地で提供することにより、滞在期間の長期化を促し、消費の拡大を図ることが必要である。このため、官民ファンド、関係機関等からのまちづくりと一体となった投融資及びノウハウ支援等により、旅館等に対する投資の促進を図る。また、クラウド等を活用した空室情報の提供体制強化の支援により、旅館等の空室の有効活用を図る。さらに、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を促進するほか、共同型都市再構築業務による金融支援や、古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドを通じて、宿泊施設整備を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスフリー環境整備事業において、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応への支援を行い、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進した。（平成27年度～令和2年度） ・バリアフリー化促進事業において、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるバリアフリー化への支援を行い、訪日外国人旅行者等が安全・安心に利用可能な宿泊施設の提供を促進した（平成29年度～令和2年度）。また、補助を行った事業者に対し、平成30年8月に作成・公表した「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を利用し、施設のバリアフリー情報を発信するよう働きかけを行った。 ・平成31年1月に「日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の強化等を加速するための新たなビジネスモデルのあり方等に関する検討会」を新たに立ち上げ、日本旅館の生産性向上、高付加価値化、運営効率化等に向けた検討を官民協働で行い、令和2年1月に報告書を取りまとめた。また、旅館の支援のあり方についても検討を行うべく、令和2年5月に「旅館への投資の活性化による『負のスパイラルの解消』に向けた支援のあり方に関する分科会」を立ち上げ、令和2年7月に報告書を取りまとめた。 ・宿泊施設等による泊食分離のモデル事業を実施したほか、生産性向上に資する優良事例（マルチタスク化、ICT化等）を冊子にまとめ、業界団体を通じて展開し、先進的な取組の普及・拡大を図った。 ・民間の創意工夫と事業意欲を積極的に活用しつつ良好なまちづくりを進めていくため、民間都市機構の支援業務を引き続き推進した。具体的には、共同型都市再構築業務において宿泊施設整備を進めるとともに、地域金融機関と共同でまちづくりファンドを立ち上げ、エリアをマネジメントしつつ、複数のリノベーション事業等を連鎖的に進めた。 ・宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設について、地方公共団体に対し通知を発出した。本制度の活用に取り組む地方公共団体の相談等に対応するとともに、担当者会議等において各地方公共団体に制度の定期的な周知を行った。
17	7	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備等	イ 観光振興等に資する社会資本整備等の観光振興等への配慮	<p>観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に設置した各観光ビジョン地方ブロック戦略会議において、地方整備局等や都道府県土木部局、地方運輸局等の観光関係部局、事業者団体や観光関係団体等が一堂に会して議論を行い、毎年度の観光施策に関する取組の成果や課題、今後の方針等のとりまとめを実施している。
17	8	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備等	ウ 観光振興等に資する地域づくり・街並み整備	<p>観光振興等に資する地域づくり・街並みの整備を推進するため、広域的域活性化基盤整備計画や都市再生整備計画に基づく事業の支援等を行うとともに、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行う街なみ環境整備事業を推進する。</p> <p>あわせて、地域の観光拠点、賑わい拠点等となる都市公園の整備、運営等を効率的・効果的に推進するため、民間事業者による公園施設の整備、運営等をより一層推進するための仕組みを整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的域活性化基盤整備計画に基づく事業の支援に関しては、これまでに35都府県のべ83の広域観光の活性化を目的とする広域的域活性化基盤整備計画が策定され、同計画に基づく事業に対して交付金を交付している。 ・平成29年度から令和2年度までに、都市再生整備計画に基づく事業に対して、累計2,240地区に支援を行い、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを推進した。 ・平成28年度には162地区、平成29年度には180地区、平成30年度には185地区、令和元年度には193地区において街なみ環境整備事業を実施し、良好な街なみの形成を図った。令和2年度についても、社会資本整備総合交付金等により良好な街なみの形成に係る取組を促進している。 ・民間事業者による公園施設の整備、運営等をより一層推進するため、公募設置管理制度（Park-PFI）を創設するとともに、本制度の普及啓発等を通じ、民間資金を活用した都市公園の整備等を推進した。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
17	9	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備等	エ 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進	<p>駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業により地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備を行い、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。</p> <p>国家戦略特区においては、都市計画決定等のワンストップ特例の活用により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なMICE施設等をスピーディーに整備する。</p> <p>近年のインバウンド需要の拡大に対応するため、都市公園の占用特例による観光案内所等の設置や、拠点駅及び周辺における統一的な案内サイン・バリアフリー化等の整備等による観光地の回遊性確保、地方公共団体による観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組、容積率緩和制度も活用した民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備を促進する。加えて、公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用の弾力化の推進や、グローバル企業のビジネス活動を支える会議場施設等の整備への重点支援、民間まちづくり活動の担い手が自立的かつ継続的に活動できる環境の整備等、民間のまちづくり活動、都市開発の促進により一体的にまちを再生・活性化する。</p>	<p>・平成29年度から令和2年度までに、全国69地区の市街地再開発事業（道路、公園等の重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に対して社会資本整備総合交付金等により支援を実施し、都市再生・地域再生に資する市街地再開発事業を推進した。</p> <p>・社会資本整備総合交付金等において、拠点駅及び周辺における案内標識の整備及びバリアフリー化の整備等を支援している。</p> <p>・官民連携まちなか再生推進事業により、国際会議場施設等の整備や先進的な民間まちづくり活動の普及啓発など、まちづくりのビジョン実現のための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援している。</p> <p>・国家戦略特区における都市計画等のワンストップの特例については、平成26年から1区域において実施している。</p> <p>・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、観光振興事業（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）において、地方公共団体等が行う外国人観光案内所の機能強化、多言語案内標識の整備、観光スポットの段差の解消等を推進している。</p> <p>・観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の活用促進を図り、地域の魅力や回遊性の向上を促進した。</p> <p>・全国駐車場政策担当者会議（令和2年1月）にて、観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組事例を紹介するとともに、社会資本整備総合交付金等による支援について周知した。</p> <p>・容積率緩和制度を活用したバス乗降場等の整備事例について、地方公共団体に対し事務連絡を發出し周知した（平成29年2月）。また、取組を行う地方公共団体の相談等に対応した。</p> <p>・屋外広告物条例ガイドラインの改正についての情報共有や優良事例の紹介等を通じて公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用の弾力化の推進を図った。</p>
18	10	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備等	オ 景観等に配慮した道路整備の推進	<p>道路は周辺と一体となって景観を形成していることを鑑み、住民と連携しつつ周辺景観と調和した防護柵の設置や道路緑化、歩道緑化等の景観に配慮した道路整備を推進する。また、道路の防災性向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等の観点から、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等と連携し、PFI手法の活用や低コスト手法の導入等により引き続き無電柱化を推進する。</p>	<p>・「道路デザイン指針（案）」の改定（平成29年10月）及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の策定（平成29年10月）を行い、周辺景観と調和した防護柵や植栽等、景観に配慮した道路整備を推進。また、日本風景街道活動団体や道路協力団体等と連携・協働して、道路の修景活動等を推進。</p> <p>・無電柱化の推進に関する法律に基づく「無電柱化推進計画」及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき道路の防災性向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成等の観点から、関係省庁や関係事業者等と連携し、無電柱化を推進。</p>
18	11	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備等	カ 観光振興に資する道路空間の有効活用等	<p>道路空間の再編による歩道の拡幅、自転車通路空間の確保等により道路空間の利便性や快適性の向上を図り、地域の観光資源を生かした賑わいの場を創出する。また、道路協力団体等、道路空間を利活用する団体との連携を推進する。</p> <p>道路占用許可において道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合に許可をする余地要件の基準について、道路管理者による弾力的な運用や、その基準を適用しない国家戦略特区の特例を活用して、地域団体等が道路を活用したイベントの開催時におけるオープンカフェの設置等により、観光振興に資する道路空間の有効活用を図る。</p>	<p>・賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設するため、道路法の一部を改正する法律を公布（令和2年5月）。歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることを可能とするほか、特例区域での無余地性を除外した柔軟な道路占用を可能とし、道路空間の再構築や利活用を推進する。また、道路協力団体については、令和2年3月末時点で、直轄国道において35団体を指定しており、道路空間を利活用する団体との連携を推進している。</p> <p>・国家戦略特区における道路占有の特例については、平成26年3月から順次4区域において実施している。</p>
18	12	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備等	キ 河川空間の保全・活用のための取組	<p>治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援することで、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出する、「かわまちづくり」を推進する。</p>	<p>・市町村等における「かわまちづくり計画」の国土交通省への申請や河川占用許可準則緩和の活用等によって、かわまちづくりを推進している。</p> <p>・「かわまちづくり」支援制度の創設年度である平成21年度から令和元年度末までに229箇所を登録している。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
19	13	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備等	ク 観光地域における案内表示の整備等情報提供の充実	公共交通機関、美術館・博物館、観光地等の外国人目線に立った多言語対応を強化・改善するため、多言語対応ガイドラインの普及を促進するとともに、多言語による案内表示等の整備を推進する。 また、携帯型端末等を活用した、多言語や視覚情報による移動支援等ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及等を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月に、多言語対応の方針を定めた「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を策定し、各地方公共団体や各事業者において同ガイドラインに基づいた多言語対応がなされるよう取り組んでいる。令和2年3月には日本国内の観光関連施設における外国語での表記改善のための実態調査を行い、多言語表記の誤訳等について実態を把握し、「外国語表記の手引き」を作成し、その周知も図っている。 また、観光振興事業（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）等の補助事業において、地方公共団体等が行う観光地の多言語案内標識等の整備、無料Wi-Fi環境の面的整備を推進している。 ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けて、「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様」の改訂（平成29年3月）および「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」（平成30年7月）等を公表し、施設や経路のバリアフリー情報等の移動に資するデータ整備の促進およびオープンデータ化を推進。
19	14	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備等	ケ IRに係る法制上の措置	統合型リゾート（以下「IR」という。）については、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）に基づき、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等に関する国会での審議やIRに関する国民的な議論を踏まえ、必要な法制上の措置について検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月に成立した特定複合観光施設区域整備法に基づき、国際競争力の高いMICE施設の整備、滞在型観光の促進、国内各地の魅力発信を目指し、公正性・透明性を確保しつつ、依存症対策などの弊害防止対策に万全を期しながら、基本方針の策定等所要の準備作業を丁寧に進めている。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
19	15	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	③ 東北の観光復興		<p>訪日外国人旅行者が全国的に急増する中、東北の外国人延べ宿泊者数については、平成27年によく東日本大震災前の水準を回復したところであることから、風評被害を払拭し、全国的な訪日外国人旅行者急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化することが重要である。</p> <p>このため、東北においては、「観光先進地・東北」を目指し、平成32年までに東北6県の外国人延べ宿泊者数を150万人泊とすることに向けて、平成32年度末までに2,000人規模の海外の旅行会社関係者等を招請するとともに、東北観光復興対策交付金により、訪日外国人旅行者を呼び込むために地域が行う、海外の教育旅行関係者の招へい等による震災復興等のスタディツアーの実施も含めた観光資源の磨き上げ、交通フリーパスの改善や多言語案内表示板の設置等の受入環境整備等を支援する。また、全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして東北プロモーションを実施する。加えて、広域観光周遊ルートの形成に向けた地域の取組の支援や、旅館の再生・活性化等の取組を実施する。また、東北観光の拠点として、仙台市及び仙台空港を含む周辺エリアを「復興観光拠点都市圏」とし、重点的な支援を実施するとともに、その成功モデルの東北の各都市への横展開を図る。あわせて、官と民が連携し、交流人口の拡大を図るため、民間の新たなビジネスモデルの立ち上げを支援し、観光地としての東北の持続的な成長につなげる。</p> <p>さらに、福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、交流や風評払拭のイベントの開催等による国内プロモーションやPTA等に対するファミトリップを通じた防災学習も含めた教育旅行再生事業等を実施する。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、復興を成し遂げつつある被災地の姿を世界に発信するため、被災地を駆け抜ける聖火リレーやホストタウンでの選手との交流等を実現するための取組を進める。</p> <p>関係省庁及び地方公共団体、東北観光推進機構等との連携を強化しつつ、こうした取組を通じ、東北地方の観光復興を加速化する。</p>	<p>・以下のような取組の結果、東北6県の外国人延べ宿泊者数は、令和元年に168万人泊となり、政府目標である「150万人泊」を上回った。</p> <p>・東北の観光振興については、令和元年度末時点で3,762人の海外の旅行会社や海外メディア関係者等の招請を実施するとともに、東北観光復興対策交付金により、世界防災会議と連携した震災復興等のスタディツアー、海外の教育旅行関係者や旅行会社向けの東北太平洋沿岸地域におけるモデルルートでのファミトリップの実施等による観光資源の磨き上げ、岩手県内の公共交通機関を活用した周遊バスの仕組み作り及び広告支援、東北地域の二次交通の路線情報や所要時間等の交通情報を掲載した一元的プラットフォームの構築、三陸ジオパーク等における多言語案内表示板の設置等の受入環境整備等を支援した。</p> <p>・日本政府観光局において、東北地域の認知度向上及び東北地域への訪日観光客数の増加を図ることを目的に、ウェブ・映像等を活用した情報発信や、市場ごとの招請事業・共同広告等、様々なプロモーションを実施した。</p> <p>・訪日外国人旅行者の地方誘客に資するテーマ・ストーリーを持ったルートの形成を促進するため、平成27年度より「広域観光周遊ルート形成促進事業」を実施し、地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実、外国人旅行者の周遊促進の取組、ターゲット市場へのプロモーション等を支援している。</p> <p>・仙台市、松島湾周辺地域及び仙台空港を含む周辺地域を対象として「仙台・松島復興観光拠点都市圏」を形成し、当該地域における具体的な事業の舵取り役を担う地域連携DMOの設立事業や当該DMOの行う事業に対し、重点的な支援を実施するとともに、好評だった事業の他地域への横展開を行った。</p> <p>・あわせて、官民連携によるインバウンド向けの旅行商品（プログラム）開発や販売等、外国人交流人口の拡大につながるビジネスモデルの立ち上げの支援や、当該ビジネスモデルの成果の普及・展開のための支援を重点的に行った。</p> <p>・福島県における観光復興を最大限に促進するため、福島県の観光素材をPRするイベントを通じた国内プロモーションにより、旅行商品の造成を通じた観光客の誘致を進めるとともに、教育旅行関係者を対象としたモニターツアーを実施し、防災学習を含めた福島ならではの学習素材の磨き上げを図り、教育旅行再生に向けた取組を支援した。</p> <p>・ストレスフリー環境整備事業において、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応への支援を行い、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進した。（平成27年度～令和2年度）</p> <p>・バリアフリー化促進事業において、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるバリアフリー化への支援を行い、訪日外国人旅行者等が安全・安心に利用可能な宿泊施設の提供を促進した（平成29年度～令和2年度）。また、補助を行った事業者に対し、平成30年8月に作成・公表した「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を利用し、施設のバリアフリー情報を発信するよう働きかけを行った。</p> <p>・平成31年1月に「日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の強化等を加速するための新たなビジネスモデルのあり方等に関する検討会」を新たに立ち上げ、日本旅館の生産性向上、高付加価値化、運営効率化等に向けた検討を官民協働で行い、令和2年1月に報告書を取りまとめた。また、旅館の支援のあり方についても検討を行うべく、令和2年5月に「旅館への投資の活性化による『負のスパイラルの解消』に向けた支援のあり方に関する分科会」を立ち上げ、令和2年7月に報告書を取りまとめた。</p> <p>・令和2年7月末までに、復興ありがとうホストタウン登録数29件、地方公共団体数31まで拡大し、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催を契機に、国際社会から頂いた支援に対する感謝を示すとともに、被災3県の観光振興につなげた。</p> <p>※令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。</p>
20	16	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	① テーマ別観光を核に据えた持続可能な観光地域の形成		<p>地域が魅力ある観光地域を形成し、持続可能な地域経営を行うためには、日本各地に所在する豊富な観光資源を効果的に活用することが重要である。</p> <p>具体的には、映画等のロケ地や酒蔵等、共通の観光テーマにより観光振興を図る地域のネットワーク化を促進し、国内外への共同プロモーション等を行うことにより、特定のテーマに関心の高い旅行者に対してより魅力的な旅行を訴求するとともに、共通のテーマを有する複数地域への来訪需要を創出する。</p>	<p>・「テーマ別観光による地方誘客事業」において、これまで17のテーマに対してマーケティング調査や受入環境整備、情報発信力強化等の地方誘客に向けた取組を支援し、テーマ別観光のモデルケースを形成。今後は、事業成果・ノウハウの横展開を行うことで、新たにテーマ別観光に取り組もうとする者の自立的な活動を促す予定。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
20	17	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発	ア 文化財等の保存・活用	文化財は、我が国の歴史や文化の正しい理解のために欠かせないものであるとともに、将来の文化の向上・発展を期す上で基礎となるものである。また、我が国の「たから」である文化財は、観光振興に欠かせない資源である。このため、文化財を、災害や衰退の危機から保護し確実に次世代に継承する。 また、国家戦略特区において、地方公共団体の条例に基づき選定される古民家等の歴史的建築物について、旅館業法（昭和23年法律第138号）における施設基準の一部適用除外により宿泊施設として活用する等、積極的に公開・活用していく。	・国指定等文化財を次世代へ確実に継承するために、令和2年度には約460億円予算計上しており、適切な修理等による継承・活用、公開活用や防災対策等に取り組んでいる。 ・国家戦略特区における古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の一部適用除外の特例については、平成30年6月15日から全国展開措置済み。
20	18	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発	イ 文化財を中核とした観光拠点の整備	文化財の観光資源としての開花を図るため、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」に基づき施策を推進する。文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備するため、文化財の適切な保存を基盤とし、文化財単体としての整備のみならず、地域の文化財を一体とした面的整備やわかりやすい多言語解説の整備等の取組を平成32年までに1,000事業程度実施し、日本遺産の認定や歴史文化基本構想の策定支援等の取組を加速する。	・令和2年7月31日現在までに、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備やわかりやすい多言語解説などの地域の文化財を一体とした面的整備などを1,125件実施し、文化財を中心とする観光拠点を全国に229拠点整備した。 ・日本遺産については、令和2年度までに104件を認定し、「日本再興戦略」改訂2015等において、「日本遺産（Japan Heritage）」の認定を、令和2年度までに100件程度行うこととしていた方針を達成した。日本遺産の認定地域については、「日本遺産活性化推進事業」、「観光拠点整備事業」及び「文化遺産観光拠点充実事業」により、日本遺産を通じて地域の活性化や観光振興を推進する取組に対して支援している。 ・歴史文化基本構想については、作成支援等の取組を行い、令和2年7月31日現在で119件が策定された。また、平成30年度の文化財保護法の一部改正により、文化財保存活用地域計画の認定制度が創設され、令和2年7月31日現在、16件認定されている。
20	19	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発	ウ 文化財の観光資源としての魅力向上	文化財を中核とした観光拠点整備を推進するに当たっては、文化財の観光資源としての質の向上が不可欠である。このような観点から、観光旅行者が文化財の魅力を感じられるよう、文化財の適切な周期による修理・整備や美装化への支援を行う。加えて、訪日外国人旅行者を含め、全ての人が文化資源を中核とした観光を楽しめるよう、わかりやすい解説や多言語化への支援にも取り組む。さらに、歴史的資源を活用したまちづくりへの支援として、文化財の宿泊施設やユニークベニュー等への活用を推進するほか、美術館・博物館等の文化施設において、夜間開館をはじめ、観光活用を促進する取組に対し支援する。 また、文化財を活用した観光の充実を図るため、文化財の活用への支援に際して観光旅行者数を考慮するほか、修理現場の公開や修理機会を捉えた解説整備への支援にも引き続き取り組む。	・「国宝重要文化財建造物保存修理強化対策事業」等において文化財の適切な周期による修理・整備の支援を行うとともに修理現場の公開や修理機会を捉えた解説整備の取組を支援している。訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財の外観及び仕上げに関わる部位を、健全で美しい状態に回復することで、文化財の宿泊施設やユニークベニュー等への活用を推進する取組として「国指定等文化財磨き上げ事業」を実施するとともに、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説の整備を支援する「文化財多言語解説整備事業」を実施し、両取組への支援にあたっては、申請者に外国人観光客の入れ込み数等の目標数を設定させている。 ・令和2年度の博物館等における夜間コンテンツ造成支援事業において、地域におけるナイトタイムを活用した取組と連携し、博物館・美術館等のコンテンツを活用した展覧会、夜間イベント等の文化資源を活用した夜間コンテンツの造成のための経費を支援する予定。 ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、第201回国会に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案」を提出した。令和2年5月1日施行した同法に基づき、拠点計画及び地域計画10件を認定した。今年度中に、同法の認定を受けた計画に基づき実施される事業に対し、博物館コレクション等の磨き上げ（調査、データベース化、多言語化等）、地域の事業者等と連携したイベントの実施、Wi-Fiの整備、バリアフリー化等を支援する予定。 ・また、令和2年度博物館等の文化施設インバウンド強化事業において、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域の美術館・博物館の文化施設の案内表示の多言語化、キャッシュレス化、チケットレス化等を支援する予定。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
21	20	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発	エ 博物館・美術館等をはじめとする文化施設の充実	美術館・博物館については、資料の収集・保管・展示や調査研究等の機能の向上を支援するとともに、観光旅行者やビジネスパーソン等に夜の魅力ある過ごし方を提供する観点から、夜間開館を推進する。また、観光拠点として魅力ある美術館・博物館づくりを進めるため、参加・体験型教育型プログラムをはじめとする質の高い催しの充実や適切な多言語対応・通信環境の整備等を通して、国内外の訪問者が言語・年齢・障害の有無に関係なく芸術鑑賞・創造活動ができる環境の構築に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・各国立博物館において、新型コロナウイルスの感染拡大状況や来館者の動向等を踏まえ、一定の時期・曜日等において夜間開館に取り組んでいる。また、各国立館のプランに基づき、観覧者の満足度向上に向けた事業等について、多言語対応の改善・充実、ICTを活用した体験型展示等の付加価値の高い多彩なプログラムの提供、キャッシュレス化・チケットレス化など、快適な鑑賞環境の実現等に取り組んでいる。令和2年度の博物館等における夜間コンテンツ造成支援事業において、地域におけるナイトタイムを活用した取組と連携し、博物館・美術館等のコンテンツを活用した展覧会、夜間イベント等の文化資源を活用した夜間コンテンツの造成のための経費を支援する予定。 ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、第201回国会に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案」を提出した。同法の認定を受けた計画に基づき実施される事業に対し、博物館コレクション等の磨き上げ（調査、データベース化、多言語化等）、地域の事業者等と連携したイベントの実施、Wi-Fiの整備、バリアフリー化等を支援する予定。 ・また、令和2年度博物館等の文化施設インバウンド強化学業において、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域の美術館・博物館の文化施設の案内表示の多言語化、キャッシュレス化、チケットレス化等を支援する予定。 ・国宝、重要文化財、登録有形文化財、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区の外観及び仕上げに関わる部位を、健全で美しい状態に回復するための取組により、宿泊施設やユニークベニュー等の観光利用促進を図る取組を支援している。また、整備現場の公開や修理機会をとらえた解説整備への取組を支援している。 ・訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説の整備を行う。
21	21	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発	オ 魅力ある公的施設の公開・開放	我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設の公開・開放を行い、日本の「粹」が尽くされた日本ならではの空間を世界に発信する。 具体的には、赤坂や京都の迎賓館について、接遇等に支障のない範囲で、通年での一般公開を実施するとともに、ユニークベニューとしての活用を図る「特別開館」を実施し、観光の呼び水とする。また、皇居をはじめとする皇室関連施設等その他の公的施設についても、観光資源として価値のあるものについて、積極的に公開を行い、引き続き公的施設の更なる公開・開放の検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度から令和元年度までの3年間で、一般公開については、年平均で迎賓館赤坂離宮は267日、京都迎賓館は249日実施し、参観人数について、迎賓館赤坂離宮では延べ159万人、京都迎賓館では延べ32万人の参観実績となった。特別開館は、迎賓館赤坂離宮で6件、京都迎賓館で1件実施した。 ・皇居をはじめとする皇室関連施設について、以下の通り公開拡充を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 皇居：土曜日の参観、事前予約・当日受付並びに1回あたり最大500人の参観を継続実施。訪日外国人向けの英語及び中国語ガイドの参観を実施。6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）音声ガイドアプリ及び参観ウェブサイトを導入。乾通り一般公開について、春秋の公開を拡充し、継続実施。 ② 皇居東御苑：富士見多間内部の公開、富士見櫓前の開放を継続実施。6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリを導入。開園時間について最大1時間延長。 ③ 三の丸尚蔵館：「三の丸尚蔵館収蔵品の保存・公開の在り方に関する有識者懇談会」の提言を基に、他の美術館・博物館等と連携しつつ、日本博事業への協力等、地方展開や公開の拡充を実施。展示面積の拡大等を図るため、整備・建替に着手。 ④ 京都御所：通年で参観者数制限のない一般公開及び希望者への日本語、英語及び中国語ガイド案内を継続実施。6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリ及び参観ウェブサイトを導入。文化的建造物の修繕、美観への配慮といった観点に留意しつつ、京都御所清涼殿整備工事に着手（令和4年3月完成予定）。 ⑤ 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮：通年参観、事前予約・当日受付の継続実施。6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語、及びスペイン語）の参観ウェブサイトの導入や音声ガイド（日本語を除く5言語対応）の継続活用。加えて桂離宮について、参観回数及び総定員を拡大し、外国人専用の英語ガイド参観を導入するとともに、令和2年においても「桂離宮観月会」を実施予定。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
21	22	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発	カ 世界遺産の推薦及び保存・活用	<p>世界遺産への文化遺産の登録は、国民の文化財に対する理解促進や、文化財の次世代への継承に資するのみならず、我が国の文化の魅力を世界に発信し、インバウンドを推進する上でも意義深い。</p> <p>このような世界に誇る我が国の文化財について、引き続き登録に向けた推薦を行う。また、登録された文化遺産については、観光旅行者の急増に対応した適切な保存の取組だけでなく、世界遺産のブランド力等を活用した地域活性化の取組に対しても支援を行う。</p>	<p>・我が国の文化遺産の推薦を推進し、平成29年7月には『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』が、平成30年7月には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が、令和元年7月には「百舌鳥・古市古墳群-古代日本の墳墓群-」が登録され、我が国の世界文化遺産は19件となった。また、現在は第45回世界遺産委員会における登録を目指して、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を推薦中である。このほか、既に世界文化遺産として登録されている地域を対象として、情報発信・普及啓発・人材育成・調査研究等への取組を支援するため、平成27年度より「世界文化遺産活性化事業」（令和2年度より「地域文化財総合活用推進事業」）を実施。また、令和元年度からは「観光拠点整備事業」を実施し、観光を促進するための情報コンテンツ作成への取組を支援している。</p>
22	23	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発	キ ナショナルトラスト運動の推進	<p>国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するため、現在、（公財）日本ナショナルトラスト、（公社）日本ナショナル・トラスト協会、全国近代化遺産活用連絡協議会等の全国団体や地域の団体等が全国各地でナショナルトラスト運動を展開している。こうした民間レベルの運動は、政府や地方公共団体の取組を補完するとともに、観光資源を大切に守る意識を醸成するものであり、地域の人々や企業の資金協力も含めた参加を得て、適切な保全策を講じつつ、公開や利用に力点を置いた活動を奨励する。</p> <p>また、自然環境に係るナショナルトラスト活動の一層の促進のため、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号）（地域自然資産法）に関する国民の理解を促進し、地域主体の取組を推進する。</p>	<p>・自然環境の保全に係るナショナルトラスト運動の促進のため、土地の取得等に関する税制優遇制度等、同運動の実施に有用な情報を取りまとめた「ナショナル・トラストの手引き（再改定版）」の配布・周知をはじめとした情報発信等を行った。また、地方公共団体等に地域自然資産法の活用を働きかけ、同法に基づく地域計画が2市町で作成された。</p>
22	24	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	③ 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発	ア 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発	<p>重要な観光資源である古都をはじめとする歴史的風土の消失・質的低下を防止し、適切な保存・活用を図るほか、都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する。</p> <p>さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、文部科学省、農林水産省、国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。</p>	<p>・古都保存法に基づき古都に指定された10都市を対象に、歴史的風土の保存・活用のための支援を行った。</p> <p>・都市公園事業により、観光資源となる歴史的・自然的・文化的資源、又は景観形成上優れた建造物を活用し、観光振興の拠点となる都市公園の整備を推進した。</p> <p>・文部科学省・農林水産省・国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の認定を希望する市町村に対して事前協議を実施し、計画策定を支援した。また、認定を受けた市町村の計画に位置付けられた、歴史的風致の維持・向上に関するハード・ソフト両面の取組について重点的に支援した。</p>
22	25	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	③ 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発	イ 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり	<p>地域に残る古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組を平成32年までに全国200地域で展開するため、意欲のある地域からの相談・要望に対して官民が連携して一元的に対応することにより、取組の円滑化及び高度化を図り、地域再生につなげる。</p>	<p>・古民家活用に関するワンストップ窓口には、令和2年8月現在、地域から140件を超える案件の相談があり、全てに対応した。あわせて、令和元年度以前に相談を受けた14地域への進捗を確認の上、継続的な伴走支援を行い、活用事例集を更新した。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
22	26	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	④ 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発	ア 優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進	<p>優れた自然の風景地には、森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁等、我が国の豊かで貴重な自然環境が多く含まれている。これらは重要な観光資源でもあることから、その保全を図るとともに、適正に利用される必要がある。</p> <p>このため、自然保護思想の普及や自然公園、国有林における保護林、世界自然遺産の保護管理を推進すること等により、自然環境・生態系の保全及び野生生物の保護・管理に取り組むとともに、こうした自然観光資源や明瞭な四季、雪、流水等の国内外の人々を魅了する我が国固有の美しい自然を生かし、地域住民等と行政が連携することにより、観光地域としても魅力的な地域づくりを推進する。</p> <p>また、大都市圏においても、関係機関が連携したまとまりのある自然環境の保全・再生・創出の取組を推進することで、地域住民だけでなく広く圏域住民の交流を推進する。</p> <p>さらに、多様な主体による協働の下、道を舞台に景観・自然・歴史・文化等の地域資源を生かした美しい国土景観の形成を図る運動（日本風景街道等）を促し、人々の交流の拡大等を通じて、地域活性化や観光振興を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国立・国定公園において、公園を取り巻く社会状況等の変化に応じ、適正な保護及び利用の増進を図っている。 ・自然公園等における適正な利用を推進するため、自然公園指導員やパークボランティアの人材の育成を実施するとともに、自然とのふれあいの機会を提供している。 ・国立公園満喫プロジェクトの推進等により、国立公園を活用した地域活性化に努めている。 ・サンゴ礁域や海浜など亜熱帯地域特有の観光資源への影響が顕在化している地域において、利用ルール策定を実施している。 ・ラムサール条約湿地の新規登録・拡張を進めるとともに、普及啓発を図るなど、湿地の保全と賢明な利用を推進した。平成30年10月にラムサール条約湿地を新たに2箇所登録し、国内のラムサール条約湿地の数は52箇所となったほか、1湿地について登録範囲を拡大した。また、各ラムサール条約湿地においても、ラムサール条約の理念にのっとり、エコツーリズムや環境教育を含む賢明な利用の取組が行われている。 ・国指定鳥獣保護区の指定を進めるとともに、巡視や普及啓発等の管理を行った。平成30年度に新たに1箇所を指定し、合計86箇所となっている。 ・種の保存法に基づく希少野生動植物種について、捕獲及び譲渡等の規制を行うとともに、保護増殖事業等を実施し保護を図った。国内希少野生動植物種においては、令和2年までに300種追加指定を目指しており、現在は合計356種となっている。（最近では令和2年1月22日公布、同年2月10日施行） ・林野庁では、世界自然遺産の「知床」「白神山地」「小笠原諸島」及び「屋久島」を始め、原生的な天然林等の保護を目的として「保護林」に設定している国有林野の厳格な保護・管理を行うため、定期的なモニタリング調査や植生回復措置、外来種駆除等を実施した。このほか、登山利用など来訪者の集中により植生の荒廃が懸念される国有林野において、貴重な森林生態系を保全するため、グリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）による巡視や入林マナーの啓発活動等を実施した。 ・また、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した国有林として設定している「レクリエーションの森」のうち、特に優れた景観を有するなど、観光資源としての魅力がある箇所を「日本美しの森 お薦め国有林」として全国で93箇所選定し、訪日外国人観光客も含む利用者の増加や利便性向上を目的として、多言語看板の設置やウェブサイト（日英）の開設等、環境整備や情報発信を重点的に推進した。 ・「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録に向けた手続きが進められる中、沖縄の美しい自然や文化を生かし、環境共生型観光の推進や独自の観光メニューの提供支援等、沖縄県に対し「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた支援を実施。 ・北海道では、生産空間が有する雄大な自然や北海道らしい農村景観、食等の地域資源を活かし、地域の活動団体が主体となり、行政と連携し、「美しい景観」「活力ある地域」「魅力ある観光空間」づくりを行う「シーニックバイウェイ北海道」を推進。第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日閣議決定）において掲げた、「世界水準の観光地の形成」に向け、地域の魅力ある道路景観の重点的保全及びドライブ観光客への情報発信を行う、「秀逸な道」プロジェクトを平成30年4月より始動。魅力ある道路景観を有する道路について、観光資源のひとつとして、インバウンドを含む多くの方に来訪していただけるよう、景観の保全及びドライブ観光客への案内・情報発信を重点的に実施。 ・令和2年3月末現在144ルートが日本風景街道として登録されており、これらのルートについて道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援した。 ・地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設としてみなとオアシスを登録し、構成する緑地等の港湾施設の整備等を支援している。 ・すべての川づくりの基本となる多自然川づくりの推進や自然環境・生態系の保全・再生のための湿地再生、水質浄化等の河川環境整備等事業を推進しているほか、地域住民等と行政が連携することにより、観光地域としても魅力的な地域づくりを推進するため、市町村等における「かわまちづくり計画」の国土交通省への申請や河川占用許可準則緩和の活用等によって、かわまちづくりを推進しており、「かわまちづくり支援制度」の創設年度である平成21年度から令和元年度末までに229箇所を登録している。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
23	27	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	④ 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発	イ 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化	日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」とすることを目的として、関係省庁や関係地方公共団体との連携の下、国立公園満喫プロジェクトを推進し、平成27年に490万人であった国立公園への訪日外国人旅行者数を平成32年までに1,000万人に増やすことを目指す。まずは、平成28年度に先行的、集中的に取り組む8つの国立公園を選定し、各公園において「国立公園ステップアッププログラム2020」を策定しており、上記目的達成に向け、各種取組を計画的、集中的に実施する。具体的には、保護すべき区域と観光に活用する区間を明確化した上で、自然の魅力を最大限に引き出すとともに、大自然の中に身を置き、体感できるよう、関係省庁と連携しつつ、優先的に取り組む地域を中心に、上質な宿泊・滞在施設の誘致や利用環境の整備、エリア内の景観デザインの統一等の景観の改善、ツアー・プログラムの開発等のアクティビティの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンターにおける民間のツアーデスク設置等の新たなサービスの提供、利用者負担の仕組みの導入、訪日外国人旅行者に向けた情報提供等により、守るべき自然を守りつつ、公園区域内の利用の拡大を図る。また、国内外に向けて関係省庁や民間企業の協力を得ながら、ウェブサイト、SNS等様々な媒体により、国立公園の魅力を発信する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園における訪日外国人利用者数は、令和元年に約667万人まで増加。 ・先行8公園では、平成30年度のプロジェクトの中間評価を踏まえて改訂した「国立公園ステップアッププログラム2020」に沿って、地方公共団体・関係省庁・民間企業と連携して取組を推進。分譲型ホテル等を宿舍事業として認可する規制緩和を実施する等民間参入の促進に向けた制度を整備。 ・さらに、民間事業者と連携し令和2年3月までに7公園でグランピング事業を実施し、多様な宿泊サービスの提供を推進。ビジターセンターや展望台、遊歩道の改修等の利用拠点の再整備を実施。先行8公園においては、環境省直轄施設でビジターセンター等の改修/新築15箇所、トイレ洋式化24箇所、歩道整備16箇所、全てのビジターセンターへのWi-Fi導入を実施。案内解説版やビジターセンターの展示等の分かりやすい多言語化を令和元年度までに33箇所で開催。これらにより、利用者の快適な利用環境を向上。ビジターセンター等の公共施設への民間カフェを5箇所で提供。 ・大山隠岐国立公園では、環境省として始めて、設計・施行・運営までを一体的に民間に委ねる契約方式を採用し、再整備に着手。これらにより公共施設におけるサービスを向上。 ・景観を阻害している廃屋について、十和田八幡平、日光、大山隠岐の国立公園で5箇所撤去。大山隠岐では跡地に地場産品販売やレストラン等の民間施設が整備。令和元年からは、国際観光旅客税を活用し、阿寒摩周国立公園などで廃屋撤去やまちなみ改善等を公共と民間が一体となって面的に取り組む滞在環境等上質化事業を開始し、令和元年10公園、令和2年11公園で着手。その他、展望地における樹木の剪定等による眺望改善、電線地中化など、国立公園の景観を改善。 ・国立公園のストーリー性を重視した体験コンテンツの造成支援を通じて、国立公園コンテンツ集2019（日・英）においては17公園を対象に、計185コンテンツ、44モデルコースを掲載。ガイドやコーディネーター等の養成、地域でのプログラム開発、持続可能な体制づくりの強化等を目的にインバウンドを踏まえた人材育成支援事業を実施し、平成29年度から令和元年度にかけて30の国立公園関連地域に支援を行った。 ・慶良間諸島（H30.5）、石垣西表（R1.9）において、入島時の協力金等により環境保全を行う仕組みを導入。妙高山・火打山（妙高戸隠連山）では、令和2年7月より入域料収受を開始。その他、ツアー料金の一部を環境保全費用に還元するなど、利用と保全が循環する仕組みを形成。 ・国立公園の国内外への魅力発信のため、平成28年度には英語版国立公園公式Instagram及びフェイスブックを、令和2年度からは日本語版フェイスブックを開設し、動画や画像を活用して国立公園の最新情報を発信したほか、国立公園における楽しみ方を紹介した記事をメディアに掲載し、誘客を促進した。また平成30年度には日本政府観光局ウェブサイト内に国立公園情報ウェブサイト（英）を開設し、平成31年度にはウェブサイトからアクティビティの予約ができる導線を構築するなど、サイトの利便性の向上等を推進。また、ユーザーに対し、ウェブ広告・SNS・メディア記事と連動したデジタルマーケティングを行い、より親和性の高いターゲット層の分析を行った。 ・国立公園の魅力を民間企業・団体と連携して世界に発信する国立公園オフィシャルパートナーシップについて、これまで75社と締結し（令和2年7月時点）、広域的な連携を強化を図った。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
23	28	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	④ 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発	ウ 滞在型農山漁村の確立・形成	<p>農泊ビジネスの現場実施体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援を行うとともに、関係省庁と連携して、優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。</p> <p>また、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を毎年約20地域認定し、全国へ発信する取組（「ディスカバー農山漁村の宝」）により、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図る。</p> <p>このほか、訪日外国人旅行者等が購入した農畜産物を動植物検疫を経て円滑に持ち出すことができるよう、多言語リーフレットの作成・配布、主要空港等への輸出検疫カウンター設置、検疫手続の更なる円滑化の仕組みの検討及び当該仕組みの普及・啓発等を通じ、動植物検疫体制の整備を推進する。</p>	<p>・農泊の推進について、農山漁村振興交付金に「農泊推進対策」を平成29年度に創設し、「農泊」に取り組む地域の所得向上と地域の活性化を図るため、農泊に取り組む意欲の高い地域（令和2年6月までに539地域を採択）に対して、農泊の実施体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援、農泊ポータルサイトの開設や日本政府観光局と連携したプロモーションなどの国内外へのプロモーション強化など、ソフトとハードの取組を一体的に支援している。</p> <p>・また、ディスカバー農山漁村の宝については、優良事例の選定を平成26年度から開始し、令和元年度までに計179件を選定、全国へ発信を行った。</p> <p>・動植物検疫制度及び持ち出し可能な農畜産物に関する多言語リーフレット及びポスターについて、検疫条件の変更の都度更新し、空港の輸出検疫カウンター等で配布を行うとともに、輸出検疫カウンターにおける輸出検査を適切に実施した。</p>
24	29	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑤ 良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発		<p>国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成のためには、観光交流人口の拡大を生む地域固有の資源である良好な景観形成を図ることが重要な課題となることから、観光サイン等のデザインの統一化等による広域的な景観形成を推進するとともに、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上のため、目に見える形での景観形成を促進する景観まちづくり刷新モデル地区を指定し重点支援する。また、重要文化的景観の選定を行うとともに、重要文化的景観の構成要素となる物件の修理・修景等、保存・活用のために必要な措置に対し支援する。加えて、国営公園等の魅力的な景観等の観光資源を活用するための環境整備や利用促進等の取組を推進する。</p> <p>さらに、主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）において景観計画の策定を促進し、地域の魅力を増進、創出するため、景観法（平成16年法律第110号）に基づく制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。</p> <p>また、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、歴史的建造物の修理、無電柱化等を通じて、良好な景観を形成するとともに地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進める。</p> <p>これらに加え、屋外広告物の安全対策や違反広告物の是正対策を推進するため、地方公共団体と関係団体等の連携強化を促す。また、市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する。</p>	<p>・文部科学省・農林水産省・国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の認定を希望する市町村に対して、計画策定を支援している。また、認定を受けた市町村の計画に位置付けられた歴史的建造物の修理、無電柱化等を重点的に支援し、良好な景観形成を図るとともに歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを推進した。</p> <p>・景観まちづくり刷新モデル地区を10地区指定し、平成29年度から令和元年度までの3年間において景観まちづくりを重点支援した。</p> <p>・令和2年7月31日現在で重要文化的景観を65件選定するとともに、「文化的景観保護推進事業」では重要文化的景観の構成要素となる物件の修理・修景等の保存と活用を図るための取組を支援している。</p> <p>・国営公園等において魅力的な景観等の観光資源を活用した環境整備や利用促進等の取組を行い、令和元年度の入園者数は約3,900万人であった。</p> <p>・手引きの策定や地方公共団体職員を対象とした講習会を通じて、景観計画の策定促進を図るとともに、ソフト面での各種施策の支援を行った。</p> <p>・屋外広告物適正化句間として官民連携による一斉パトロール等の是正指導を推進するとともに、各種会議を通じて、各地域における是正対策に係る情報交換等を行った。</p> <p>・特別緑地保全地区について、平成29年度から平成30年度にかけて33地区を指定するなど、都市に残された貴重な緑地の保全を推進した。また、春季における都市緑化推進運動や都市緑化月間等を通じた市民との協働により、全国各地で緑化活動を推進した。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
24	30	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	ア 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び大会後のレガシー創出に向けた文化プログラムの推進	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び大会後のレガシー創出に向けて、全国津々浦々で文化プログラムを実施し、文化芸術振興をより一層充実させるとともに、食文化等の生活文化を含めた多様かつ幅広い日本文化の魅力について、ポータルサイト等を通じて国内外に効果的に発信することにより、持続的な観光振興に貢献する。その際、全国で文化芸術の創造活動促進や活用等を芸術団体と産学官が連携して行うためのプラットフォームの形成に取り組むほか、文化財と芸術等の文化芸術資源の一体的活用についても推進する。また、各種の芸術創造・鑑賞活動に、障害の有無にかかわらずあらゆる人々が参加できる場を設けることにより共生社会の実現を目指すとともに、観光交流の拡大を図る。 また、文化庁の移転を契機に、地方創生や生活文化の振興等、新たな政策ニーズに対応するための機能を強化し、観光、産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な関連分野との連携の強化等を図る。	・関係機関と連携して、食文化等の生活文化を含めた多様かつ幅広い文化プログラムを全国津々浦々で展開している。特に、中核的事業である「日本博」では、自国文化の魅力等の発見・再認識、外国人の訪日・再訪日・地方への誘客を促進するため、様々な文化資源を活用し、全国各地で年間通じて体験プログラムの創出や多言語での展示等を推進するとともに、国内外への戦略的プロモーションを積極的に行い、文化による国家ブランディングの強化に取り組んでいる。また、令和2年度については、国内観光需要の一層の喚起やコンテンツの海外発信にも重点的に取り組む。 ・「文化情報プラットフォーム（Culture NIPPON）」において、関係省庁、地方公共団体、民間企業等との連携を積極的に進め、全国各地の文化プログラムや文化施設に関する情報の拡充に取り組んでいる。引き続き情報の拡充を図るとともに、民間事業者等が当該情報を活用できる仕組みづくりの検討や外部サイトとの連携等を進め、国内外への発信力の一層の強化に取り組む。 ・地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組に対する支援を実施。令和2年度は83件の支援を実施している。 ・また、障害者による文化芸術の観賞や創造、発表の機会の拡充、作品等の評価を向上する取組等、共生社会を推進する取組に対する支援を実施。令和2年度は39件を支援している。
24	31	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	イ 文化資源を活用した観光を推進する人材の育成	文化資源を活用した観光振興を図るため、文化それ自体を担う芸術家や伝統芸能の継承者を、将来を見据えて育成するとともに、文化財担当者等に対する観光振興に関する講座等の充実や、芸術を観光等に活用するプロデューサーやアートマネジメント人材の育成に取り組む。	・「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」において、新進の芸術家等を対象として、公演・展覧会、研修会、ワークショップ・セミナー等を実施している（令和2年度採択数：53件）「大学における文化芸術推進事業」において、大学の場を活用したアートマネジメント人材等の育成を実施している（令和2年度採択数：24大学）文化財の適切な保存・活用や文化財の魅力を巧みに発信できる人材の育成のため、全国の文化財担当者等を対象とした研修を実施している。 ・平成29年2月に「クールジャパン人材育成検討会」を設置し、クールジャパン産業において必要な人材像を明確化した上で、その育成・集積に向けた方策を包括的・統合的に検討を行い、平成30年3月に最終とりまとめを行った。 ・文化芸術に係るマネジメント人材の育成や文化資源を活用した新事業の創出の支援等、沖縄県に対し「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた支援を実施。
24	32	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	ウ 舞台芸術の振興、情報発信等	歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩し得る高い水準のオペラ、バレエ、演劇、オーケストラ等の現代舞台芸術は観光資源となり得るものであり、これを広く国民に提供するため、国立劇場、新国立劇場や地域の劇場・音楽ホール及びトップレベルの芸術団体における創造発信等を推進する。	・日本芸術文化振興会が運営する各劇場において、各種伝統芸能が古典伝承のままの姿で正しく維持・保存されるように努めるとともに、青少年や社会人等が低廉な価格で伝統芸能の魅力に触れることができるよう、歌舞伎、文楽、能楽及び組踊を中心に鑑賞教室を実施したり、地方における歌舞伎鑑賞機会の充実にも努めている。また、新国立劇場では、主催公演として国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、舞踊（バレエ、現代舞踊）、演劇等を自主制作により上演し、各年代、各層にわたる数多くの人々が広く現代舞台芸術に親しむ機会を提供しているほか、次代の観客を育てることを目的とし、低廉な料金で青少年のための公演を実施している。 ・文化庁としては、舞台芸術創造活動活性化事業において、我が国の芸術文化を牽引する優れた舞台芸術創造活動に対する支援（令和2年度支援件数：212件）しているほか、劇場・音楽堂等機能強化推進事業において、劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発、劇場・音楽堂等間のネットワーク構築を支援している。（令和2年度支援件数：223件）

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
24	33	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	エ メディア芸術の振興	マンガ、アニメーション、映画、メディアアート等のメディア芸術は、広く国民に親しまれているだけでなく、海外でも高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。また、観光旅行者の訪問がアニメーション作品の舞台となった地域の活性化にもつながる等、地方創生に対する機運も高まっている。このため、我が国の優れたメディア芸術を国内外へ発信するとともに、メディア芸術を担う人材の育成も推進する。	・マンガ、アニメーション、映画、メディアアート等のメディア芸術を広く国内外へ発信するため、メディア芸術祭を開催するほか、情報拠点の整備、海外映画祭への出品・出展支援、海外における日本映画の上映等により日本映画の海外発信を進めている。また、OJTによるアニメーション人材や若手映画作家等の育成や、クリエイターへの制作支援を通じ、メディア芸術分野における人材育成を推進している。
25	34	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	オ 国際的な芸術祭の活用	全国各地で開催される国際的な芸術祭は、大きな集客効果や経済効果を見込むことができ、各地の魅力づくりにもつながるものである。このため、創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な地域からの参加等により、国際的に大きな影響力を有する芸術祭の活用を推進する。	・日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業を巻き込みつつ他分野と有機的な連携を図ることで、継続的に世界にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する取組を支援。（令和2年度支援件数：9件）
25	35	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	カ 地域の伝統芸能等の活用	(一財) 地域伝統芸能活用センターによる「地域伝統芸能全国フェスティバル」の開催等を通じて地域に伝承されてきた伝統芸能や伝統行事を発信することにより、地域の伝統芸能等の魅力を活用した文化観光を推進する。 地域における観光振興を図るに当たっては、有形の文化財のみならず、無形の文化財の活用も重要である。こうした認識の下、引き続き、我が国が誇る能や歌舞伎等の伝統芸能や地域の祭り等の保存・活用を支援する。これにより、地域の無形文化財の後世への継承に取り組みつつ、観光振興による地域活性化も図る。	・地域の無形文化財の後世への継承に取り組んでおり、地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）により、令和2年度は194件の支援を実施している。無形文化財等について、重要なものを重要無形文化財等に指定し、その保存のため、保持団体や地方公共団体が行う伝承者の養成や公開事業等に対して助成等を行っている。 ・琉球舞踊・空手等を組み合わせたナイトエンターテイメントショーの開発支援等、沖縄県に対し「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた支援を実施。
25	36	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	キ 外国人富裕層向けの和のコンテンツの情報発信	口コミ等の限定された情報を重視する、欧米豪を中心とした外国人富裕層を誘致するため、欧米豪の有力なオピニオンリーダー等に特別な日本体験をしてもらい、その映像を海外のキー局で強力に発信するとともに、富裕層専門メディアや旅行会社を日本各地に年間100人招請してストーリー性のある日本の伝統・文化を発信することに加え、ターゲットに刺さる日本向けツアーの造成を促進する。	・平成29年度、平成30年度には富裕層向けの海外メディア、令和元年度には富裕層に訴求力を持つインフルエンサーを招請し、日本の富裕旅行向けコンテンツを体験してもらった上での情報発信を実施した。 ・平成29年度から令和元年度まで、年間100人以上の富裕旅行取扱旅行会社を招請し、訪日富裕旅行ツアーの造成を促進した。
25	37	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	ク 地域振興に資する観光を通じたインフラの活用	インフラを観光資源として積極的に公開・開放する取組の充実を図る。そのために、案内体制の確保や安全対策等の受入環境を改善する方策や、地域や民間団体等がインフラをツアーに活用するためのビジネスモデルを検討し、全国に展開していく。	・インフラを観光資源として活用するインフラツーリズムを、付加価値を高め、地域や民間と連携した新たな段階に育て、展開していくために必要な方策を検討するため、有識者懇談会で議論を行い、インフラの魅力を引き出す工夫等をまとめた手引書を平成31年3月に発刊した。また、令和元年度からモデル地区における社会実験を行い、有識者の助言等を受けつつ、インフラツアーの運営体制やガイド育成方策等の受け入れ環境の検討等を実施している。これらを踏まえ、首都圏外郭放水路等において民間企業と連携したインフラツアーを実施している。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
25	38	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	ケ 産業観光の推進	<p>産業観光とは、歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものである。このため、地域における産業観光資源を巡るツアーの造成や遺構の優れた価値の普及等の取組のほか、全国レベルでも産業観光推進懇談会や全国産業観光推進協議会において、これらの取組を推進する活動が行われている。</p> <p>今後、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携等、個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくり等の新たな観光・集客サービスの開発を支援する動きを一段と加速する。また、(独)日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)等と連携し、国内産業観光施設のPR、海外からのメディア・有識者招へい等を通じて地域の産業・観光資源を海外へ効果的に発信する。</p>	<p>・「テーマ別観光による地方誘客事業」において、「Industrial Study Tourism」のテーマを平成30年度から令和2年度まで採択。産業観光の内、特に企業視察や教育旅行といったビジネスインバウンドに特化した「産業訪問」の取組を支援。BtoBビジネスを念頭に、ランドオペレーターや旅行関連サービス等に向けたビジネス情報の整備・発信のほか、受入を行っている企業等のデータベース化や窓口の一本化を図ることで、ワンストップ体制づくりを構築し、持続するための地域ビジネスモデルの創出を実施。</p> <p>・JETROでは、平成29年度、平成30年度において、地方公共団体等関係機関との連携の下、海外からのメディアや業界関係者、インフルエンサー等の招へい等を通じて地域の産業・観光資源を海外へ発信するため、産業観光、スポーツ、アニメ、MICE連携等のテーマで計20件のプログラムを実施。平成31年度においては、日本各地の産地や地域商材を取材し、SNSや各種メディア媒体にて海外に広く発信すると共に、同地域産品の輸出に向けた商談機会を提供し、インバウンド誘客と輸出の好循環を目指すプログラムを計6件実施した。令和2年度では新型コロナウイルスへの対応のため、オンライン型・遠隔型による地域商品の海外への発信事業を実施予定。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
27	39	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	コ スポーツツーリズムの推進	<p>スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむスポーツツーリズムは、国内旅行需要の喚起やゴルフ、スキー等スポーツへの志向性の高い外国人旅行者の訪日促進に寄与するものである。今後、国内外からの交流人口を一層拡大するためには、地域性の高い魅力ある観光資源の創出と、スポーツツーリズムの需要喚起・定着化が必要と考えられる。</p> <p>これからの数年間はラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした国際的メガスポーツイベントが国内で多数開催されることから、合宿・キャンプの誘致等や大会観戦者の国内周遊促進、さらにリピーター化促進も重要となる。</p> <p>このため、地域スポーツコミッションの設立を促し、スポーツ観光資源の開発や、イベント開催、大会・キャンプ等の誘致等の活動に対し支援を行うとともに、関連する産業界とも連携・協働したスポーツツーリズムの魅力訴求により、国民全体の需要を喚起し、定着化を図る。また、スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携し、スポーツと文化芸術が融合した体験型観光素材の創出を図る。</p> <p>さらに、文化体験等を通じて地域の魅力を体験するスポーツツーリズム等の各種の滞在プランの造成を促し、海外に発信するよう取り組む。</p> <p>また、国内外の旅行者が減少する冬期の観光振興のため、スノーリゾート・スノースポーツの魅力向上や国内外への情報発信等に取り組む。</p>	<p>・「地域スポーツコミッション」の更なる拡大と活動の充実のため、「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」において、平成27年度から令和元年度までの5年間で延べ31件の地方公共団体の「スポーツ合宿・キャンプ誘致」や「スポーツアクティビティの創出」等の活動を支援した。こうした取組等により、地域スポーツコミッションの数は着実に増加（56団体（H29.1）→118団体（R1.10））。令和2年度は、これまでの活動支援に加え、ホストタウン等から発展的に新規設立するための支援や新型コロナウイルス禍においても円滑に活動を再開するための支援を新たに行う予定。</p> <p>・スポーツツーリズムの需要拡大と定着化のため、「スポーツツーリズム・ムーブメント事業」において、各種会議やマーケティング調査等を実施し、「スポーツツーリズム需要拡大戦略（H30.3）」及び「武道ツーリズム推進方針（R2.3）」を策定した。これらの戦略等に基づき、平成30年度及び令和元年度はデジタルプロモーションや普及啓発セミナー・フェア等を実施した。令和2年度は、スポーツツーリズムの課題解決や需要拡大のための新たな会議を開催するとともに、更なるマーケティング調査等を実施する予定。</p> <p>・令和2年度の新たな取組として、「「スポーツ資源」を活用したインバウンド拡大の環境整備」において、各地域が誇る地域資源とテーマ別のスポーツを掛け合わせたコンテンツの造成・環境整備等のモデル事業を行うとともに、施設等の資源情報データベースや新たなプロモーションコンテンツ等を整備し、ポストコロナ時代の高付加価値コンテンツを創出する予定。</p> <p>・その他、全国の地方公共団体、地域スポーツコミッション、民間企業、一般国民等に対し、スポーツ庁や関係団体が行う施策を広く発信するため、サイクルエキスポやツーリズムエキスポジャパン等におけるブース出展や各種講演等において、スポーツツーリズムに取り組む意義や事例等を紹介した。</p> <p>・世界各国のゴルフツーリズムの関係者が集うアジア最大の商談会である「アジア・ゴルフ・ツーリズム・コンベンション（AGTC）2021」を、日本初の開催地となる宮崎県に誘致した。誘致にあたり、平成31年3月に観光庁が主催したゴルフツーリズムセミナーにAGTC主催団体のIAGTO（International Association of Golf Tour Operators）会長を招いた上で、観光庁長官によるサポートレターを宮崎県を通じて提出するなど、積極的に働きかけを行った。また、スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携した具体的施策として「スポーツ文化ツーリズムアワード」及び「スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」を平成28年以降毎年実施し、スポーツ文化ツーリズムの優れた取組を評価するとともにその普及を図った。</p> <p>・ツーリズムエキスポジャパン等において有識者を交えたセミナーを開催し、旅行商品造成に向けた情報発信を行った。</p> <p>・平成26年度に設置した「スノーリゾート地域の活性化に向けた検討会」の最終報告（平成29年4月とりまとめ）を踏まえ、スノーリゾート地域の活性化に向けた今後の具体的な取組を、官民が連携して推進するため、平成29年度から、「スノーリゾート地域の活性化推進会議」を開催し、アクションプログラムの策定、モデル事業の実施、その成果の横展開等を実施した。</p> <p>・令和元年度より、スノーリゾート形成に向けた投資機運を高めることを目的として金融機関、地方公共団体等のメンバーでスノーリゾートへの投資の課題・ボトルネックを明らかにし、解決方策を検討する「スノーリゾートの投資環境整備に関する検討会」を開催した（令和2年4月とりまとめ）。また、令和2年度より「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」を開始し、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における取組への支援を実施した。</p> <p>・日本政府観光局にて、冬の旅行先としての日本の魅力を訴求するスノーサイトの多言語化や冬季誘客に向けたオンライン広告等の訪日プロモーションを実施した。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
27	40	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	サ 離島地域等における観光振興	<p>離島地域においては、交流人口拡大による自立的発展を促進する観点から、地理的・自然的特性を生かしつつ、産業等の振興や観光開発につながる体験滞在等を通じて、国内外との交流を促進する。特に、特定有人国境離島地域は、我が国の領海等の保全等に関する活動拠点としての機能を維持する観点から、継続的な居住が可能となる環境の整備を図る必要がある。このため、地域の魅力の掘り起し・商品化や現地観光サービスの担い手の育成等の滞在型観光の促進に係る取組を支援し、観光業での雇用の創出・拡大を促進する。</p> <p>半島地域においては、優れた自然景観と多様な資源に恵まれるとともに、海を通じた交易・交流の拠点として栄えてきた歴史を持つことから、これらの独自の自然・文化資源を活用し、魅力ある広域的な観光ルートの形成、体験滞在型余暇活動の促進等を図る。</p> <p>豪雪地帯においては、雪国の多様で豊かな自然環境、生活文化等各種観光資源の発掘・再評価を行うとともに、雪国の特性を生かした観光・レクリエーションの振興等による多様な交流を促進する。</p> <p>北方領土隣接地域においては、旅行者拡大が国民への北方領土問題の啓発に寄与する観点も踏まえ、北方領土に隣接する地域特性を生かしつつ、恵まれた自然環境等の豊富な資源を生かした新たな観光メニュー創造に向けた取組等を推進し、領土教育をはじめとする多様な交流を促進する。</p>	<p>・交流人口の拡大による離島の自立的発展の促進を目的に市町村等が実施する「交流促進事業」について離島活性化交付金事業により支援。また、全国の島が一体となって島のもつ自然・歴史・文化・生活などのすばらしさをアピールし、交流人口の拡大、Uターン等の促進を図り、離島地域の活性化に資する目的で行う「離島」と「都市」との交流事業である「アイランダー」を開催。半島振興広域連携促進事業を用いた地方公共団体の観光に資する取組について支援を行っている。</p> <p>・また、半島振興法に基づき道府県により策定された半島振興計画において、観光に資する取組が多く盛り込まれており、半島地域の地方公共団体において観光振興が推進されている。</p> <p>・豪雪地帯対策基本計画に基づき、毎年、雪に親しむことをテーマに全国各地で実施した雪まつりや冬季スポーツ教室等の交流活動状況について実態を把握し、関係地方公共団体に情報提供を行った。</p> <p>・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により、特定有人国境離島地域の地方公共団体が実施する、地域の魅力を活かした着地型観光サービスの造成や現地の担い手育成等、滞在型観光の促進に係る取組を支援。</p> <p>・離島における体験・交流の促進や離島旅行商品の造成支援等、沖縄県に対し「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた支援を実施。</p> <p>・北方領土問題への国民の理解・関心を高めることを目的に、次のとおり北方領土隣接地域の魅力の発信に関するシンポジウムを3回開催（『北方領土隣接地域の魅力発信するシンポジウム』（平成29年6月：根室市）、『来て・みて・感じて！「ねむろ地域」の魅力再発見・発信シンポジウム』（平成30年8月：中標津町）、『来て・みて・感じて！ねむろ地域魅力発信シンポジウム』（令和元年12月：東京）したほか、次代を担う若い世代の関心を喚起するため修学旅行誘致施策を実施。</p> <p>・平成30年5月に北海道が「第8期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」を作成（国土交通大臣同意）し、この中で6つの基本的な方向として「地域の資源を活かした交流人口の拡大」を規定。北方領土隣接地域において、北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金により地域の資源を活かした交流人口の拡大に向けた取組を支援。</p>
28	41	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	シ マリンレジャーを活用した地域観光の振興等	<p>ボートパークの整備等による収容保管能力の向上と放置等禁止区域の指定拡充等の規制措置を両輪としてプレジャーボートを円滑に収容し、公共水域の適正な利用促進を図るほか、マリンレジャーの拠点であり、周辺地域の観光情報発信の機能も備える「海の駅」の設置支援及びネットワーク化を図るとともに、「海の駅」を活用して地域の特性を生かしたイベントの開催や、多様なマリンレジャーの体験機会の提供を推進する。</p>	<p>・国土交通省及び水産庁は「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、平成30年時点のプレジャーボート全国実態調査を実施して、放置艇隻数や対策の取り組み状況について確認を行うとともに、推進計画満了時（令和4年度）において放置艇を解消する目標が達成できるよう、水域管理者等と連携しながら引き続き放置艇対策の取り組みを推進することで、水域を観光資源として活用するレクリエーションの振興にも貢献している。</p> <p>・マリンレジャーの拠点となる「海の駅」は、平成28年度末の163駅から8駅増加し、令和2年7月末時点で171駅となった。「海の駅」では、体験クルーズなどのイベントを開催している。平成29年度からは、毎年度クルーズ観光のモデルルートとなる「マリンチック街道」を選定し、平成29年度から令和2年7月末までに全国23ルートを選定した。また、平成30年度からは、民間企業と連携し、若年層向けマリンレジャーの無料体験機会の提供を推進している。</p>
28	42	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	ス 水辺における環境学習・自然体験活動の推進等	<p>水辺に近づきやすくする河岸を整備するとともに、学習プログラムの紹介等の水辺での活動に対する支援を行い、身近な水辺における環境学習・自然体験活動を推進する。また、みなとの良好な自然環境を活用し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPO等による自然体験・環境教育プログラム等の開催の場ともなる緑地・干潟等の整備を行うとともに、既存ストックの利活用を促進する。</p>	<p>・親水護岸を整備するとともに干潟などの良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に、国、地方公共団体、教育機関、NPO等が連携して自然体験・環境教育プログラムを実施している。</p> <p>・児童やその保護者を対象に、磯場や干潟などにおいて「海辺の自然学校」を開き、海辺との親しみや楽しみの場を設け、自然環境の保全・保護に貢献する学びを推進している。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
28	43	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	セ 農山漁村の地域資源の活用支援	<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画の認定や、6次産業化ネットワーク活動交付金による新商品開発や販路開拓、加工・販売施設等の整備への支援、農林漁業成長産業化ファンドによる出資、国家戦略特区における農家レストランの特例の活用等により「農山漁村の6次産業化」の取組を推進する。</p> <p>また、グリーン・ツーリズムの普及拡大を図るため、良好な景観や歴史的風土に恵まれた農山漁村において、都市との交流の取組の中心となる人材の育成を支援するとともに、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市と農山漁村の出会いの場の設定、小学生の農山漁村における宿泊体験活動、都市住民等の多様な主体によるボランティア活動、交流拠点施設等の整備を推進する。</p> <p>さらに、世界農業遺産及び日本農業遺産への認定を、農林水産物のブランド化や観光振興等へ活用し、農山漁村地域の振興を図るとともに、地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例として「ディスカバー農山漁村の宝」を毎年約20地域認定し、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図る。</p> <p>これらの取組を踏まえつつ、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。</p> <p>このほか、訪日外国人旅行者等が購入した農畜産物を動植物検疫を経て円滑に持ち出すことができるよう、動植物検疫体制の整備を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特区における農家レストランの特例については、令和2年3月31日から全国展開措置済み。 ・令和2年7月末時点において、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画の認定件数は2,569件、農林漁業成長産業化ファンドの出資決定案件は162件、出資決定額は約146億円となっている。また、6次産業化ネットワーク活動交付金（平成30年度より食料産業・6次産業化交付金）により、新商品開発や販路開拓、加工・販売施設等の整備への支援を行った。 ・関係省庁と連携し、農林水産省においては、農泊推進対策を通じて、受入体制の整備や体験プログラムの開発など小学生をはじめとした子供の農山漁村における宿泊体験活動の取組を推進している。 ・令和2年8月現在、世界農業遺産11地域、日本農業遺産15地域が認定されている。認定地域における農林水産物のブランド化や観光振興の取組が、より効果的なものになるよう、農業遺産制度の認知度向上のための情報発信を実施している。また、ディスカバー農山漁村の宝については、優良事例の選定を平成26年度から開始し、令和元年度までに計179件を選定、全国へ発信を行った。 ・農泊の推進について、農山漁村振興交付金に「農泊推進対策」を平成29年度に創設し、「農泊」に取り組む地域の所得向上と地域の活性化を図るため、農泊に取り組む意欲の高い地域（令和2年6月までに539地域を採択）に対して、農泊の実施体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援、農泊ポータルサイトの開設や日本政府観光局と連携したプロモーションなどの国内外へのプロモーション強化など、ソフトとハードの取組を一体的に支援している。 ・グリーン・ツーリズムを通じた都市と農山漁村の交流人口（グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数）は、令和元年度に1,207万人となった。 ・動植物検疫制度及び持ち出し可能な農畜産物に関する多言語リーフレット及びポスターについて、検疫条件の変更のを都度更新し、空港の輸出検疫カウンター等で配布を行うとともに、輸出検疫カウンターにおける輸出検査を適切に実施した。
29	44	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	ソ 大都市における観光の推進	<p>大都市の観光は国際的に大きく注目されており、我が国の大都市も観光のポテンシャルが極めて高いことから、その底上げを図ることが必要である。このため、関係者間の連携を強化し、例えば、伝統芸能の芝居やコンサート等のスタート時間の後ろ倒しや、居酒屋等の飲食店のインバウンド対応等、大都市ならではの観光資源の更なる活用、外国人旅行者の受入環境の充実、積極的なプロモーション等の取組を一層促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度より、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、東京都品川区において舟運を活用した観光地づくりを推進。平成28年度からは新たに東京都千代田区秋葉原におけるメディア博物館構想に対する支援等を行っている。また、後継事業として平成30年度より「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」を実施し、大阪・神戸におけるスポーツを中心としたインバウンド向けのコンテンツ開発やプロモーション等を支援している。 ・最先端観光コンテンツインキュベーター事業の展開事業として、能楽公演の夜間開催や居酒屋等のインバウンド対応等、ナイトタイムエコノミーの推進に向けた多種多様なコンテンツを造成した。また、その事業成果やコーチング支援による事業過程等を取りまとめ、観光庁ウェブサイトで公開するとともに各地域の観光地域づくり法人（DMO）等へ展開した。 ・観光振興事業（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）等において、大都市も含め、多言語案内標識の整備、公衆トイレの洋式化、無料Wi-Fi環境の面的整備等の外国人旅行者の受入環境整備を推進している。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
29	45	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	タ エコツーリズムの推進	<p>エコツーリズムとは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、それら資源の保護に配慮しつつふれあい、これに関する知識及び理解を深める活動であり、自然観光資源の適切な利用を促進し、新たな観光需要を掘り起こすとともに、持続可能な観光のあり方として重要なものである。</p> <p>これを推進するため、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づき、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理、広報活動等のほか、地域協議会に対する技術的助言等を実施する。</p>	<p>以下の施策を実施することにより、エコツーリズムの推進を図った。</p> <p>①エコツーリズムに取り組む地域への支援 平成29年度から令和元年度までの3年間で計49地域に対して、自然資源を活用した地域のガイドやコーディネーター等を対象とした人材育成を、集合研修の実施やアドバイザー派遣等により支援した。 エコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費（国費1/2）を支援するため、平成23年度から令和元年度までの9年間で計59団体に交付金を交付。</p> <p>②エコツーリズム推進全体構想の認定・周知 エコツーリズム推進法に基づく全体構想は、埼玉県飯能市、沖縄県渡嘉敷村・座間味村、群馬県みなかみ町、三重県鳥羽市、三重県名張市、京都府南丹市、東京都小笠原村、北海道弟子屈町、富山県上市町、愛媛県西条市・久万高原町、宮崎県串間市、鹿児島県奄美群島、東京都檜原村、岐阜県下呂市、群馬県前橋市、熊本県阿蘇地域、奈良県川上村の計17地域を認定。（認定順）</p> <p>③エコツーリズム推進・普及のための広報活動等 毎年9～10月に開催される「ツーリズムEXPO」へのブース出展や、環境省ウェブサイト上での情報発信により、国内のエコツーリズムの取組状況のPRを実施。</p> <p>④最先端観光コンテンツインキュベーター事業 最先端観光コンテンツインキュベーター事業の展開事業として、地域固有の自然を活用する体験事業者が、地域の一次産業と連携する基盤を整備し、自然と共生する地域生活を体感できるツアー造成を実施した。また、その事業成果やコーチング支援による事業過程等を取りまとめ、観光庁ウェブサイトで公開するとともに各地域の観光地域づくり法人（DMO）等へ展開した。</p> <p>⑤テーマ別観光による地方誘客事業 「テーマ別観光による地方誘客事業」において、「エコツーリズム」のテーマを平成28年度から30年度まで採択。エコツーリズムに積極的に取り組んでいる事業者や観光組織を集め、勉強会等を通じた連携を図り、集客力を高めた上で、欧米市場向けのマーケティング調査や受入マニュアル作成、海外旅行博出展等の取組を通じて、欧米市場の開拓を実施。</p>
29	46	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	チ ヘルスツーリズムの推進	<p>ヘルスツーリズムとは、自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態であり、医療に近いものからレジャーに近いものまで様々なものが含まれる。長期滞在型観光にもつながるツーリズムであり、地域や民間とも連携して取組を進める。</p>	<p>・「テーマ別観光による地方誘客事業」において、「ONSEN・ガストロノミーツーリズム」のテーマを平成30年度から令和2年度まで採択。温泉地を拠点として、「食」「自然」「歴史・文化」等の地域資源をウォーキング等により体感する取組を支援。長期滞在型・体験型の観光の拠点として活性化させることを目的として、認知度向上のためのシンポジウムや、モデル地域での実証事業を実施。</p> <p>・令和元年度から、「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業」にて、人間ドック等の医療サービスと地域の温泉等を組み合わせた滞在プランの造成・実証を行うとともに、医療機関の受入体制構築や地域の協力体制構築等に関するコンサルテーションを実施。また、地方誘客にあたってのプロモーション手法や海外医療機関との連携方法等を検証。令和2年度は、令和元年度の成果を踏まえ、更なる事業展開を図る。</p>
30	47	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	ツ 温泉の保護並びに可燃性天然ガスによる災害の防止及び適正な利用の確保	<p>温泉は、古くから国民の療養、保養及び休養等に広く利用されてきている貴重な自然資源であり国内のみならず国際的にも関心が高い観光資源であるが、拡大する温泉利用による資源枯渇のおそれや温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害のおそれがあることから、大自然の恵みである温泉を将来世代に引き継ぐため、温泉の保護対策及び可燃性天然ガスによる災害の防止対策の充実を図るための調査研究等を推進する。</p> <p>また、多様化する国民のニーズに対応するため、利用者が好みの温泉の種類や温泉地を容易に選択できるよう、温泉の成因等の科学的な情報を発信するとともに、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、育むための施策を展開する。</p>	<p>・温泉の保護対策及び可燃性天然ガスによる災害の防止対策の充実を図るための調査研究等を実施した。</p> <p>・「新・湯治推進プラン」に基づき、温泉地全体の療養効果の発信を行うため、温泉地と連携して調査を行うとともに、多様な言語での温泉利用時の注意事項や効用等の情報発信を行った。</p> <p>・「新・湯治推進プラン」に基づき、地方公共団体・団体・企業等のネットワークを作り、温泉地活性化に関するセミナー開催やメールマガジン等による情報共有等を行い、温泉地活性化に向けての活動を行い、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、はぐむための施策を行った。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
30	48	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	テ 国家戦略特区制度等の活用【施策 1. (一) ①オ 再掲】	再掲（施策番号5）	再掲（施策番号 5）

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
30	49	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	① 国際交通機関の整備	ア 国際拠点空港等の整備等	<p>訪日外国人旅行者の増加による内需拡大・雇用増を通じて日本経済の活性化に資するためには、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。</p> <p>首都圏空港においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催、さらにはその先を見据え、首都圏の国際競争力の強化、増加する訪日外国人旅行者の受入れ、地方創生等の観点から、首都圏空港の機能強化に取り組む。</p> <p>特に、観光ビジョンで掲げた平成32年の訪日外国人旅行者数4,000万人、平成42年の6,000万人の目標達成に向けては、約4割の訪日外国人旅行者の玄関口となっている首都圏空港の機能強化が必要不可欠である。</p> <p>具体的には、羽田空港については、現在の年間発着容量は44.7万回、そのうち国際線の発着枠は9万回となっており、18カ国・地域の32都市との間で国際線が就航している。今後、地元の理解を得て、飛行経路の見直し等に必要となる航空保安施設や誘導路等の整備、環境対策を着実に進め、平成32年までに空港処理能力を約4万回拡大し、国際線の増便を図る。拡大される約4万回の発着容量は、観光ビジョンで掲げた訪日外国人旅行者数の目標達成を戦略的に進めるために重要な路線や、我が国の国際競争力の強化に資する日本発の直行需要の高い路線に活用することを主眼とする。</p> <p>成田空港については、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、平成32年までに空港処理能力を約4万回拡大するため、高速離脱誘導路の整備等に取り組むとともに、第3滑走路の整備や、夜間飛行制限の緩和等について、地域住民への説明を進める等、平成32年以降も見据えた更なる機能強化に向けて取り組む。</p> <p>首都圏におけるビジネスジェットの乗り入れについては、スポットの増設等による駐機可能数の増加や羽田・成田両空港の連携推進等、更なる受入環境改善の検討を進める。</p> <p>関西空港については、平成28年4月よりコンセッションを実施し、新たな運営権者による運営が開始されたところであり、今後は運営権者がそのノウハウを最大限に活用すること等により、国際拠点空港としての再生・強化が図られるよう、新関西国際空港株式会社への監督等を通じて適切に対処していく。</p> <p>中部空港については、事業実施主体である中部国際空港株式会社と連携し、LCC専用旅客ターミナルを整備することにより、訪日外国人旅行者の受入体制を強化する。</p> <p>訪日外国人旅行者を地方へ誘導する観点から、三大都市圏以外の空港への訪日外国人旅行者の拡大に向けた取組も併せて必要となる。</p> <p>具体的には、新千歳空港においては、平成28年度の国際線航空便の乗り入れ制限の緩和及び1時間当たりの発着枠の拡大を最大限活用し、国際航空便の受入拡大を着実に実施するとともに、エプロン拡張、誘導路の新設やCIQ施設の整備を行う。</p> <p>また、福岡空港・那覇空港では、滑走路増設事業等を引き続き実施する。</p> <p>さらに、その他の地方空港においても、「地方イン・地方アウト」の流れを創出するため、着陸料軽減等の取組により、地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進を図り、地方における訪日外国人旅行者の受入れを拡大する。加えて、LCCの新規就航促進に向け、地方空港や地方公共団体と連携しながら「Routes Asia」等の場において、海外の航空会社に対し、新規就航や増便を積極的に働きかけるとともに、地方空港や地方公共団体が新規路線を誘致するに際し、インセンティブとして日本政府観光局が協働でプロモーションによる支援を行う。あわせて、民間の能力を活用した空港経営改革を推進することにより、地域活性化の核となる真に魅力ある空港の実現を目指す。具体的には、仙台空港については平成28年7月1日よりコンセッションが開始されたところであり、仙台空港に続き高松空港、福岡空港についてもコンセッションの実施へ向けた取組を推進する。さらに、北海道については、広域観光周遊ルートの形成を促進する等北海道全体の観光発展や地域の活性化を実現するため、北海道内の複数空港の一体的な運営の民間委託（コンセッション等）に向けた取組を推進する。増大する航空需要を支える我が国の操縦士の不足が深刻となっていることから、更なる訪日外国人旅行者の増加等に対応するため、航空大学校における操縦士の養成規模を拡大する等、必要な操縦士の養成・確保を行う。</p>	<p>・羽田空港については、令和2年夏ダイヤから新飛行経路の運用を開始し、国際線の発着容量を年間約4万回拡大した。増加分の発着枠については、訪日需要への対応や国際競争力強化の観点から配分対象候補国の選定を行った上で各国との航空交渉を実施し、羽田未就航の多くの大都市を抱える米国、中国と、羽田未就航国のロシア、オーストリア、インド、イタリア、トルコ、フィンランド、スカンジナビアの合計9カ国・地域に配分している。</p> <p>・成田空港については、令和元年12月に高速離脱誘導路の整備が完了し、令和2年夏ダイヤから発着容量を年間約4万回拡大した。また、地元合意に基づき、発着容量を年間50万回とする更なる機能強化のため、第3滑走路の整備等を令和10年度末の供用開始に向けて実施中。</p> <p>・羽田空港におけるビジネスジェットの乗り入れについては、既存スポット運用の工夫により駐機可能数拡大を行うとともに、駐機可能スポットの増設等に向けた検討を進めた。</p> <p>・関西国際空港については、平成28年4月より運営の民間委託が行われており、「スマートセキュリティ」システムの導入拡大やビジネスジェット専用施設の整備等の民間の創意工夫を活かした機能強化に取り組んだ。</p> <p>・中部空港については、LCCの新規就航等に対応するためLCC専用旅客ターミナルの整備を進め、令和元年9月20日に開業した。</p> <p>・新千歳空港については、国際線需要の増加に伴い、国際線区域において誘導路の新設やエプロンの拡張等を行うとともに、令和2年3月29日から1時間あたりの発着枠を42回から50回に拡大を行った。</p> <p>・福岡空港においては、国内線ターミナル地域再編事業が完成し、令和2年3月29日から1時間当たりの発着枠を35回から38回に拡大するとともに、引き続き、滑走路増設事業を実施している。</p> <p>・那覇空港については、2本目の滑走路増設を行い、令和2年3月26日に供用を開始し、滑走路処理容量を13.5万回から24万回へ拡大。引き続き、機能強化のため国際線ターミナル地域再編事業等を実施している。</p> <p>・各市場における新規就航・増便にあわせ、広告事業等の共同プロモーションを実施した。また、新規就航・増便計画に関する情報収集及びその計画実現に向けた働きかけ等を実施するために、商談会に出展した。</p> <p>・さらに、国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」等に対して、それぞれの空港の状況に応じて、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費の支援等の新規就航・増便への支援やボーディングブリッジやCIQ施設の整備等の受入環境の高度化への支援等を実施し、関係省庁と連携して、各地域における国際線就航を通じた訪日客誘致の取組を促進する。</p> <p>・令和2年度からは、新規就航・増便の支援の対象拡大等を実施し、航空ネットワークの回復・充実を図る。</p> <p>・空港でのコンセッションについては、仙台空港（平成28年7月～）、高松空港（平成30年4月～）、福岡空港（平成31年4月～）、熊本空港（令和2年4月～）、北海道内7空港（令和2年6月～順次）において民間による運営を開始した。また、広島空港において、令和3年7月からの運営開始に向け公募選定手続きを行っている。</p> <p>・「明日の日本を支える観光ビジョン」における訪日外国人旅行者数目標の達成に向け、必要な操縦士を着実に確保するため、操縦士の安定的な供給源として中心的な役割を担う航空大学校の養成規模を拡大（定員72人→108人）するとともに、私立大学等の養成機関において養成する者を対象に、高額な学費負担を軽減するため、無利子貸与型奨学金の創設を平成30年度より実施した。また、自衛隊での飛行経験が豊富な操縦士を対象に、計器飛行証明の試験方法の合理化を平成31年4月に実施した。</p> <p>・コンセッション事業の重点分野等を定めた「PPP/PFI推進アクションプラン」を令和2年7月に改定し、空港分野を引き続き重点分野に指定した。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
32	50	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	① 国際交通機関の整備	イ 更なる航空自由化の推進	<p>平成19年5月策定の「アジア・ゲートウェイ構想」以来、我が国では、「国を開く」施策の一環として、航空会社の新規参入や増便の促進、航空会社間の競争促進による利用者利便の向上を図るべく、二国間での国際航空輸送における企業数、路線及び便数に係る制限を相互に撤廃する航空自由化（いわゆるオープンスカイ）を推進してきた。現在、31の国・地域との間でオープンスカイに合意済みであり、日本発着総旅客数ベースでは95%をカバーしている。引き続き、成田空港や地方空港において、我が国との往來の増加が見込まれる国や地域との間で戦略的かつ積極的にオープンスカイを推進する。</p> <p>また、東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）加盟国からの訪日外国人旅行者数は急速に拡大している。従前は日本と相手国の二国間で航空関係の拡大に取り組んできたところであるが、平成25年12月の日本・ASEAN首脳会談を受け、平成28年3月から、我が国として初めての取組となる地域的な航空協定の締結に向けた協議を開始した。地域的な航空協定が締結されれば、一挙にASEAN加盟10カ国との間で航空関係を拡大することが可能であり、また、ASEAN域内での同一水準の航空自由化を実現することができる。成長著しいASEAN地域からの訪日外国人旅行者の需要を着実に取り込むため、ASEANとの地域的な航空協定の締結に向けた協議を推進していく。</p> <p>さらに、国際旅客チャーター便についても、平成28年4月に地方空港における国際旅客チャーター便の個札販売の規制を緩和したところである。更なる航空自由化の推進のため、チャーター便に係る規制のあり方を見直す。</p>	<p>アジア等海外の旺盛な経済成長を取り込みつつ、世界的な航空自由化に伴う競争環境の変化に対応するため、首都圏空港を含むオープンスカイを戦略的に推進し、令和2年8月現在、合計で36箇国・地域との間でオープンスカイを実現済み。</p> <p>また、日・ASEAN航空協定締結に向け、ASEANとの議論を継続している。</p> <p>国際旅客チャーター便について、平成29年8月にチャーターの形態についての制限撤廃、包括旅行チャーターの個札販売、卸売要件の緩和を行った。</p>
32	51	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	① 国際交通機関の整備	ウ クルーズ船受入れの更なる拡充	<p>増大するアジアのクルーズ需要を取り込み、クルーズ船の寄港が地域経済に与える効果を拡大することが期待される中で、クルーズ船が寄港するための港湾施設の不足や、寄港地が西日本の一部の港に集中する傾向がある等の課題がある。</p> <p>このため、北東アジア海域をカリブ海のような世界的なクルーズ市場に成長させ、クルーズ船の寄港を生かした地域創生を図るため、「訪日クルーズ旅客を平成32年に500万人」の実現に向けた取組を推進する。</p> <p>具体的には、既存ストックを活用したクルーズ船の受入環境改善や寄港地を探すクルーズ船社と港湾管理者のマッチングを図るサービスの提供、クルーズ旅客の受入機能の高度化等によりクルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現する。</p> <p>また、旅客施設等への船社の投資に併せ、国・港湾管理者が岸壁の整備や利用調整等のハード・ソフト両面からの支援を行うことによるクルーズ船の長期的かつ安定的な寄港の確保や民間事業者による旅客施設の整備に対する支援により、世界に誇る国際クルーズ拠点の形成を図る。</p> <p>さらに、官民の関係者からなる地域協議会や港湾協力団体等の新たな主体の活躍の場の開拓、みなとオアシスを活用した農水産物の販売環境の改善等、クルーズ船の寄港急増に対応した新たなクルーズビジネスの展開を図る。</p> <p>これらに加え、全国の港湾管理者等で構成する全国クルーズ活性化会議と連携した寄港地の全国展開や、フライ&クルーズ商品のASEAN市場への展開に向けたプロモーションを推進する。</p>	<p>・令和元年には、訪日クルーズ旅客数は215.3万人、我が国港湾への寄港回数は2,867回（速報値）となった。クルーズ船の寄港増加等に対応するため、既存岸壁の改良等を実施するとともに、クルーズ旅客の利便性や安全性の確保等を図るため、屋根付き通路や大型テント設置等の事業についての支援や、クルーズ船が寄港するターミナル等における多言語対応やトイレの洋式化、Wi-Fi環境の整備等を実施した。</p> <p>・クルーズコンタクト窓口として、クルーズ船社等からの相談に対し、必要に応じてCIQ関係省庁と調整を図るなどの対応を実施した。</p> <p>・平成29年7月に港湾法を改正し、同法に基づき、旅客ターミナルビル等へ投資するクルーズ船社が岸壁を優先的に利用できる新制度を適用する「国際旅客船拠点形成港湾」として9港を指定する等、官民が連携した国際クルーズ拠点の形成を推進している。</p> <p>・令和2年7月末までに、各港湾管理者により41団体が港湾協力団体として指定され、国土交通省港湾局により141箇所をみなとオアシスとして登録している。指定及び登録された団体等によりクルーズ船歓迎イベントの開催、地域産品の提供及び港の賑わいを創出させ、クルーズ船の受入れ環境の向上を図った。</p> <p>・寄港地の全国展開に向け、全国クルーズ活性化会議と連携し、クルーズ船社と港湾管理者など海外クルーズ船関係者を国内に招請し商談会を開催した。</p> <p>・クルーズ国際見本市へ共同出展者と共に参加しクルーズ船誘致のためのプロモーションを実施した。</p> <p>・新型コロナウイルス感染事案の発生を踏まえ、クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドラインを令和2年度を目途に策定する等、再び安心してクルーズを楽しめる環境整備を図ることとしている。</p> <p>・マレーシア、フィリピン、インドネシア、ベトナム等における日本政府観光局主催の訪日旅行セミナーにおいて、現地旅行会社等を対象として、日本発着フライ&クルーズの魅力発信を行った。（平成27～令和元年度実施。（各年1～2カ国で開催。））また、平成30年3月及び令和元年3月にAJTP（ASEAN Japan Transport Partnership）のウェブサイトクルーズ関連情報を掲載した。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
33	52	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	① 国際交通機関の整備	Ⅰ 航空保安システム・海上航路の整備	<p>航空交通の安全確保を最優先としつつ、管制空域の上下分離や複数の空港周辺の空域（ターミナル空域）の統合等による空域の抜本的再編、並びに、航空交通システムの更なる高度化及び新しい管制情報処理システム（統合管制情報処理システム）の整備等による業務実施体制の強化により管制処理容量を向上させ、観光ビジョンで掲げた平成42年の訪日外国人旅行者数6,000万人の目標達成に対応するための基盤を構築する。</p> <p>クルーズ船の受入れにも資する開発保全航路の整備をはじめ、所要の航路整備事業を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・航空交通の安全確保を最優先としつつ、管制処理容量を向上させるため、以下の整備等を実施した。 ・新しい管制情報処理システムとして、空港及び空港周辺空域における管制業務に使用する「空港管制処理システム」、航空路における管制業務に使用する「洋上管制処理システム・航空路管制処理システム」、航空交通管理業務（空港及び航空路における適正な交通量の管理、航空機の訓練等に使用する空域の使用調整）に使用する「航空交通管理処理システム」を整備した。（平成29年3月～令和2年1月） ・空域の有効活用により航空機の運航効率を向上するため、鹿児島進入管制区（鹿児島空港周辺の管制業務を実施する空域）に隣接する宮崎進入管制区（宮崎空港周辺の管制業務を実施する空域、宮崎空港事務所にて業務を実施）に係る管制業務を、鹿児島ターミナル管制所（鹿児島空港事務所）において実施する体制を構築した。（平成29年10月） ・那覇航空交通管制部（沖縄及びその周辺の航空路管制業務を実施）を廃止し、新たに設置した神戸航空交通管制部にて当該管制業務を実施する体制を構築した。（平成30年10月） ・東京進入管制区（首都圏の管制業務を実施する空域、東京空港事務所にて業務を実施）の拡大及び関連する東京航空交通管制部（首都圏を含む東北地方から関西地方の航空路管制業務を実施）の管轄空域を変更した（令和元年7月）。また、当該進入管制区の拡大にあわせ、ポイントマージシステム（航空機が扇形の経路を飛行した後、マージポイント<合流点>へ直行する新たな管制手法）を導入し、首都圏空域の効率化を図った（令和元年7月）。 ・那覇ターミナル管制所（沖縄及びその周辺の管制業務を実施）について、業務実施場所を統合した。具体的には、沖縄本島周辺の航空機に係る管制業務を那覇空港事務所において実施していたが、航空機の運航効率向上に向けた将来の空域統合を見据え、先島諸島周辺の航空機の管制業務を実施している官署（旧那覇航空交通管制部）において当該管制業務を実施する体制を構築した（令和2年1月）。 ・クルーズ船の受入れにも資する開発保全航路の整備をはじめ、所要の航路整備事業を実施。
33	53	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	② 国際交通機関に関する施設の整備（空港・港湾・鉄道駅へのアクセス向上）		<p>国際拠点空港等への鉄道アクセスの更なる改善のため、空港アクセス乗換駅等のバリアフリー化の推進を図るほか、主要な首都圏空港、関西国際空港等へのアクセス線の整備等に向け、事業主体や事業スキーム等について関係者間の具体的な検討を促進する。また、空港・港湾・鉄道駅等へのアクセス等、高速道路ネットワークとそれを補完する基幹道路を効果的に強化する。</p> <p>さらに、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃の柔軟な設定の可能化や、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続の弾力化により、空港アクセスの利便性向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空港アクセス乗換駅等のバリアフリー化について、東京モノレール・羽田空港第2ビル駅におけるエレベーター整備等に対して支援を行った。羽田空港への鉄道アクセスについて、羽田空港アクセス線東山ルートは、JR東日本が事業主体となることを前提に環境影響評価手続きを進めており、京急空港線引上線は、京急電鉄が空港関係者と調整を進めている。また、羽田空港内においては、空港整備事業として空港アクセス鉄道の基盤施設整備を進めている。関西国際空港へのアクセス線の整備については、令和元年7月になにわ筋線の鉄道事業許可を行っている。 ・国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・国土交通省令第6号）により、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスの運賃や運行計画（ダイヤ）の設定変更手続きの特例が設けられた。 ・空港・港湾・鉄道駅等へのアクセス等、高速道路ネットワークとそれを補完する基幹道路の強化を実施。 ・港湾へのアクセス改善については、臨港交通施設の整備等を実施。 ・国家戦略特区における空港アクセスバスの特例については、平成29年4月から1区域において実施している。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
34	54	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	③ 国内の幹線交通に係る施設の整備等	ア 「地方創生回廊」の完備	<p>新幹線、高速道路、国内航空等の高速交通網を活用し、三大都市圏をはじめとする大都市圏と地方、また、地方と地方をつなぎ、快適な旅を実現する「地方創生回廊」を完備し、地方への外国人旅行者の流れを創出する。</p> <p>そのため、例えば、これまで訪日外国人旅行者が出発前に海外の限られた旅行代理店でしか購入できなかった「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能にするため、各旅客鉄道会社において実証実験を行い、その結果を踏まえて、本格導入に向けて取り組む。また、新幹線開業、コンセクション空港の運営開始、交通モード間の接続（モーダルコネク）の強化等と連動し、観光地へのアクセス交通の充実等により、地方への人の流れを創出する。さらに、高速道路ナンバリングや観光地と連携した道路案内標識の改善によるわかりやすい道案内を実現するとともに、規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現を図る。</p>	<p>・航空会社の運航コストの低減を通じて大都市圏と地方、地方と地方を結ぶ航空路線の充実を図るため、羽田国内路線に係る着陸料等の軽減を継続して実施した。令和2年度からは航空機燃料税の約3割の軽減措置を2年間延長したほか、地方と地方を結ぶ航空路線の着陸料を本則の1/2から1/4に軽減を拡充した。</p> <p>・旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」により、旅客船事業における新規航路開設等の新サービス創出の支援を行った。（令和元年度承認等実績5件）。</p> <p>・我が国の基幹的な高速輸送体系を形成する新幹線について着実に整備等を進めている。</p> <p>「ジャパン・レールパス」の日本国内での購入については、平成29年3月より国内16箇所です試験販売を開始し、令和2年3月時点で国内78箇所に拡大。</p> <p>・訪日外国人旅行者をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を実現するため、整備の進む我が国の高速道路ネットワークにおいて、高速道路に路線番号を付す「ナンバリング」を導入し、道路標識に路線名、路線番号、英語表記を記載するよう基準を改定し、全国で令和2年度中に完了する予定である。また、高速道路上で出口を案内する表示とは別の部分に一般道路の行き先地名に関する表示の特例を追加し、経路を把握しやすいよう取り組んでいる。</p> <p>・訪日外国人旅行者が訪れる地域の傾向等（観光特性）、地域内外における周遊状況やその交通手段等（交通特性）の現状を把握するための分析手法のほか、現状把握を踏まえ、訪日外国人旅行者を誘客するための交通ネットワークの編成や交通案内等に係る施策の検討方法等について整理。成果は知恵袋としてまとめ、各地域において、インバウンドの交通施策を検討する際の参考として利用されている。</p>
34	55	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	③ 国内の幹線交通に係る施設の整備等	イ 空港の整備等	<p>ゲートウェイから地方、地方と地方を結ぶ低廉かつ持続的な航空網の構築を図るため、国際拠点空港における際内乗継の施設整備等、訪日外国人旅行者の地方誘導を積極的に後押しする。</p> <p>特に、豊富な国内線ネットワークを有する羽田空港については、飛行経路の見直し等により平成32年までに空港処理能力を約4万回拡大し国際線の増便を図るとともに、際内乗継の利便性向上を図り、国内線と国際線を結びつけることで日本各地と世界の交流を活発化させる。また、成田空港についても、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、平成32年までに空港処理能力を約4万回拡大するため、高速離脱誘導路の整備等に取り組むとともに、第3滑走路の整備や、夜間飛行制限の緩和等について、地域住民への説明を進める等、平成32年以降も見据えた更なる機能強化に向けた取組を進め、国際線のみならず、国内LCC路線等の拡充を図る。</p> <p>このほか、各地域における拠点的な空港についても、国内航空ネットワークの充実を図る上で必要な基盤施設の整備を行うとともに、民間の能力を活用した空港経営改革を推進する。また、安全性の確保を前提に、見送り客等の制限エリア内への立ち入りを実現できるようにする等の取組を進める。</p>	<p>・羽田空港については、令和2年夏ダイヤから新飛行経路の運用を開始し、国際線の発着容量を年間約4万回拡大した。また、効率的な乗継動線を確認することにより、利便性・定時性の向上を図るため、大型の乗継バスが走行可能なトンネルの整備を進めている。</p> <p>・成田空港については、令和元年12月に高速離脱誘導路の整備が完了し、令和2年夏ダイヤから発着容量を年間約4万回拡大した。また、地元合意に基づき、発着容量を年間50万回とする更なる機能強化のため、第3滑走路の整備等を令和10年度末の供用開始に向けて実施している。LCC路線の拡充については、令和2年夏ダイヤにおいて認可された路線は平成29年夏ダイヤと比較して1日あたり23便増加している。また、旅客利便性の向上のため、LCCターミナルの拡張工事を実施している。</p> <p>・関西国際空港については、平成28年4月より運営の民間委託が行われており、「スマートセキュリティー」システムの導入拡大やビジネスジェット専用施設の整備等の民間の創意工夫を活かした機能強化に取り組んだ。</p> <p>・中部空港については、LCCの新規就航等に対応するためLCC専用旅客ターミナルの整備を進め、令和元年9月20日に開業した。</p> <p>・福岡空港においては、国内線ターミナル地域再編事業が完成し、令和2年3月29日から1時間当たりの発着枠を35回から38回に拡大するとともに、引き続き、滑走路増設事業を実施している。</p> <p>・那覇空港については、2本目の滑走路増設を行い、令和2年3月26日に供用を開始し、滑走路処理容量を13.5万回から24万回へ拡大、引き続き、機能強化のため国際線ターミナル地域再編事業等を実施している。</p> <p>・空港でのコンセクションについては、仙台空港（平成28年7月～）、高松空港（平成30年4月～）、福岡空港（平成31年4月～）、熊本空港（令和2年4月～）、北海道内7空港（令和2年6月～順次）において民間による運営を開始した。また、広島空港において、令和3年7月からの運営開始に向け公募選定手続きを行っている。</p> <p>・見送り客等の制限エリアへの立ち入りに関しては、平成30年5月に関連規程を改正したことにより、対応が可能となった。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
34	56	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	③ 国内の幹線交通に係る施設の整備等	ウ 幹線鉄道の整備	<p>整備新幹線については、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日政府・与党申合せ）に従い、現在整備中の北海道新幹線新函館北斗・札幌間、北陸新幹線金沢・敦賀間、九州新幹線武雄温泉・長崎間について、完成・開業に向けて着実に整備を進める。また、未着工区間である北陸新幹線敦賀・大阪間については、駅・ルート公表に向けた調査等、所要の調査等を行う。</p> <p>さらに、リニア中央新幹線について、低金利状況を活かした財政投融資を活用することにより、最大8年間の全線開業前倒しを図る。これらの高速鉄道ネットワークの拡充を通じ、地域間の移動時間を短縮させ、観光旅行者の広域的な移動の高速化・円滑化を図る。</p>	<p>・整備新幹線については、現在建設中の北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の3区間の整備を着実に進めている。</p> <p>・未着工区間の北陸新幹線（敦賀・新大阪間）については、環境影響評価を実施し、財源の確保を行っていく。</p> <p>・九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）については、佐賀県と整備のあり方について精力的に協議を進めている。</p> <p>・リニア中央新幹線については、建設主体であるJR東海に対し、財政投融資資金を活用した計3兆円の資金の貸付けを行っている。</p>
35	57	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	③ 国内の幹線交通に係る施設の整備等	エ 高速道路の整備等	<p>観光地域へのアクセスや観光地域間の周遊の利便性を向上させることによって地域全体の魅力をより高めるため、観光地域へのアクセスや地域間の交流・連携の強化を図る高速道路等の整備を推進する。</p> <p>スマートインターチェンジ等の整備により、観光旅行者の利便性の向上を図る。高速道路料金については、平成26年4月より、「整備重視」から「利用重視」へと、全国において3つの料金水準に整理されており、料金割引についても、実施目的を明確にし、生活対策、観光振興、物流対策等の観点から、高速道路の利用が多い車に配慮するよう再編したところである。そのほか、企画割引として、観光周遊ドライブバス等観光旅行者にとって利便性の高い料金施策を進めていく。</p>	<p>・スマートインターチェンジについては、令和2年3月末時点で136箇所開通し、47箇所事業中。高速道路の料金については、平成26年4月より、高速道路の新たな料金を導入し、主に観光を目的とした利用者への対策として、地方部の普通車以下に対して休日3割引を継続している。企画割引については、平成29年度以降延べ115件実施した（令和2年3月末時点）。</p>
35	58	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	④ 国内の地域交通に係る施設の整備等	ア 「地方創生回廊」の完備【施策1. (三) ③ア再掲】	再掲（施策番号54）	再掲（施策番号54）

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
35	59	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	④ 国内の地域交通に係る施設の整備等	イ 地域公共交通の活性化・再生	<p>観光振興の観点から、地域に来訪した観光旅行者の地域内の移動手段として良質な公共交通を確保することが重要である。便利で利用しやすい公共交通は観光地域の魅力増大に貢献し、車両や輸送サービス自体が観光資源となる場合もあることから、地域公共交通の活性化・再生を図る必要がある。</p> <p>このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）を積極的に活用し、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進する取組を総合的に支援していく。また、国家戦略特区においては、過疎地域等における訪日外国人旅行者をはじめとする観光旅行者を中心とした運送需要に対応するため、自家用自動車の活用拡大を図る。加えて、バスターミナル等におけるバリアフリー化、無料Wi-Fiの整備、多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備を図るとともに、東京23区におけるタクシー初乗り運賃の引下げや、全都道府県で訪日外国人旅行者等がスマホ配車アプリやプライベートリムジンサービスを利用できる環境整備を行い、世界水準のタクシーサービスを充実させる。</p> <p>バス利用拠点の利便性を向上するための集約交通ターミナルの戦略的な整備、SA・PAを活用したバス乗換え拠点の整備、地域バス停のリノベーションの推進等により、多様な交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化し、地域の活性化を図る。</p> <p>高速バス停周辺や「道の駅」等の駐車場にカーシェアリング車両を配備し、バス等の公共交通機関との連携を強化することで、旅行者の観光圏の拡大による観光振興等地域活性化を図る。</p> <p>高速バスと自動運転の連携による高速バス停を拠点とした自動運転サービスの導入に向けた取組を推進し、観光振興等地域活性化を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第201回通常国会において地域公共交通活性化再生法等の一部改正法案を提出し、令和2年5月に成立。これにより、市町村等が中心となって観光施策等と連携した地域公共交通のマスタープランを策定した上で、公共交通サービスの改善や、地域の輸送資源の総動員する取組を推進するための制度の充実を図った。 ・国家戦略特区においては、従来の過疎地域における地域住民を運送対象とした自家用有償旅客運送制度に、特例措置として、訪日外国人をはじめとする観光客を運送対象に加えた自家用有償旅客等運送制度を2区域において実施している。 ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業及び観光振興事業を活用して、バスターミナル等におけるバリアフリー化、無料Wi-Fiの整備、多言語表示の導入支援を実施した。 ・平成28年8月から9月にかけて初乗り運賃の引き下げに係る実証実験を行い、その結果を踏まえ、平成29年1月30日から東京都特別区・武三地区において初乗り410円（上限運賃）とする運賃組替を実施した。 ・プライベートリムジンの認知度向上に向けて、訪日外国人旅客等にも認識しやすいシンボルマーク案を作成した。 ・配車アプリの多言語対応や海外配車アプリとの連携の強化については、海外の配車アプリが国内タクシー会社との連携を進め、多言語対応タブレットや、キャッシュレス端末の導入支援を実施した。 ・平成31年4月に品川駅西口基盤整備事業、令和2年4月に神戸三宮駅交通ターミナル整備事業・新潟駅交通ターミナル整備事業を事業化し、集約型公共交通ターミナル「バスタプロジェクト」を全国で戦略的に展開している。
36	60	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	④ 国内の地域交通に係る施設の整備等	ウ 都市鉄道等の整備	<p>既存ストックを有効活用した連絡線整備や相互直通化、地下鉄の延伸、鉄道駅の交通結節機能の高度化等により、公共交通のネットワークの充実度を高めるとともに、鉄道駅のバリアフリー化、無料Wi-Fiの整備、多言語表示の充実等を図り、観光旅行者が円滑に移動できるようにする。また、交通系ICカードの利用エリアの拡大や事業者間での共通利用、エリア間での相互利用の推進により、公共交通ネットワークを観光利用者にとっても利用しやすいものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の鉄道を結ぶ連絡線等の整備による都市鉄道の利便増進については、令和元年11月に相鉄・JR直通線が開業し、相鉄線とJR線が相互直通運転を開始している。 ・地下鉄については、福岡市七隈線の延伸事業を引き続き進めているほか、なにわ筋線の整備に着手した。 ・鉄道駅のバリアフリー化については、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金、観光振興事業費補助金等を活用し、エレベーターや多機能トイレの整備に対して支援を行った。 ・鉄道の無料Wi-Fiの整備について、令和元年度までにほぼ全ての新幹線車両での整備を完了し、すべての新幹線駅において無料Wi-Fiの整備を完了している。 ・また、多言語表示については、平成31年1月に「異常時における訪日外国人旅客への情報提供（新幹線）にかかる対応指針」を作成し、JR各社に通知。 ・交通系ICカードの利用拡大を図るため、民間事業者等への情報提供等によるシステム構築の後押しやキャッシュレス決済への取組支援を行った。
36	61	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	④ 国内の地域交通に係る施設の整備等	エ 旅客ターミナル・旅客船の整備	<p>離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル及び旅客船のバリアフリー化や無料Wi-Fiの整備・多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備等を図ることにより、サービスの多様化・高度化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（平成28年度～）や観光振興事業費補助金（平成30年度～）により、旅客船ターミナル及び旅客船におけるバリアフリー化（エレベーターや多機能トイレの設置等）、無料Wi-Fiの整備、案内表示の多言語化等に取り組む事業者等に補助金を交付し、訪日外国人旅行者の受入環境整備を支援した。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
36	62	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	④ 国内の地域交通に係る施設の整備等	オ 地域内の道路の整備等	観光の振興に寄与し地域の経済・社会を支えるため、地方の自主性を生かしつつ、観光施設、インターチェンジ等へのアクセス確保等地域内の道路の整備を支援する。また、一般道路において「休憩機能」「情報発信機能」「地域の連携機能」の3つを併せ持つとともに、それ自体が観光資源にもなる「道の駅」の整備・活用を進め、免税店や外国人観光案内所の設置等のインバウンド対応の促進やWi-Fi等の整備・活用を推進する。	・「道の駅」において、免税店や外国人観光案内所の設置等のインバウンド対応の促進やWi-Fi等の整備・活用を推進した（令和元年度末時点：免税店38駅、日本政府観光局認定外国人観光案内所190駅、Wi-Fi975駅）。また、「道の駅」が「地方創生・観光を推進する拠点」となるため、令和2年より「道の駅」第3ステージの取組としてキャッシュレスの導入等を推進。
36	63	1. 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	④ 国内の地域交通に係る施設の整備等	カ みなとに係る施設等の整備等	港湾について、人流・物流の交流拠点としての機能に加え、周辺に運河や倉庫群が数多く残されていること、海の親水性のある港湾緑地が存在すること等の魅力を生かしつつ、港湾の施設整備等のハード施策やみなとオアシスの登録等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を図る。みなとオアシスについては、平成28年9月末までに92箇所において登録を行っており、引き続き普及拡大を推進していく。	・地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、令和2年7月末までに141箇所のみなとオアシスを登録した。
37	64	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(一) 観光産業の国際競争力の強化	① 観光産業の国際競争力の強化	ア 観光産業の革新	<p>旅行者のニーズの多様化や高齢社会の進展及び訪日外国人旅行者の増加等、観光を取り巻く国内外の環境は大きく変化している。特に、世界の国際観光客が新興国の経済成長等により急速に拡大することが予測されている中で、我が国の観光産業は、従来の主に国内市場に目を向けた産業から変化し、世界と競争する産業へと生まれ変わる必要がある。</p> <p>現状において宿泊産業の生産性は他産業に比べて低く、そのことも要因となって、従業員の賃金が低く、離職率が高くなっている。この状況を早急に改善するため、ICT化や自動化、業務運営体制の見直し（マルチタスク化、泊食分離、所有と経営の分離等）により、業務を効率化するとともに、サービスの向上等により付加価値を高め、宿泊業の収益性向上を図る。さらに、訪日外国人旅行者をはじめとした多様な宿泊者ニーズへの対応を図る。また、観光分野におけるビジネス環境を整えるため、旅行業法制はどのようにあるべきか、観光の実態を踏まえ、古い規制を見直すとともに、我が国の魅力をより効果的に伝えるための制度を検討する。</p> <p>加えて、文化、農林漁業、商工業、環境、スポーツ等の地域の関連事業者と、観光振興を戦略的に推進する専門組織である日本版DMOとの適切な連携により、特色ある地域製品のブランド化や、受入地域のマネジメント強化、戦略的プロモーション等の、「稼ぐ力」を地域の中で生み出していく取組を推進していく。</p>	<p>・ストレスフリー環境整備事業において、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応への支援を行い、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進した。（平成27年度～令和2年度）</p> <p>・バリアフリー化促進事業において、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるバリアフリー化への支援を行い、訪日外国人旅行者等が安全・安心に利用可能な宿泊施設の提供を促進した（平成29年度～令和2年度）。また、補助を行った事業者に対し、平成30年8月に作成・公表した「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を利用し、施設のバリアフリー情報を発信するよう働きかけを行った。</p> <p>・平成31年1月に「日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の強化等を加速するための新たなビジネスモデルのあり方等に関する検討会」を新たに立ち上げ、日本旅館の生産性向上、高付加価値化、運営効率化等に向けた検討を官民協働で行い、令和2年1月に報告書を取りまとめた。また、旅館の支援のあり方についても検討を行うべく、令和2年5月に「旅館への投資の活性化による『負のスパイラルの解消』に向けた支援のあり方に関する分科会」を立ち上げ、令和2年7月に報告書を取りまとめた。</p> <p>・地域を訪れる観光客の多様なデータを地域内で共有できる仕組みの構築により、観光地域づくり法人において、より精緻な戦略を策定し、地域内の関連事業者へ提供することを可能とし、宿泊施設、観光施設等が、当該戦略等を踏まえ、経営を行うことにより、宿泊客数の増加、旅行消費額の増大、リピーターの確保等を図るため、令和2年度に4地域でモデル事業を実施している。</p> <p>・観光地域づくり法人（DMO）策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする地域の取組として、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」を実施し、訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するための調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション等を支援している。</p> <p>・宿泊施設等による泊食分離のモデル事業を実施したほか、生産性向上に資する優良事例（マルチタスク化、ICT化等）を冊子にまとめ、業界団体を通じて展開し、先進的な取組の普及・拡大を図った。</p> <p>・「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」において、着地型旅行商品の造成促進・販路という課題をはじめ、旅行業のあり方について幅広い観点からの検討を行い、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、法改正を行った。平成30年1月4日に、旅行の安全・取引の公正確保等や地域における旅行者の受入環境整備等を内容とする「通関案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号）を施行した。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
37	65	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(一) 観光産業の国際競争力の強化	① 観光産業の国際競争力の強化	イ 地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出	地域の自然、生活文化、地元の人々とのふれあいを求める旅行ニーズに応えるためには、地域独自の魅力を生かした地域密着型の旅行商品の創出が重要であることから、第三種旅行者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品の造成を取扱いやすくするため、旅行業法（昭和27年法律第239号）の改正等により、その早期実現を図る。 国家戦略特区においては、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者試験の簡素化等に係る関係制度を改正し、農家民宿等意欲ある宿泊事業者等が企画・提供する着地型旅行商品の取扱いを拡大する。	・「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」において、着地型旅行商品の造成促進・販路という課題をはじめ、旅行業のあり方について幅広い観点からの検討を行い、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成30年1月4日に、旅行の安全・取引の公正確保等や地域における旅行者の受入環境整備等を内容とする「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号）を施行し、総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験に比べて試験科目を限定した地域限定旅行業務取扱管理者試験を創設した。また、第三種旅行業及び地域限定旅行業の業務区域について、地域の観光・交通の実態に合わせた見直しを行うことを内容とする「平成19年国土交通省告示第445号等の一部を改正する告示」（平成30年観光庁告示第9号）を平成30年4月1日に施行した。 ・国家戦略特区における旅行業務取扱管理者の特例については、平成29年3月に創設し、同年5月に1区域を認定して、着地型旅行商品の販売に向けて準備している。
38	66	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(一) 観光産業の国際競争力の強化	① 観光産業の国際競争力の強化	ウ 民泊サービスへの対応	住宅等を活用した民泊サービスについて、懸念される課題（治安、衛生、近隣トラブル等）に適切に対応しつつ、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう、規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）及び「『民泊サービス』のあり方に関する検討会」の最終報告書（平成28年6月とりまとめ）の内容を踏まえ、必要な法整備に取り組む。	・平成29年6月に「住宅宿泊事業法」（平成29年法律第65号）が成立し、平成30年6月の施行以降、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度について、運用を開始するとともに、民泊の相談窓口やシステムの運営、違法民泊対策等、関係機関と調整し、適切な対応を行った。住宅宿泊事業の届出等に係るシステムの利用を促進し、住宅宿泊事業の届出住宅数は令和2年8月11日時点で27,061件となり、法施行日の約12.2倍となった。 ・その他、イベントホームステイについて、令和元年12月にガイドラインを改訂し、ホームステイを通じた地域住民と旅行者の交流を促進する場合も実施できることとした。 ・旅館・ホテル営業を統合して規制緩和を図るとともに、無許可営業者に対する規制の強化等を内容とする旅館業法の改正を行った。（平成29年12月15日公布、平成30年6月15日施行） ・都道府県・政令市・特別区宛に違法民泊の取締り等について警察との連携強化を求める通知（平成29年10月6日）及び簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について、実態に応じた弾力的な運用や条例の改正等を求める通知を発出。（平成29年12月15日）を発出。
38	67	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(一) 観光産業の国際競争力の強化	① 観光産業の国際競争力の強化	エ 特区民泊の拡大	国家戦略特区において行っている、民泊事業（いわゆる「特区民泊」）について、近隣住民との調整や滞在者名簿の備付け等の措置を、より効果的かつ透明なものとするため法令上明記するとともに、「最低宿泊・利用日数」を「6泊7日」から「2泊3日」に引き下げる要件緩和を行っており、実施地域の拡大等を含め、更なる普及を強力に促進し、内外観光旅行者等の宿泊ニーズの急増に対応する。	・国家戦略特区における特区民泊の特例については、平成27年10月から順次5区域において実施している。 ・平成28年10月に国家戦略特別区域法施行令を改正し、最低宿泊・利用日数を6泊7日から2泊3日に引き下げる要件緩和を措置済み。 ・令和2年5月に国家戦略特別区域法を改正し特区民泊の欠格事由を規定した。 ・近隣住民との調整や滞在者名簿の備付けについて、国家戦略特別区域法施行令の一部改正により対応。
38	68	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(一) 観光産業の国際競争力の強化	① 観光産業の国際競争力の強化	オ 世界水準のDMOの形成・育成【施策1. (一) ①ア再掲】	再掲（施策番号1）	再掲（施策番号1）

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
38	69	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(一) 観光産業の国際競争力の強化	① 観光産業の国際競争力の強化	カ 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開	株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）のファンド組成が可能な間に、民間資金の呼び水機能を有する「観光地再生・活性化ファンド」を最大限活用し、観光地（温泉街等）の再生・活性化を図り、賑わいを創出する。それぞれの「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能をREVICによるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制を整備する。	・令和元年6月にREVICにおいて創設された「観光遺産産業化ファンド」を活用し、関係省庁や地域の金融機関、観光関係事業者等との連携を行いつつ、地域の観光資源の磨き上げを図るべく、投資ノウハウ、人材支援等に係る取組を講じている。
38	70	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(一) 観光産業の国際競争力の強化	① 観光産業の国際競争力の強化	キ 地方の外国人旅行者向け消費税免税店の拡大を推進	最低購入金額の引下げ等の外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充の内容や免税手続きカウンター制度の活用に関する周知活動等を通じて、地方における免税店数を平成30年に2万店規模へと増加させ、地方での消費拡大を図る。	・業界団体等の講演及び地方運輸局や地方公共団体等が参加する会議の場で、免税制度の周知を行うことを通じて、免税店の更なる拡大を図った結果、令和2年3月31日時点の地方部の免税店数は20,670店まで増加した。 ・三大都市部を含めた全国の免税店数は、令和2年3月31日現在で、54,667店となった。 ・外国人旅行者の利便性向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化を図るため、令和2年4月より「免税販売手続の電子化」が開始されている。 ・「免税販売手続の電子化」については、令和3年9月末までの移行期間が設けられており、引き続き、免税店事業者が円滑に電子化対応を進めることができるよう、必要な周知等を行っていく。
38	71	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(一) 観光産業の国際競争力の強化	① 観光産業の国際競争力の強化	ク サービス産業の活性化・生産性向上	観光産業を含めたサービス産業のサービスの質を「見える化」する「おもてなし規格認証」を創設し、平成32年までに30万社による認証の取得を目指すとともに、国際標準化を目指すことにより、サービス産業の生産性向上等を図る。また、企業等が保有する国内の宿泊履歴や外国人の行動データを収集・集約し、地域のサービス産業がデータに基づいた需要予測を可能とすることで、観光需要を確実に獲得し、更なるサービス産業の活性化を促す。	・「おもてなし規格認証」については、令和2年6月時点で約15万件を認証し、観光産業を含めたサービスの質の見える化を図っている。（現在は、「おもてなし規格認証」は民間団体の自主事業として実施） ・市区町村単位で訪日外国人等の宿泊・属性データや地域の観光資源等のビッグデータを集約し、誰でも分析できるようにオープン化した「観光予報プラットフォーム」を整備。（現在は、観光予報プラットフォーム推進協議会が主体となって運営）
39	72	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(一) 観光産業の国際競争力の強化	① 観光産業の国際競争力の強化	ケ 先端技術の活用推進	ICT、AI等の先端技術を活用し、観光産業における業務の効率化等を進め、生産性向上を図るとともに、訪日外国人旅行者の言語等の属性に応じた観光・交通情報の提供及び提供に必要な環境整備等により、旅行者の利便性の向上を図る。	・宿泊業の生産性向上に資する優良事例（ICT化等）を「宿泊業の生産性向上事例集」として冊子にまとめ（平成28年度、平成30年度、令和元年度）、業界団体を通じて展開し、先進的な取組の普及・拡大を図った。また、業界団体にIT導入補助金の支援メニューを周知し、利用促進を図った。 ・観光振興事業（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）において、観光案内所等が実施するAIチャットボット等の整備を推進している。
39	73	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(一) 観光産業の国際競争力の強化	① 観光産業の国際競争力の強化	コ 海外の有望な観光関連企業の誘致	JETRO等による海外の有望な観光関連の企業（LCC、ホテル、ツアーオペレーター等）の誘致を通じて、我が国における外国人旅行者の拡大及び受入体制の強化に貢献する。	・令和元年度、経済産業省とJETROは北海道に海外の観光関連企業を招へいし、道知事によるトップセールス、道内の観光協会や地元企業との商談会を開催する等、観光関連企業の誘致活動を実施した。 ・JETROは令和2年度に海外の観光関連企業へのウェブサイト等を通じた情報の発信・提供に加え、同企業や地方公共団体のニーズを踏まえた日本の地方公共団体・業界団体・企業等との商談（オンライン含む）を実施する予定。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
39	74	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(一) 観光産業の国際競争力の強化	① 観光産業の国際競争力の強化	サ 次世代の観光立国実現のための財源の検討	観光立国の実現による経済再生と財政健全化を両立させる観点から、引き続き観光関係予算の適切な確保に努めるとともに、今後のインバウンド拡大等増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するため、国の追加的な財源の確保策について検討を行う。検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる追加的な財源を確保することを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月に公布された国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）により、平成31年1月7日以降に出国する旅客に対し、1回の出国当たり1,000円の国際観光旅客税が徴収されるようになった。 国際観光旅客税の税収（以下、「観光財源」という）については、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第15号）」及び「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について（平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定、令和元年12月20日観光立国推進閣僚会議一部変更）（以下、「基本方針等」という）」において、用途を三つの分野に限るとともに、受益と負担の関係の明確化などの基本的な考え方に沿った施策に財源を充当すると定めている。 令和元年度の観光財源については、基本方針等に基づき、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充などに充当した。令和2年度の観光財源については、観光戦略実行推進会議等における民間有識者の意見を踏まえつつ、観光先進国の実現に向けた新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとし、予算額540億円を計上した。
39	75	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(二) 観光の振興に寄与する人材の育成	① 観光地域及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実		<p>観光分野における人材育成や観光産業における人材不足の解消に向け、以下の取組を行う。</p> <p>トップ人材については、我が国の観光産業全体を牽引できる人材を育成することを目的に、平成32年までに観光の経営人材を恒常的に育成する拠点と大学院段階（MBAを含む）に設置する。</p> <p>中核人材については、観光産業における課題と解決策に取り組むため、産学連携でプログラムの開発に着手し、地域の観光産業の中核を担う人材育成拠点の大学での水平展開を図る。また、平成31年度の開学を目指している実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関において、産業界のニーズに対応した育成を行う。さらに、観光系大学のカリキュラムの変革に向けた検討を通じて、将来の観光産業の担い手育成の強化を図るとともに、観光産業に対する就業意欲を高め優秀な人材を確保するために、インターンシップモデル事業による効果検証を行う。</p> <p>実務人材の育成については、観光分野の専修学校等の活用も含め、人材育成・確保に向けた対応策を充実・強化していく。また、今後も需要の増加が見込まれる観光産業において良質な人材を確保するために、生産性を向上させるとともに労働環境改善等を通じて離職率低下に向けて取り組む。さらに、観光産業を志望する学生や働きたいシニア・女性等の幅広い人材の活躍促進に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> トップ人材（経営人材）については、平成30年度、一橋大学・京都大学の2校において、ホスピタリティ・マネジメントやツーリズム産業論など観光に特化したMBA（経営学修士）コースが開学し、その後、産学官連携協議会において、同観光MBAの横展開や今後のトップ人材（経営人材）育成について議論した。 中核人材については、令和2年度までに、地域の観光産業の中核を担う人材育成の拠点となる全国14大学で、産学連携のプログラムを開発し、講座として展開するとともに、インターンシップ事業による効果検証を行った。 実務人材については、令和元年度、全国3地域において、人材の確保・定着にかかる取組を実施するとともに、令和2年度においては同取組を5地域での実施に拡大して取り組んでいる。 産学連携サービス経営人材育成事業を通じ、観光等サービス産業における人材育成の取組を支援。 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関について、平成31年4月より専門職大学・専門職短期大学として制度化した。令和元年10月及び令和2年3月には、文部科学省にて観光分野の開設申請を含む令和3年4月開設に係る設置認可申請受付を行い、専門職大学7校（うち観光分野1校）、専門職短期大学2校（うち観光分野1校）、専門職学科2校3学科（うち観光分野1校1学科）の申請があり、現在、大学設置・学校法人審議会において審査を行っている。 また、「専修学校における地域産業中核的人材養成事業」において、専修学校における地域の観光振興に資する人材育成を推進するための産官学の協議体制構築を実施し、地域における観光人材ニーズに応じた、必要とされるスキルの体系的整理、教材等の開発、効果的な教育体制・教育手法の検証等を推進。観光分野については、令和元年度は3件委託している。
40	76	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(二) 観光の振興に寄与する人材の育成	② 観光事業に従事する者の知識及び能力の向上【施策2. (二)】	【施策2. (二) ① 再掲】	再掲（施策番号75）	再掲（施策番号75）
40	77	2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	(二) 観光の振興に寄与する人材の育成	③ 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進		<p>総合的な学習の時間等において、子どもたちが地元や日本各地の歴史や文化の魅力的な観光資源等を理解し、関心を持ち、その魅力を実感・発信できる機会の増加につながるような教材・事例集等を作成するとともに、その普及を図る。</p> <p>また、高等学校における共通必修科目「地理総合」の新設に向けて地理教育の充実のための検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から令和元年度にかけて、総合的な学習の時間や、小中学校の社会科の授業を活用した観光教育のモデル授業案等を作成し、子どもたちが「観光」という視点から、地元や日本各地の魅力の再発見する観光教育の普及を行った。 平成30年3月に改訂した高等学校学習指導要領において必修科目として「地理総合」を設置。「観光の現状や動向に関する諸事象を、様々な主題図などを基に取り上げ、地図や地理情報システムの適切な活用の仕方が身に付くよう工夫すること」が明記されたことを踏まえ、例年6～7月及び11～12月に行う高等学校の担当指導主事連絡協議会等の機会を通じて、その周知を図った。

頁	施策番号	項番 I	項番 II	項番 III	項目 IV	施策内容	実施状況
40	78	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	ア オールジャパンによる訪日プロモーションの実施	<p>外国人旅行者の来訪の促進のためには、留学生の増加・活用等国際相互交流の推進、ビザ発給、出入国手続の迅速化・円滑化等、様々な取組を推進することが重要であることから、関係省庁、日本政府観光局等の政府関係機関における緊密な連携・協働を図り、総合的かつ計画的に施策を推進する。</p> <p>観光庁、日本政府観光局と在外公館をはじめとする関係省庁や関係機関、インバウンドへの取組を加速する地方公共団体、経済団体や観光事業者、日本ブランドの海外展開を進める経済界との連携、日本で開催される国際会議の活用やオープンスカイ政策による新規路線の就航等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制で海外プロモーション事業を展開する。その際には、在外公館等を活用した日本紹介事業に加え、ビザ緩和や現地国との友好年・周年事業等の各種機会を積極的に活用する。さらに、関係省庁が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本の各地域の魅力を合わせて発信することで、訪日旅行の魅力効果を効果的に発信し、地方への外国人旅行者誘致につなげる。また、駐日各国大使等に各地方が誇る文化・産業施設等の魅力を直接見聞きしてもらい、我が国の魅力を各国に発信していただく。</p> <p>日本政府観光局による訪日プロモーションの実施に当たっては、映像の力を活用し、日本各地の多様な魅力を体験する様子をグローバルメディアを活用して効果的に世界中に発信して地方への誘客を図るとともに、海外市場において、日本各地を順番に集中PRするデスティネーション・キャンペーンを実施する。また、日本政府観光局ウェブページの外国人目線での更なる充実や、スマホアプリの作成等ICTを活用して、個人旅行者にもきめ細やかに情報を提供する。加えて、イスラム諸国からの訪日誘客にも取り組む。さらに、外国人有識者等からなるアドバイザーボードの活用等によりプロモーション実施体制を強化し、ICTも活用しつつ、各市場のニーズ等を把握し、現地目線でのプロモーション展開を市場ごとに徹底するとともに、事業実施に当たって成果の管理を徹底する。</p>	<p>・コンテンツの海外展開について、平成29年9月にフィリピンで開催されたイベント「日ASEANテレビ祭り」において、訪日プロモーションを目的としたブースを出展した。また、平成30年2月には英国にて開催された、食・旅番組の制作発表と連動した訪日プロモーションを実施した。平成30年10月にフランスのカヌで開催された国際放送見本市「MIPCOM」における総務省出展ブースにて、日本政府観光局が制作する動画コンテンツ「Japan - Where tradition meets the future」を放映した。令和元年12月にシンガポールで開催された海外見本市「Asia Television Forum & Market 2019」にて日本の訪日魅力の発信につながる動画を放映した。</p> <p>・放送局、関係府省、地方公共団体、地場産業等が連携して、地域の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送局等と共同制作し、海外で放送・配信する取組等の支援を、平成30年度は45件、令和元年度は48件実施。</p> <p>・在外公館が各地方公共団体や自治体国際化協会（CLAIR）、日本政府観光局等の海外事務所とも連携し、「観光博」をはじめとする様々な機会を捉えて、日本各地の伝統芸能や伝統工芸品、特産品等の魅力を世界各国で発信。（独）国際交流基金（JF）と日本政府観光局は、連携協定に基づき対日理解と訪日旅行促進に向け、「放送コンテンツ海外展開支援事業」での訪日プロモーション映像放映や、現地教育機関関係者の訪日招へい事業、JF海外事務所における日本語講座やJFF日本映画祭等において各種の事業連携を効果的に実施。また、JFは総務省が出展支援等を行ったコンテンツ国際見本市において、日本の魅力等が紹介される映像を提供したほか、「放送コンテンツ海外展開支援事業」について、総務省補助事業により国内テレビ局及び現地テレビ局により共同制作された番組が現地で放送されるに当たり、JF海外事務所のSNS等で発信をするなどの協力をを行い、オールジャパンで日本の各地域の魅力、訪日の魅力効果を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげることも努めた。</p> <p>・天皇誕生日祝賀レセプション、各種イベント・展示会などで、地方自治体や関係企業とも連携しつつ、日本の魅力発信に努めている。</p> <p>・地方公共団体との共催により、地方の魅力をPRする、駐日外交団を対象とした視察ツアーを、平成29年度は6回、平成30年度は5回、令和元年度は4回実施。</p> <p>・日本政府観光局において、東北地域の認知度向上及び東北地域への訪日観光客数の増加を図ることを目的に、ウェブ・映像等を活用した情報発信や、市場ごとの招請事業・共同広告等、様々なプロモーションを実施した。</p> <p>・駐日各国大使の地方視察は原則として年1回実施しており、平成28年度は愛媛県今治市、平成29年度は大分県、平成30年度は高知県、令和元年度は福島県において実施した。</p> <p>・日本政府観光局ウェブサイトについて、外国人視点にこだわり、かつ、スマートフォンからのアクセスを意識した設計に加え、深度あるデータ分析を可能とするための刷新を、12市場8言語の12サイトにて実施した。</p> <p>・中東地域市場及び東南アジア市場において、現地旅行博への出展やオンラインでの情報発信等の訪日プロモーションを実施した。また、欧米豪市場のアドバイザーボードに対し、富裕層の訪日市場や地方都市へのプロモーション手法等に関する意見を聴取し、プロモーション事業に活用した。</p>
41	79	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	イ 高品質な日本ブランドの確立及び発信	<p>質の高い訪日観光のブランドイメージを確立するため、中長期的に用いる訴求メッセージや統一のキャッチコピーをアドバイザーボードの設置等を通じて外国人目線で開発し、グローバルメディアの活用等により戦略的に展開することで、比較的旅行消費額の多い傾向にある欧米豪市場、富裕層やビジネス旅行者を中心にグローバルに新しい需要を掘り起こす。</p>	<p>・欧米豪市場を中心に存在する「海外旅行には頻繁に行くが、日本を旅行先として認知・意識していない層」をターゲットに、平成30年度より「Enjoy my Japan」というキャンペーンメッセージのもとグローバルキャンペーンを展開している。従来の富士山、桜、寺社仏閣といった典型的なイメージだけでなく、豊かな自然・アウトドアアクティビティ、日本食にとどまらない食の魅力、伝統芸術に加え世界から注目される現代アートなど豊かな日本の魅力を7つのカテゴリーに分け、デジタル広告、キャンペーンウェブサイト、テレビ番組、テレビ広告、機内動画等を通じて強力に発信している。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
41	80	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	ウ 地域の魅力の海外発信等	<p>訪日外国人旅行者の拡大においては、初来日の旅行者を中心としてゴールデンコースのニーズが引き続き高いが、地方創生の観点からは、様々な地域に様々な国・地域の外国人旅行者を誘致することも重要な課題である。このため、例えば、韓国、香港、台湾、シンガポール等リピーターが比較的多い市場だけでなく、滞在期間の長い欧米豪市場等から地域への誘客を図る意欲がある地方公共団体等と連携して訪日プロモーションを実施していくこととする。その際には、都道府県単独では難しい「広域」で連携した外国人旅行者誘致の取組を、地方の観光推進機構等とも連携して進める。</p> <p>また、地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する日本政府観光局の支援体制を強化するとともに、(公社)日本観光振興協会の国内観光情報サイトの多言語化を進め、各観光地の魅力の海外発信を強化する。</p> <p>さらに、関係省庁が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本の各地域の魅力を合わせて発信することで、訪日魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への外国人旅行者誘致につなげる。</p>	<p>・平成29年9月にフィリピンで開催されたイベント「日ASEANテレビ祭り」において、訪日プロモーションを目的としたブースを出展した。また、平成30年2月には英国にて開催された、食・旅番組の制作発表と連動した訪日プロモーションを実施した。平成30年10月にフランスのカヌで開催された国際放送見本市「MIPCOM」における総務省出展ブースにて、日本政府観光局が制作する動画コンテンツ「Japan - Where tradition meets the future」を放映した。令和元年12月にシンガポールで開催された海外見本市「Asia Television Forum & Market 2019」にて日本の訪日魅力の発信につながる動画を放映した。</p> <p>・日本政府観光局に新設した「地域プロモーション連携室」に地方ブロックごとの専任職員を配属し、地方公共団体及び観光地域づくり法人（DMO）との連携強化を図った。また、地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）の横の連携を高め、課題や優良事例の共有を図るため、インバウンド誘致等をテーマとしたマーケティング研修会を開催した。加えて、地域インバウンド促進ウェブサイト上で地域インバウンド事例等の情報を紹介するとともに、Facebookにおいて情報発信を行った。</p> <p>・(公社)日本観光振興協会の国内観光情報ウェブサイトの多言語化の検討を引き続き行う。当面の間、手動翻訳によるイベント情報及び季節情報の英語による正確な情報提供を図る。</p> <p>・放送局、関係府省、地方公共団体、地場産業等が連携して、地域の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送局等と共同制作し、海外で放送・配信する取組等の支援を、平成30年度は45件、令和元年度は48件実施。</p>
41	81	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	エ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた日本文化の魅力発信	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、質の高い訪日観光のブランドイメージを確立し、滞在期間の長い欧米豪市場を中心に新たな需要を掘り起こすとともに、欧米豪を中心とした富裕層市場の開拓により消費拡大を目指す。また、ラグビーワールドカップ2019開催の機会を活用した発信を行う。</p> <p>さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年は、文化プログラムを通じて日本の魅力を発信する絶好の機会であり、この機会に、平成32年以降を見据え、地域性豊かで多様性に富んだ文化を生かし、成熟社会にふさわしいレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証し、日本全国に展開する。「beyond2020プログラム」を通じて、訪日外国人旅行者にとっての言語の壁を取り除く取組を推進し、各地方が誇る歴史・文化、マンガ・アニメ等のメディア芸術や食文化等、多様な日本文化の魅力を発信する。</p> <p>また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘致等により、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を目指す地方公共団体をホストタウンとして広げる取組を、東北をはじめ全国で進めるとともに、ホストタウンに登録された地方公共団体の海外への情報発信を支援する。</p> <p>アイヌ文化の復興等を促進するため、100万人の来場者実現に向けた民族共生象徴空間を2020年までに整備する等、アイヌ文化の魅力を発信する。</p>	<p>・平成29年度から令和元年度まで、富裕層向けのメディアや富裕旅行取扱旅行会社の招請及び世界各地で開催される富裕旅行商談会への出展等を通じて、富裕旅行業界関係者に質の高い日本のブランドイメージを発信した。また、令和元年度以降、日本政府観光局の富裕旅行向けウェブサイトを開発するなど、富裕旅行者本人に向けたBtoCの情報発信も実施し、自ら旅行手配を行う富裕旅行者層など、新たな需要の開拓にも取り組んだ。</p> <p>・ラグビーワールドカップ2019で来日した海外メディアに対して、東京2020大会の積極的な情報発信を実施した。</p> <p>・平成28年度に認証を開始した「beyond2020プログラム」については、認証組織を関係府省庁、都道府県、政令指定都市等、令和2年7月末時点で69組織まで拡大するとともに、文化プログラムの中核的事業である「日本博」とも連携し、同時点で16,000件以上のプログラムを認証している。企業・団体を含む幅広い関係者との連携強化に取り組み、日本全国で多様性・国際性に配慮した、レガシー創出に資する文化プログラムを実施し、「文化情報プラットフォーム（Culture NIPPON）」などを通して各プログラムの情報を多言語で発信している。</p> <p>・アイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う施設である「民族共生象徴空間」（ウポポイ）を令和2年7月12日に開業した。</p> <p>・令和2年7月末までに、ホストタウン登録数426件、地方公共団体数498、相手国・地域数171まで拡大し、地方公共団体の地域活性化、観光振興につなげた。</p> <p>・次回開催都市のパリでホストタウンの取組、次々開催都市のロサンゼルス、毎年多くの訪日がある台湾で復興ありがとうホストタウンの取組をPRし、ホストタウンとなっている地方公共団体への興味関心を高めた。</p>
42	82	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	オ 大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーション等の推進	<p>大使・総領事の公邸、広報文化センター等在外公館施設を、地方公共団体が実施する観光広報関連事業等においても活用することにより、相手国の政界、財界のハイレベル及び観光業界幹部の集客やこれら要人を含め相手国に幅広く地方公共団体の観光の魅力を宣伝し、現地における観光広報を推進する。</p>	<p>・地方の魅力発信プロジェクトにより、地方公共団体が在外公館と共催し、在外公館施設を活用した地方公共団体の魅力プロモーションを実施。平成29年度は10件、平成30年度は19件、令和元年度は9件の実績。</p>
42	83	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	カ 地域レベルの国際交流・国際協力の推進	<p>地域レベルの国際交流・国際協力を一層推進することを目的として、国際交流に携わる幅広い団体からの参加者を対象とした会議等を開催する。</p>	<p>・年1回、地方公共団体の実務担当者等を対象とし、「地方連携フォーラム」を開催。外交政策説明会及び地方公共団体の関心の高い事項をテーマとした分科会、駐日外交団を交えた意見交換会の3部制にて実施。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	実施状況
42	84	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	<p>海外で高い評価を得ている我が国の優れたコンテンツ、ファッション、食、生活日用品、伝統的工芸品、地域産品等の日本の伝統文化や価値観に根ざした製品・サービスをクールジャパンとして世界に提供することにより、日本の魅力を発信し、海外からの観光旅行者の誘致につなげる。このため、JETRO等関係機関と連携し、クールジャパンの海外への発信や売り込み、政府間対話及び官民による国際的対話を通じた海外での事業環境整備、また国内において、外国人受入可能な伝統的工芸品産地が100箇所以上となるよう、伝統的工芸品産地のブランド化による魅力向上等の環境整備を行う。さらに、世界に知られていない、日本が誇るべき優れた500の地方産品について、国内外での売上の把握手法の検討及びそれを踏まえた平成32年の目標設定と、海外における販売品目数の現状把握及び平成32年の目標設定を行うほか、平成32年までに20の国・地域で海外販路を開拓する。また、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」等を通じた官民・異分野で連携した取組の組成・推進及び地方のクールジャパン資源の発掘・展開等を促進するとともに、官民ファンドによる出資等を通じて、海外での日本コンテンツ専用チャンネルの確保やジャパンモールによる地域産品の展開等の民間の取組を支援する。</p> <p>また、関係省庁が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本の各地域の魅力を合わせて発信することで、訪日魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への外国人旅行者誘致につなげる。</p> <p>さらに、クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応を促すため、国家戦略特区において、外国人の専門的知識・技能の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について検討を行い、必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米国、ベトナム、フランス等において、現地の旅行業界関係者・メディア関係者・文化関係者等を対象とした日本地域産品・観光資源等の発信及び訪日プロモーションのためのイベントを実施。 ・経済産業省が一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会を通じて行う伝統的工芸品産業振興事業の中で、製作現場等の見学、製作体験及び映像資料等を通じて、訪日外国人旅行者等に対して伝統的工芸品の魅力を発信し、製品の購買のみならず、産地への訪問を促す取組を支援。（外国人の受入可能な伝統的工芸品産地は令和2年2月末現在で57箇所） ・クールジャパン機構は、日本コンテンツ専用の衛星放送チャンネル「WAKUWAKU JAPAN」事業を支援し、展開国および視聴可能世帯数は当初の2箇国・250万世帯から7箇国・地域・1,600万世帯へ拡大した。令和元年9月、機構は保有する全株式を他社へ譲渡した。また、マレーシア・クアラルンプールにおけるクールジャパン発信の拠点となる商業施設事業を支援し、ファッション、食、美容、健康など日本の高品質・最先端のライフスタイルを展開した。平成30年6月、機構は保有する全株式を他社へ譲渡した。 ・海外販路開拓や海外向けPRに関する知見等を有するプロデューサー約30名を全国7か所（札幌、仙台、富山、大阪、広島、福岡、東京）に派遣する等によりまだ世界に知られていない地域産品を発掘し、日本の優れた500の地方産品を「The Wonder 500」として取りまとめた。また、海外販路開拓のためのネットワーク構築、プロデューサーと中小事業者が連携を促進するための交流イベントの実施を行うとともに、海外向けPR及びマーケティングを海外5か国（パリ、香港、台湾、ニューヨーク、バンコク）にて開催した。 ・クールジャパン官民連携プラットフォーム総会の開催やセミナー、マッチングアワードの開催により官民・異分野で連携した取組を組成・推進した。また、地方版クールジャパン推進会議を開催し、地方のクールジャパン資源の発掘・展開等を促進した。 ・放送局、関係府省、地方公共団体、地場産業等が連携して、地域の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送局等と共同制作し、海外で放送・配信する取組等の支援を、平成30年度は45件、令和元年度は48件実施。 ・国家戦略特区内でのクールジャパン外国人材の受け入れについて、区域会議及び関係府省庁で協議・検討し、現行の上陸許可基準の代替基準を設けることが可能とした。（例：10年の実務経験を国内外の資格・試験や受賞歴等で代替） ・平成29年6月の国家戦略特別区域法改正により、クールジャパン・インバウンド外国人材の受け入れ・就労促進のための特例が制度化され、特区自治体からの活用提案に基づき検討を行った。また、特区自治体からの提案を受け、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進やインバウンド対応のため、日本の美容師免許を有する外国人材を受け入れる制度について、関係者に意見を聞きつつ検討を行っており、令和2年以内に結論を得る予定。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
43	85	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	ク 日本文化に関する情報の総合発信	<p>在外公館において、日本文化や社会、さらには日本人の価値観に対する理解を深め、日本への信頼へとつなげていくための努力を行う。また、外務省や在外公館等のSNSを活用し日本の魅力の発信を行うとともに、海外での外国メディアによる訪日旅行促進につながる報道や放映・配信を効果的に拡散する。加えて、アニメ、ドラマ、ドキュメンタリー番組等の日本の放送コンテンツを途上国等のテレビ局へ無償で提供することにより、対日理解の促進及び親日感情の醸成を図り、インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信を行っていく。</p> <p>また、外国における日本文化発信の際には、当該国・地域の人々の興味・関心を見据えながら、文化芸術の分野ごとの特性を踏まえて戦略的に進めることとし、外国における日本人による公演や海外フェスティバル等への参加の支援、日本文化を紹介する展覧会等を行うほか、芸術家、文化人等で各専門分野により海外で講演や実演等を行う者を指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動を展開することで、日本文化の発信拡大を図る。</p> <p>特に日中韓3カ国においては、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市における現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する文化芸術関連事業の実施を通して、東アジア内の相互理解・連帯感の形成を促し、新たな文化芸術の創造を図るとともに、都市間のネットワークを強化することで観光促進に貢献する。</p> <p>また、オリンピックの機会に合わせた「日中韓共同文化プログラム」として、2018年平昌（冬季）、2020年東京（夏季）、2022年北京（冬季）という、日中韓3カ国で続けてオリンピック・パラリンピックが開催される、それぞれの機会に、それぞれの開催国において、日中韓が共同で文化イベントを実施し、連携を推進することを通じて、東アジア文化を世界に発信し、各国の訪問客の増加に貢献する。</p> <p>さらに、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進することにより、外国の芸術家の訪日を促進する。</p> <p>加えて、日本の文化や魅力を伝えることで対日理解を促進し、インバウンドに大きな効果がある海外の日本庭園の修復を集中的に実施するため、海外において実施する修復のモデル事業を通じて支援体制を構築し、庭園修復の本格展開を図る「海外日本庭園の再生プロジェクト」を進める。</p>	<p>・在外公館において、対日理解の促進や親日層の形成を目的として、様々な日本文化紹介事業を実施。伝統文化（茶道、華道、折り紙等）のワークショップ、日本映画上映会、邦楽公演、武道のレクチャー・デモンストレーション、漫画・アニメ紹介等、伝統文化からポップカルチャーまで現地のニーズを踏まえて幅広い日本文化を発信。</p> <p>・（独）国際交流基金（JF）は、総務省、経済産業省、外務省、観光庁、農林水産省等の関係省庁等と連携し、日本のコンテンツが放送されにくい国・地域を中心に、日本のドキュメンタリー、ドラマ、映画、アニメ、バラエティ等の無償提供を集中的に行い、約120か国・地域、のべ約2,300番組の放送を実現するなど、海外の一般市民に向けて、地方を含む日本の魅力を発信することにより、対日理解促進や親日感醸成のほか、日本企業の進出に向けた基盤作り、インバウンド観光の促進に寄与。また、インバウンド観光促進に資する多様な魅力の情報発信強化のため、伝統文化からポップカルチャーまで、広範な文化芸術分野において、公演や展示、映画の上映会を実施。</p> <p>・日本への関心・理解の拡大を目指し、在外公館において運用しているSNSアカウントを活用して、任国事情を踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信する他、外務本省、日本政府観光局、地方公共団体、現地メディア等が発信した日本情報（観光・文化・歴史等）コンテンツの再発信を行った。</p> <p>・芸術家、文化人等、文化に携わる方々を一定期間「文化交流使」に指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動や、外国の文化人とのネットワークの形成・強化につながる活動を展開。令和元年度までに、伝統音楽や舞台芸術、生活文化やポップカルチャーといった多様な分野で活躍する芸術家、文化人等、延べ143名と26組（団体）を88か国へ派遣。平成26年から、日中韓文化大臣会合の枠組みで、東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するため、日中韓3カ国のそれぞれから選定された都市が、都市間交流を含む文化芸術事業を集中的に行う「東アジア文化都市」事業を実施。平成26年から毎年3都市ずつ、これまでに21都市が選定され、選定都市において交流事業が行われている。</p> <p>・平成29年の日中韓文化大臣会合共同宣言（京都宣言）において、東京2020大会の機会に合わせた日中韓共同文化プログラムの実施による文化交流の拡大を確認。</p> <p>・平成30年は韓国において日中韓「虎」美術展や書の展覧会、演劇公演等を実施。令和3年の東京に向けて企画を検討中。「国際芸術交流支援事業」において、我が国文化をより効果的に発信する活動に対する支援を行っている。（令和2年度支援件数：35件）</p> <p>・国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンスの取組を支援。令和2年度は20件のアーティスト・イン・レジデンス団体に支援を実施している。</p> <p>・平成29年度から3か年かけて15箇所の海外日本庭園を修復。海外日本庭園の修復ニーズの増大と日本側の支援体制の充実を踏まえ、今後更に応募のあった9箇所（6か国）で実施予定。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
44	86	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	ケ 日本食・日本食材等の海外への情報発信	農林水産物・食品の輸出額の平成31年 1兆円の達成を目指し、イベントにおける日本食・食文化の紹介、国際食品見本市へのジャパンパビリオンの出展や既存の「食」関連コンテンツを活用して、日本食・日本食材等の魅力等の発信を行うことにより、海外の消費者に対して日本食・日本食材等への関心を高めることで、海外における日本食の普及と日本への外国人旅行者の誘致及び対日理解促進につなげる。 また、訪日プロモーション事業における海外現地メディアの日本への招請、旅行博覧会へのブース出展等において、コンテンツの提供等を通じた「食」の観点からの連携を強化する。 さらに、関係省庁が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本食をはじめとする日本の各地域の魅力を合わせて発信することで、訪日魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への外国人旅行者誘致につなげる。	・令和元年の農林水産物・食品の輸出額は9,121億円となった。1兆円の目標達成には至らなかったものの、7年連続で過去最高を更新した。 ・海外の料理人等に対する日本食普及の親善大使を活用した日本料理講習会の開催、外国人日本料理人の技術認定を行う日本料理の調理技能認定制度の促進や日本料理のコンペティション等による「人材の育成」の取組と、日本産食材の輸出拠点となる日本産食材サポーター店制度の普及推進による「場所・機会の確保」の取組、更には、日本産食材をPRする映像コンテンツを新たに制作し、海外のメディア等を通じて日本食・食文化を発信した。 ・農泊（農山漁村滞在型旅行）を推進している地域であって、多様な地域の食とそれを支える農林水産業や特徴のある風土、伝統文化等の魅力により訪日外国人旅行者を誘客する重点地域を、農林水産大臣が認定（27地域）し、「SAVOR JAPAN」というブランドとして農山漁村の魅力を海外に官民連携で発信し、外国人旅行者を誘致した。 ・在外公館において、近年の世界的な和食ブームや伝統的食文化としてのユネスコ無形文化遺産登録を踏まえ、現地ニーズに応じた専門家によるレクチャー・デモンストレーション等を通じて、日本の食文化の魅力を広く世界に発信する事業を実施。 ・全世界にある在外公館等の施設や各地で築いた人的ネットワーク等の強みを活かし、日本企業、地方公共団体等と連携しつつ、プロモーションイベント等を行い日本の食の魅力を発信。 ・日本産食品輸出の増加が期待されるアジア諸国やTPP/EPA締結国等から海外メディアを招へいし、農漁業関係者への取材機会を設け、報道につなげている。 ・放送局、関係府省、地方公共団体、地場産業等が連携して、日本食をはじめとする日本の各地域の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送局等と共同制作し、海外で放送・配信する取組等の支援を、平成30年度は45件、令和元年度は48件実施。
44	87	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	コ 外国人富裕層向けの和のコンテンツの情報発信【施策1. (二) ⑥キ 再掲】	再掲（施策番号36）	再掲（施策番号36）
44	88	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	サ 国際放送による情報発信の強化	我が国の文化、産業その他の事情を海外に紹介するため、平成21年2月に開始され、伝統文化やポップカルチャー等、日本の魅力を発信する多彩な番組が英語で放送されている外国人向けテレビ国際放送について、世界各国における視聴世帯数の更なる拡大及び認知度向上等の取組を行う。	・NHKではテレビ国際放送について令和元年度決算では234億円、令和2年度予算では232億円を計上し、外国人向けテレビ国際放送の充実強化に努めている。世界各国での外国人向けテレビ国際放送の視聴可能世帯数は、令和2年度5月末には約160の視聴エリア（国・地域）で約3.3億世帯となっている。（北米など一部視聴が可能な世帯を加えると約3.9億世帯が視聴可能。）
45	89	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	シ 外国報道関係者の招へい等を通じた対外発信	テレビチームを含む外国報道関係者の招へい等を実施し、日本国内での取材を支援することにより、日本の魅力につき対外発信を行う。	・日本政府観光局では、各市場ごとにテレビ局や雑誌社等のメディア招請を実施し、未だ知られていない日本の観光地を積極的にPRした。 ・ラグビーワールドカップ2019や東京2020大会を契機とした海外メディアの招請を実施し、大会情報に加え日本の魅力を提供した。 ・地方創生等でユニークな活動をしている地方都市、また、招へい対象国と特別な関係のある地方都市などを外国報道関係者に取材させ、観光促進にも資する記事掲載や日本特集番組の放映につなげている。
45	90	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	ス 海外における日本語教育	(独) 国際交流基金による日本語専門家派遣事業、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、一層、海外における日本語教育の質の向上、安定的実施等に寄与することにより、潜在的な訪日観光層となり得る親日層の育成を促進する。	・(独) 国際交流基金 (JF) は、日本語専門家の派遣、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、海外における日本語教育の質の向上と安定的実施に協力。 ・JFと日本政府観光局は、連携協定に基づき対日理解と訪日旅行促進に向け、現地教育関係者を対象としたアドボカシー訪日招へい事業や、JF海外事務所における日本語スピーチコンテスト等の各種の事業連携を効果的に実施。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
45	91	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信	セ シティ・フューチャー・ギャラリーの推進	日本の都市の魅力を発信し、インバウンド需要の取り込み、都市開発の海外展開につなげるため、世界都市・東京等の成り立ちや都市開発の変遷、また未来図を一体的に体感できる場の創設に向けてシティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想の検討を進める。	・令和元年度は、東京2020大会期間中に、東京都が主体となって行う都市づくりに関する情報発信のための映像等コンテンツ（国内外メディア等に向けてのプロモーションPR）の検討経費に対して、予算の範囲内において一部補助を行った。 ・令和2年度は、上記の映像等コンテンツを投影するための展示空間の設営及び撤去、展示期間中に効果的な演出を行うためのコンテンツ調整及び運営、効果的なコンテンツ活用のための調査・検討及び提案に係る経費の一部補助を予定しているが、大会延期に伴い、東京都にて事業計画を見直し中。
45	92	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	② 国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供	ア 旅行費用に関する情報の提供	割高といった声の多い我が国への旅行のイメージを改善するため、諸外国と我が国の物価を比較し、飲食店や宿泊施設等の価格の実態に係る情報をホームページ等で紹介するほか、外国人旅行者向け消費税免税制度や免税を受けられる地方商店街等についての情報発信等を行う。	・日本政府観光局のウェブサイト「Japan. Tax-free Shop」にて外国人旅行者向け消費税免税制度や免税を受けられる地方商店街等についての情報発信を行った。
45	93	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	② 国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供	イ 交通系ICカード・共通乗車船券の利便性の向上等	乗車距離に応じて運賃が変動するバス運賃の支払いや、複数の鉄道を乗り継ぐ際の切符購入等は、観光旅行者や不慣れな利用者にとって大変煩雑であることから、利用者の利便向上、移動の円滑化及び旅行費用の低減化を図るため、各交通機関間で相互利用可能な交通系ICカードシステムや共通乗車船券の広域的な導入が効果的である。平成25年から全国10種類の交通系ICカードの相互利用サービスが開始され、1枚のカードで公共交通機関を利用できる範囲が大幅に拡大されたところであり、今後も、交通系ICカードの利用エリアの拡大や事業者間での共通利用、エリア間での相互利用の推進により、公共交通ネットワークを観光利用者にとっても利用しやすいものとする。	・交通系ICカードの利用拡大を図るため、民間事業者等への情報提供等によるシステム構築の後押しやキャッシュレス決済への取組支援を行った。 ・経営基盤の脆弱な地域鉄道事業者を中心に交通系ICカードの利用を可能とする券売機、改札機の導入費用等を対象に支援を行っている。
45	94	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進	ア 都市におけるMICEマーケティング戦略の高度化	国際的なMICE市場は誘致競争が激化し、海外競合国の誘致力が高まりを見せる中、我が国はマーケティング戦略等に基づいた戦略的な誘致活動が行えておらず、他国に比べて遅れを取っていることは否めない。このため、日本全体のMICE関係者の役割を明確にし、特に日本政府観光局は日本全体、コンベンションビューローは各都市等におけるMICE分野の司令塔としての役割分担を徹底した上で、戦略に基づく誘致活動を推進するよう促すことにより、グローバルレベルでのプロモーション・誘致活動の強化等について早急に取り組む。 ・地方公共団体・コンベンションビューロー等の誘致主体が、市場や顧客のニーズ、市場の成長ポテンシャル等を十分に踏まえつつ、ターゲットを明確化したMICEマーケティング戦略に基づいた官民連携の促進、MICE商品の開発等のプロモーション・誘致活動を行うよう促していく。 ・特に優先度の高いMICE案件について、国、地方公共団体、日本政府観光局、関係機関等が連携して、包括的かつ主体的な誘致支援等を行う。 ・マーケティング活動の基礎となるMICE分野の統計データの整備及び分析を進める。 ・日本政府観光局の機能を強化することにより、コンベンションビューロー等に対するコンサルティングを提供可能にし、各誘致主体におけるMICE市場動向、競合国の動向等の情報収集・分析機能を強化し、マーケティング戦略の高度化を図る。	・日本のMICE誘致活動について、観光庁・日本政府観光局及び全国のコンベンションビューローの役割を明確にし、連携体制の構築を進めている。 ・MICE誘致に取り組む各都市によるグローバルレベルでのプロモーション・誘致活動の強化に向け、平成25年度よりコンベンションビューロー支援事業を実施し、各都市のMICE誘致体制の基盤づくりと自立化を図っている。 ・優先度の高いMICE案件については日本政府観光局が主体となり、開催候補地のコンベンションビューローとの連携による誘致活動を実施。また、開催候補地からの要請を受け、国際会議主催者に対する政府の招請レターの発出や誘致に関わるコンサルティングを行っている。 ・MICEに関わるデータ分析を行い、政策に反映させている。最近のトレンドとして、中小規模の国際会議開催件数の増加が顕著であることから、日本全体の開催件数の底上げを図る目的で、地方都市のマーケティング力の強化に向けた支援を実施している。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
46	95	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進	イ MICE産業の競争力強化	<p>国際会議等MICEの誘致・開催は、開催地へ高い経済効果を与えるだけでなく、ビジネス機会やイノベーションの創出、開催地における競争力・ブランド力向上に寄与するものであり、また、参加者の開催地への愛着心を育み、将来的なファンやリピーターを獲得し一般観光の促進へとつなげる絶好の機会となるものである。</p> <p>国際会議や展示会等のMICEの誘致や開催を実際に担い、諸外国の誘致関係者と競争を繰り広げる主体は、地方公共団体・コンベンションビューロー、民間企業であり、MICEの一層の推進に当たっては、これらのMICE産業の競争力強化が必要であることから、いわゆる横並び的な対応から脱却した選択と集中の徹底や、これら各主体の役割分担の明確化を十分に図りつつ、国全体として効率的かつ効果的な体制を整える。また政府レベルによる関係府省連絡会議の設置や官民連携によるオールジャパンでの支援体制を整えていき、MICE全体に共通する課題に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICEの誘致・開催で主体的役割を果たす地方公共団体・コンベンションビューローの人的・資金的資源の強化、支援ツール整備等の誘致体制・取組の強化に向けて、海外の先進事例等も参考にしつつ、今後の誘致体制のあり方について国としてとりまとめ、その内容に沿って取組を行う。 ・観光庁と日本政府観光局の機能の分化を徹底し、観光庁はMICE政策の企画立案等に重点を置いてその機能を深化・特化するとともに、日本政府観光局は、MICE誘致における国内の誘致関係者への支援・連携機能に配慮しつつ、海外事務所及び本部の役割・体制並びにその取組を見直し、MICE分野のプロモーション・誘致機能を強化する。 ・MICE分野において国際的に通用する専門人材の育成の強化を図るため、海外の先進事例等も参考にしつつ、今後の育成プログラムのあり方について検討を行うとともに、旅行業や宿泊業等のMICEビジネスへの取組について検討を行う。 ・MICE分野の各主体の取組を促すため、我が国のMICE全体の経済波及効果、ビジネス機会・イノベーション創出効果、一般観光への寄与等を示すとともに、地域経済効果分析法の開発・普及等により、地方公共団体、企業等に対するMICEの多様な意義・効用の普及・理解の促進を図る。 ・MICEデスティネーションとしての日本のプレゼンスを向上させる観点から、国際的に有力なMICE主催者とのグローバルネットワークの構築・強化を図る。 ・国内の国際会議主催者がMICE誘致・開催を行いやすくなるよう、ノウハウの提供等の環境整備及び関係強化を図る。 ・JETROや幅広いMICE関係者との連携により、効率的なプロモーション・誘致活動を図る。 	<p>・官民連携によるオールジャパンでの国際会議等の誘致体制を構築するため、政府各省庁間の連携を図ることを目的としたMICE関係府省連絡会議や、主に民間企業からなる業界団体及び全国のコンベンションビューローを中心とした業界団体との協力関係を深め、意見交換を行っている。</p> <p>・MICE推進関係府省連絡会議を開催し、関係府省が連携して「関係府省MICE支援アクションプラン」に位置づけられた施策に取り組み、政府一丸となったMICE国際競争力のより一層の強化を図っている。</p> <p>・各地のコンベンションビューロー及び地方公共団体と、MICEに関わる民間企業との連携体制の構築のため、地域ぐるみでMICEを受け入れる機運を高めるために、コンベンションビューロー支援事業の支援対象都市（グローバルMICE都市12都市及び地方都市4都市）においてMICE推進協議会の設置を促進している。</p> <p>・MICE誘致に取り組む地方公共団体及びコンベンションビューローの誘致体制の強化に向け、官民挙げて目指すべきMICE全体目標と具体的施策を「MICE国際競争力強化委員会による提言」にて掲げ、コンベンションビューロー支援事業の実施等により取り組んでいる。</p> <p>・MICEの誘致・開催の意義を広く周知するため、国際MICEの総消費額及び経済波及効果を算出し、その結果をウェブサイト等で公表している。また、経済波及効果には現れない、MICE開催によって生まれるレガシー効果について調査した結果を公開し、企業へのビジネス機会・イノベーション創出効果や一般市民に対するMICE開催の意義を周知した。</p> <p>・国際会議主催者に対し日本のプレゼンスを上げ、案件の決定に繋げる目的で、日本政府観光局の海外事務所と連携して国際会議のキーパーソンを視察に招聘している（毎年20名程度）。</p> <p>・JETROや幅広いMICE関係者との連携により、Meeting（M）・Incentive Travel（I）の効率的なプロモーション・誘致活動を図るため、観光庁、日本政府観光局、JETRO、M・I関連業界団体・産業界から成る「ミーティング・インセンティブ推進会議」を2020年1月に立ち上げた。</p> <p>・令和元年のアジア主要国における国際会議の開催件数に占める我が国の割合は、30.4%となった。</p>
47	96	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進	ウ MICEに関するワンストップ型情報発信機能の強化	<p>日本のMICEブランドを活用した一貫性のあるプロモーションや誘致等の活動を日本政府観光局及びその海外ネットワークを通じ適切かつ効率的に実施することを通じて我が国のMICEブランドの構築や浸透等に一層努める。また、国内のMICE開催に関する施設や支援制度等をまとめたプロモーションツールを定期的に整備し、見本市・商談会やウェブサイト等あらゆる機会を活用し、一覧性のある情報発信を行うことにより、日本でのMICE開催の潜在需要の喚起を図る。</p>	<p>・国際的なMICE関係者に対し、日本政府観光局MICE専用ウェブサイト、海外事務所発行によるニュースレター等を通して、MICE誘致・開催の促進に有益な施設や支援制度情報等の発信強化を図っている。</p>
47	97	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進	エ アジア拠点化の推進を通じた国際ビジネス交流の拡大	<p>JETRO等による海外企業の誘致によりアジア拠点化を推進し、国際会議、展示会等MICEの開催の促進をはじめとした国際ビジネス交流の拡大を図る。</p>	<p>・JETROは、現行の基本計画期間のうち平成29年度から令和元年度の3年間でアジア企業の招へい事業を29回開催し（他機関との共同案件等も含む）、延べ343社のアジア企業が日本企業との間でビジネス交流やアジア拠点化を図った。これらの取り組みの結果、同期間中259件のアジア企業の誘致につながった。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
47	98	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進	オ MICEに関する受入環境の整備	MICEの誘致・開催競争に大きな影響を及ぼす国際会議場や展示場等のMICE施設に関し、海外では国際会議場と展示場の一体整備、展示場の大型化、ポスト・コンベンション機能の充実等の動きも見られる。このため、我が国の競争力を維持・強化する観点から、まずは既存施設の有効活用を図ることを前提としつつ、求められるMICE施設の運営、整備等のあり方について検討を行う。さらに、関係省庁、地方公共団体及び関係機関等とも連携を図りつつ、MICEの受入に当たって必要な環境整備を図る。まずは、レセプション、ポスト・コンベンション、ポスト・展示会の魅力を高めるため国立施設等を活用したユニークベニュー開発等、我が国でMICEを誘致・開催するに当たって、主たる事業者や参加者に必要となる各種の受入環境等について、主たる競合国に遜色ないレベルを目標に、対応を図る。さらに、我が国の展示会産業の国際化を推進するため、第三者認証制度の運用支援等により、展示会統計に係る透明性、信頼性の向上を図る。また、JETROにおいては、連携して地域の生産現場の見学、企業関係者との意見交換会、ファムトリップ等の産業観光プログラムの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI手法の一つであり、民間の資金・経営能力および技術的能力を活用して効率的かつ効果的なサービス提供を行うことによりMICEの開催件数増加に寄与することが期待されているコンセッション方式について、地方公共団体による新設および既存のMICE施設への導入検討を支援している。また、同方式の導入における課題やメリットを取りまとめ、広く地方公共団体担当者向けに周知した。 ・ユニークベニューの開発については、施設管理者向けの『ユニークベニュービギナーズガイド』の発行や、新たなユニークベニュー候補施設でのモデルイベントの開催支援など、MICEの開催地決定要素となりうる受入環境の整備促進を行っている。 ・MICEに合わせた事業として、これまで世界温泉サミット連携（大分）、ブリュッセル国際コンクール酒セレクション連携（三重）、ミスインターナショナル世界大会（東京）、国内最大ファッションコレクション（東京）等に合わせ、インフルエンサー・バイヤー・メディアを招聘し、各地の地域産品・商材の現場を視察・体験し、SNS等を活用して広く世界へ発信した。 ・日本展示会認証協議会が実施する「展示会統計に係る第三者認証制度」について、制度普及等に取り組んだ。
48	99	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	ア ビザ発給に係る要件の緩和、手続の迅速化・円滑化及び審査体制の整備	二国間の人的交流を促進するため、ビザ発給要件を戦略的に緩和する。特に訪日プロモーション事業の重点20カ国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な5カ国（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連動して、ビザ緩和を積極的に実施する。また、ビザ申請人の利便性向上につながる円滑かつ迅速なビザ発給手続を推進するため、ビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月から令和元年9月までの期間で、中国、フィリピン、インド、ロシア及びその他、訪日に際してビザが必要な国延べ43カ国・地域に対して、ビザの緩和を実施。また、中国やベトナム等、ビザ発給数が多い国の在外公館を中心に、査証担当官を増員するとともに、臨時職員を雇用する等、円滑なビザ審査・発給体制の整備に努めた。さらに、在中国公館における中国人への観光ビザ申請・発給の利便性を高めるため、電子ビザの導入を準備中。累次に亘るビザ緩和により、令和元年のビザ発給数は約828万件（前年比+19%）と過去最高を達成した。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
48	100	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	イ 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現	<p>世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査等を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。 ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。 ・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラステイド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲートの利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。 ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。 ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。 ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。 ・増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR:Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用的高度化を推進する。 ・旅客の効率的かつ効果的な携帯品検査によって、円滑な税関手続とテロ関連物資や不正薬物の密輸阻止の両者を実現するため、税関当局と外国税関当局等との連携や全ての出入国旅客の事前旅客情報（API:Advanced Passenger Information）や乗客予約記録（PNR）といった情報の電子的な収集の強化を図り、それらの情報を24時間体制で分析、活用しつつ効率的かつ効果的な検査を推進する。 ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。 ・出発時の航空保安検査については、旅客の負担を抑え、検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、ボディスキャナー等の先進的な保安検査機器を導入し、平成32年度までに主要空港へ順次導入拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度までに、全国20の空海港にバイオカードを導入した。 ・令和2年度予算として、台湾とのプレクリアランス再開のための経費が一部認められたことから、令和3年度以降の早期の再開を目指し、台湾側との各種調整を行っている。 ・平成28年11月に出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人ビジネスマン等を「信頼できる渡航者」（トラステイド・トラベラー）として認め、自動化ゲートの対象とする制度（トラステイド・トラベラー・プログラム）を導入した。また、令和2年3月には、従来のビジネスマンの要件を緩和するとともに、観光客及びこれらの家族も対象として追加する改正を行った。 ・平成29年10月、羽田空港に顔認証ゲートを先行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始した。その後、平成30年度から令和元年度にかけて、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の出国・上陸各審査場に顔認証ゲートを本格的に導入し、日本人の出帰国手続において運用を開始した。また、令和2年8月に那覇空港の出国・上陸審査場にも配備し、運用を開始した。 ・日本人の出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用するべくシステム改修を行い、令和元年7月の羽田空港を皮切りに、同年8月に成田空港、同年9月に関西空港、同年10月に福岡空港、同年11月に中部空港及び新千歳空港で運用を開始した。また、那覇空港においても令和2年8月に顔認証ゲートの外国人出国手続における運用を開始した。 ・訪日外国人旅行者の急増に対応するための空港・港湾施設の供用開始等に伴い、審査端末機器の増備を行った。また、出入国審査業務の充実強化として、平成29年度において、入国審査官219人を増員、平成30年度において、入国審査官271人を増員、令和元年度において、入国審査官266人を増員、令和2年度において、入国審査官216人を増員した。 ・検疫所において、訪日外国人旅行者の増加等に対応した検疫体制の強化を図るため、検疫官の増員を行った。また、感染拡大防止のため患者搬送車両等の物的体制の整備をした。 ・動植物検疫では、人員の再配置、地方空港・港湾への出張検査対応等による業務の効率化を図った。 ・令和元年度は動物検疫所で家畜防疫官及び植物防疫所で植物防疫官の新規増員、動植物検疫探知犬の増頭による水際の携帯品等検査の体制を強化した。 ・検疫制度に関して説明するポスター、リーフレット及びウェブサイトの多言語化等による広報強化を実施した。 ・税関における迅速な通関による利便性の向上と、厳格な水際取締りによる安全・安心の確保の両立を実現するため、X線検査装置等の取締・検査機器や税関検査場電子申告ゲート等の配備を進めるとともに、平成29年度～令和2年度において、税関職員785人を増員し、訪日外国人旅行者の増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進めた。 ・出入国在留管理庁では、航空会社から報告を受けた乗客予約記録（PNR:Passenger Name Record）と同庁が保有するその他の情報を合わせて分析して出入国管理上の要注意人物を発見し、関係機関とも連携を強化するなどして、厳格な水際審査を実施している。引き続き、情報の収集・分析等を進め、厳格な水際対策を推進していく。 ・税関では、国内外の関係機関と積極的に情報交換を行うとともに、航空会社から報告を受けたAPIやPNR情報の分析・活用を24時間体制で一元的に実施し、効率的かつ効果的な携帯品検査を実施している。引き続き、情報の収集・分析等を進め、より一層効率的・効果的な検査の実施を推進する。 ・成田空港では待ち時間計測用機器の整備を行い、令和2年7月までに計測を開始した。公表に向けて計測結果の評価を行っている。 ・関西空港においては機器の整備が完了し、平成30年5月より4段階表示による出国待ち時間を公開しているところであり、入国待ち時間についても、公開に向けた検討を引き続き関係者間で進めていく。 ・出発時の航空保安検査については、旅客の負担を抑え、検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、ボディスキャナー等の先進的な保安検査機器を令和2年3月までに主要空港へ導入した。
49	101	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	ウ 通案内の質・量の充実	<p>訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通案内士法（昭和24年法律第210号）の改正により業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することで、これまで特区等でのみ認められていた通案内士以外の者による有償ガイド行為を全国において可能とする。また、同法改正において研修受講義務化、試験制度の見直し等を行い、通案内士の品質を確保し、訪日外国人旅行者4,000万人時代に向けて質・量ともに受入体制の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月に施行された改正通案内士法により、通案内士の名称独占のみが存続することとなり、業務独占が廃止され、通案内士以外の者による有償ガイド行為が全国において可能となった。 ・改正通案内士法により、全国通案内士に対する定期研修受講の義務化や、全国通案内士試験の筆記試験において「通案内の実務」科目の追加等が実施された。 ・特区等における通案内士の特例については、平成29年5月26日に通案内士法が改正され、全国展開措置済み。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
50	102	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	エ ランドオペレーター登録制度の導入	利益優先による質の低い旅行商品の提供やダンピング契約による旅行の安全性の低下を防ぐため、登録制等によりランドオペレーターの実態を把握するとともに、問題ある事業者適切に指導・監督できる制度を導入する。	・「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号）において、旅行サービス手配業者の登録制度を創設し、令和2年4月1日時点で、旅行サービス手配業者として1,538者の登録がなされている。 ・観光庁では、旅行業協会等を通じて旅行サービス手配業者の登録制度を周知するとともに、登録行政庁である都道府県と協力して、立入検査等を通じて法令遵守の指導・監督を行っている。
50	103	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	オ 観光案内拠点の充実	訪日外国人旅行者が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、平成32年までに観光案内所の倍増（1,500箇所）を目指し、外国人観光案内所の情報発信強化の取組を進めるとともに、日本政府観光局が中心となって研修等を実施し、案内機能の質の向上を図る。特に、地方部においては、多言語で広域の案内が行える観光案内所を増やすとともに、都市部の観光案内所を含む観光案内所間のネットワークの拡充により、案内機能の質の向上を図る。あわせて、新幹線全駅（108駅）における観光拠点としての機能を強化する。また、観光拠点の魅力を発信し、地域との交流を図る観光拠点・情報交流施設の整備を促進する。 さらに、日本政府観光局は、ウェブ、モバイル等のICTを活用した訪日外国人旅行者にとって利便性の高い観光情報提供機能の拡充を図る。	・日本政府観光局の認定を受けていない観光案内所に対して、日本政府観光局と連携し認定取得を推進している。（令和2年7月末 日本政府観光局認定外国人観光案内所数1,422箇所）また、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、観光振興事業（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）において、日本政府観光局認定外国人観光案内所の訪日外国人旅行者向けの受入環境の整備を推進している。 ・新幹線全駅（108駅）における観光拠点としての機能強化について、新幹線全駅において無料Wi-Fiの整備を完了している。また、令和元年8月、新大阪駅に「トラベルサービスセンター新大阪」、令和2年3月、東京駅に「JAPAN RAIL CAFE」を開設している。
50	104	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	カ 観光地域における案内表示の整備等情報提供の充実【施策1. (一) ②ク再掲】	再掲（施策番号13）	再掲（施策番号13）

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
50	105	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光客の来訪の促進	④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入体制の確保等	キ 通信環境の整備促進	外国人旅行者が日本を旅行する際にインターネットによる情報入手面において不自由を感じることがないように、通信環境の整備を促進する。 具体的には、(a) 平成30年までに、20万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みの構築、(b) 災害用統一SSIDの活用等により災害時におけるWi-Fiの無料開放・利用手続き簡素化の推進、(c) 平成31年度までに、防災拠点や被災場所として想定される公的拠点の約3万箇所に、無料Wi-Fi環境の整備を推進、(d) 平成32年までに、プリペイドSIM販売拠点を倍増させ、無料Wi-Fi環境と相互補完的に通信環境全体を改善（複数国からの国際便が乗り入れる全ての空港（21箇所）、訪日外国人旅行者が訪問する拠点の店舗数1,500箇所）、(e) 新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消の加速に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化について、平成28年2月に取組方針を公表するとともに、事業者の垣根を越えて一度の利用開始手続きにより接続可能な認証方式に関する実証実験を実施。平成26年8月より「無料公衆無線LAN整備促進協議会」の体制を活用し、①無料公衆無線LANの整備促進、②無料公衆無線LAN環境のスポットや多言語にて利用方法を紹介するウェブページの作成等を通じた周知・広報、③利用手続きの簡素化・一元化への取組を実施。こうした取組の結果、平成29年7月に目標を達成済み。 ・災害用統一SSIDについて、当該SSIDを利用した携帯キャリアWi-Fi及びエリアオーナーWi-Fiの無料開放・利用手続き簡素化を促進するため、災害用統一SSIDに関する周知等を実施。 ・「公衆無線LAN環境整備支援事業」により、防災拠点や被災場所として想定される公的拠点に対してWi-Fi環境の整備を行っている。令和元年度までに約3万箇所の整備目標であったが、当初の意向から大きく状況が変化し、整備の進捗に遅れが出ていること及び各地方公共団体の整備意向を反映した結果、計画を見直し、令和3年度までに引き続き約3万箇所の整備を目標とした「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」を令和2年2月に改定・公表を行った。（令和元年10月現在で約2.6万箇所を整備済） ・プリペイドSIMの販売拠点に関し、複数国からの国際便が乗り入れる空港16箇所（令和2年3月末時点）や、訪日外国人が訪問する拠点（1,894箇所。平成30年3月末時点）の展開を推進。 ・電波遮へい対策事業などによる対策実施により、令和2年7月末時点で新幹線の総トンネル長1,105kmのうち、1,100km（約99%）の対策が完了している。 ・無料Wi-Fi環境の改善・充実を図るため、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」や「観光振興事業」において、宿泊施設、交通機関、観光案内所、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地のまちなか等に加えてインバウンド対応拠点化を進める「道の駅」における無料Wi-Fi環境の整備を支援している。 ・訪日外国人旅行者にとって分かりやすく視認性を高めるための共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」のロゴやステッカーの積極的な掲出を通して、無料Wi-Fiスポットの情報発信（周知・広報）を行っている。 ・日本政府観光局のウェブサイトを活用し、最新のプリペイドSIM販売拠点やモバイルWi-Fiルータ貸し出し場所の周知を図っている。
50	106	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光客の来訪の促進	④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入体制の確保等	ク キャッシュレス環境の飛躍的改善	キャッシュレス環境の飛躍的改善に向けた取組として、3メガバンクの海外発行カード対応ATMについては、従来、平成32年までに、全ATM設置拠点の約半数で整備（計約3千台）する方針であったが、前倒しを要請（平成30年中にその大半を設置）しており、これが着実に実行されるよう促していく。また、地方銀行についても、既存の海外発行カード対応ATMの設置状況も踏まえつつ、ATMの設置を進めるよう促し、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地の解消を目指す。さらに、海外発行カード利用可能なATMの場所について、日本政府観光局ホームページによる情報提供を強化する。 平成32年までに、訪日外国人旅行者が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて、「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現するため、クレジットカード決済・IC対応端末の普及を促進する。また、先進的なサービス・決済等を提供できるプラットフォームを構築し、1台の端末、カード等で利用可能な仕組みを平成32年までに社会実装するとともに、生体認証による個人認証等についても普及を支援する。さらに、「クレジット取引セキュリティ協議会」（官民の約40事業者等で構成）において策定した「実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、加盟店における決済端末のIC対応等のセキュリティ対策を義務付ける割賦販売法の一部を改正する法律（平成28年法律第99号）を着実に施行する。	<ul style="list-style-type: none"> ・3メガバンクの海外発行カード対応ATMについて、平成30年12月末時点で3,032台が設置され、目標を前倒して達成した。設置台数のフォローアップでは、令和2年3月末時点で3,001台となっており、整備水準は維持されている。また、3メガバンク及び地方銀行に対して有用なデータを提供することで、ニーズの高い場所への優先的な海外発行カード対応ATMの設置を促した。 ・3メガバンクをはじめとする金融機関の海外発行カード対応ATM設置の進捗に合わせ、日本政府観光局ウェブサイト及びアプリにおいて、位置情報を発信している。 ・令和元年10月より開始したキャッシュレス・消費者還元事業の参加店舗は、事業終了時（令和2年6月末）に約115万店となった。 ・平成30年度までの実証期間中に、訪日外国人旅行者の満足度向上（スマホアプリを活用した情報提供）に関する先進的なサービスのプラットフォームを構築し、サービスの検証を実施済み。 ・現在は、実証実験を通じての課題を克服すべく、訪日外国人旅行者の満足度向上に関するチャットボットを活用した観光情報の提供、店舗への送客について、民間ベースでの取組が進められている。 ・「クレジット取引セキュリティ協議会」において策定した「実行計画」の円滑な実施を促進。また、同協議会は、クレジットカード取引を取り巻く環境の変化等も踏まえ、同実行計画の見直しを行い、令和2年3月に新たに「クレジットカード・セキュリティガイドライン1.0版」として公表。また、平成28年改正割賦販売法の下、同実行計画も踏まえた監督を行っている。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
51	107	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	ケ 誰もが一人歩きできる環境の実現等	<p>誰もが一人歩きできる環境の実現等に向け、(a) 平成32年までに、病院・商業施設等における多言語音声翻訳システムの社会実装化、(b) 平成32年までに、交通系ICカードやスマートフォン、クラウド基盤（IoTおもてなしクラウド）等を活用し、訪日外国人旅行者への言語等の個人の属性に応じた観光・交通情報、災害情報等の提供についての実証実験を経て、社会実装化し、利便性のあるICT環境を構築、(c) オープンデータ・ビッグデータ利活用のモデルケースとして、観光ビッグデータを活用した訪日外国人旅行者等向け情報発信の推進、(d) IoTサービスの実証事業等を通じ、IoTを活用した観光関連サービスの創出・展開の後押し等に取り組む。</p> <p>また、訪日外国人旅行者が鉄道等で大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消するため、平成32年までに手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置する。さらに、平成32年までに免税品の海外直送（国際手ぶら観光サービス）を本格実施する。</p>	<p>・国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の多言語翻訳技術は、これまで翻訳精度の向上や重点対応言語の拡大に取り組み、令和元年度中に12言語で実用レベルの翻訳精度を実現。同技術を活用した民間企業による多様なサービスが実用化・普及し、日常生活・行政手続・観光等の様々な場面で活用される。今後令和7年に向けては、日本国際博覧会（大阪・関西万博）も見据え、「グローバルコミュニケーション計画2025」を推進し、世界の「言葉の壁」の解消とグローバルで自由な交流の実現に向け、ビジネスや国際会議における議論の場面にも対応したAIによる多言語同時通訳の実現及び重点対応言語の拡大等のための研究開発に取り組む。</p> <p>・おもてなしクラウドを活用したウェブアプリ「ココシル」の開発、実用化により、交通系ICカードやスマートフォンを介した、訪日外国人旅行者への言語等の個人の属性に応じた観光・交通情報、災害情報等の選択的配信について、社会実装を行い、利便性のあるICT環境を構築した。</p> <p>・令和2年度までに、地方公共団体における観光関連情報を含むオープンデータの取組率100%実現のため、研修を通じた地方公共団体職員の人材育成や、民間の利用ニーズが高いデータの共通フォーマットを官民で共同で検討するための調整・仲介を行っている。</p> <p>・総務省ウェブサイト内に観光客の周遊データを収集・分析して地域の観光振興策に活用するIoTサービスのリファレンスモデルを掲載し周知を図った。</p> <p>・令和2年7月末時点で手ぶら観光カウンターを空港や新幹線駅などの主要交通結節点に20箇所設置した。</p> <p>・免税品の海外直送サービス（国際手ぶら観光サービス）は、平成30年3月末時点で31箇所設置され、本格実施されているところ。</p>
51	108	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	コ 外国人患者受入体制の充実	<p>平成32年までに外国人患者受入体制が整備された医療機関を全国で整備するための取組を実施する。</p> <p>具体的には、訪日外国人旅行者が安心して医療を受けられるよう、外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」（平成28年3月に約320箇所選定）を更に充実させ、日本政府観光局ホームページ等で情報発信をしていく。</p> <p>また、訪日外国人旅行者に通訳・キャッシュレス診療サービスの付いた保険商品の加入促進を行う。</p> <p>さらに、平成32年までに、訪日外国人旅行者が特に多い地域を中心に、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100箇所を整備するほか、その他の医療機関に対しても、外国語対応支援ツールの活用促進や「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」への誘導ができるよう、周知を実施する。</p> <p>また、国家戦略特区においては、二国間協定に基づく外国医師について、自国民に限らず外国人一般に対する診療を認め、増大する外国人患者の医療ニーズに対応する。</p>	<p>・令和元年度より、厚生労働省と観光庁が連携し、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の見える化を行っており、拠点的な医療機関を含む多言語対応可能な医療機関を取りまとめ、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」として更なる充実を図っている。（令和2年6月末時点で全国で約1,950箇所（うち都道府県によって選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」が約1,430箇所））当該リストは多言語化（英語・中国語（簡体字/繁体字）・韓国語）を行い、日本政府観光局のウェブサイトに掲載している。令和元年12月リスト更新時には、医療機関の検索機能を付加するとともに、位置情報サービスを用いて医療機関を検索した際に、現在地から近い順番に表示されるようにすることで利便性の向上を図っている。</p> <p>・訪日外国人旅行者に対して旅行保険の加入勧奨チラシやWi-Fiアプリのプッシュ通知等を用いて、訪日外国人旅行者に向けて通訳・キャッシュレスサービス付きの保険商品の加入促進を図っている。</p> <p>・「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」は平成29年度中に100箇所の整備を達成し、その後も都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を中心に、医療通訳等の配置支援等を実施するなど機能強化に資する取組を通じて、外国人患者受入環境の整備を進めている。また、その他の医療機関に対しても「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の内容の充実を図るとともに、訪日外国人旅行者等向けの医療に関する情報をまとめたウェブサイト「好事例インタビュー」を掲載する等周知を進めている。</p> <p>・国家戦略特区においては、「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁」の特例措置を活用し、4医療機関で3名の外国医師による外国人患者の診察を実施した。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
52	109	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光客の来訪の促進	④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入体制の確保等	サ 多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者への受入環境等の充実	ムスリム旅行者等、多様な宗教的、文化的習慣を有する外国人旅行者が、ストレスなく安心して観光を満喫できるよう、食事や礼拝等、様々な生活習慣に配慮した受入環境の整備充実を図るとともに、対応している飲食店や宿泊施設等について外国人旅行者に発信する等の情報提供に取り組む。	<p>・「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」において、地域関係者を対象としたセミナー等、多様な宗教や生活習慣を有する外国人旅行者の受入に必要な基礎的な知識や実践的なノウハウの習得を支援した（平成30～令和元年度）。令和2年度からは、「観光振興事業（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業等）」において、飲食店等の店内表示及びメニューの多言語化やウェブサイト作成等について支援し、多様な宗教・生活習慣への対応力の強化を図っている。</p> <p>・ムスリム旅行者については、受入の実践例や必要な情報をまとめた「ムスリムおもてなしガイドブック」について、事例集を追加した増補版を作成し（平成30年3月）、全国の地方公共団体へ周知を図るとともに、ムスリム旅行者に対する具体的な施策を関係省庁が連携して「訪日ムスリム旅行者対応のためのアクション・プラン」を策定し（平成30年5月）、取組の促進を図っている。また、ベジタリアン・ヴィーガンの旅行者に関する基礎知識や受入の実践例をまとめた「飲食店等における外国人ベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」を作成し、周知を図っている。（令和2年3月）</p> <p>・東南アジア市場における現地メディア等の招請事業やオンラインでの情報発信、中東市場における現地旅行博・イベントへの出展等を通じて、外国人旅行者への情報提供を実施した。</p> <p>・ストレスフリー環境整備事業において、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるムスリムの受入のためのマニュアル作成を支援。（平成27年度～令和2年度）</p>
52	110	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光客の来訪の促進	④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入体制の確保等	シ 伝統芸能における外国人への対応の促進	伝統芸能を外国人も楽しめるよう、国立能楽堂で英語版字幕表示を行っているほか、国立劇場等において、英語版公演解説リーフレットの配布や字幕表示、イヤホンガイドの多言語対応、外国人向けの鑑賞教室の実施、通信環境の整備等を推進し、ニーズを踏まえた外国人対応を更に推進する。また、公演情報について訪日外国人旅行者の目に留まりやすい空港・観光案内所等で多言語での広報を実施する等、訪日外国人旅行者向けの情報発信も引き続き推進する。	<p>(日本芸術文化振興会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人ウェブサイト、パンフレット、展示資料の解説・紹介の多言語化。 ・歌舞伎・文楽公演において、解説書（有料）に英文解説を併載し、英語での音声同時解説（有料）を実施。 ・英文の公演スケジュールチラシを訪日外国人の目にとまりやすい空港・観光案内所・主要ホテル等に配布。 ・国立劇場、国立芸芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ、新国立劇場、伝統芸能情報館の各館にて、公衆無線LAN サービス（無料Wi-Fi）を実施し、特にインターネット利用環境を持たない外国人旅行者等への利便性の向上を図っている。 ・外国人のための鑑賞教室として歌舞伎、文楽、能楽等の公演を実施。 <p>(国立劇場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度には歌舞伎鑑賞教室において、体験型ワークショップを外国人向けに実施。 ・舞踊や邦楽公演では英文リーフレット（無料）を配布。 ・令和元年度には歌舞伎公演において多言語ポータブル字幕機を試験的に導入。 ・外国人のための鑑賞教室公演の上演に際しては、公演時に6か国語（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語）の公演プログラム（無料）の配布及び音声同時解説（無料）の提供の他、ロビー内にコンシェルジュカウンターを設置し、外国語対応のできるスタッフを配置。 <p>(国立能楽堂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各座席で英語による字幕表示が閲覧可能。能楽公演においては、英文解説リーフレット（無料）を配布。 <p>(新国立劇場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語版チケット販売サイトで主催公演を海外からチケット購入可能とし、英語対応ができる劇場案内スタッフを配置。 <p>(国立劇場おきなわ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語対応の電話通訳サービスを実施。 ・主催公演の年間計画スケジュールを英語、中国語、韓国語で作成し、劇場の他空港及び観光案内所等に配布。
52	111	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光客の来訪の促進	④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入体制の確保等	ス 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化【施策1. (二) ④イ 再掲】	再掲（施策番号27）	再掲（施策番号27）

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
52	112	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光客の来訪の促進	④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入体制の確保等	セ 地方の商店街・中心市街地・観光地及び中小企業者のインバウンド需要の取り込み	平成32年までに、計50箇所の商店街・中心市街地・観光地で街並みの整備を、計1,500箇所の商店街・中心市街地・観光地で訪日外国人旅行者受入環境（免税手続カウンター、Wi-Fi環境、キャッシュレス端末、多言語案内表示、観光案内所等）の整備を促進することにより、商店街・中心市街地・観光地における観光需要の獲得を図る。 また、中小企業者がインバウンド需要を取り込めるよう、サービスの品質を見える化する「おもてなし規格認証」の認定、中小事業者の持つウェブサイトの約半数（約76万件）の多言語化や海外ネット広告等の導入の支援を行うとともに、レジアプリ等の導入を支援し、会計処理業務の効率化、マーケティング力の向上を図る。	・観光振興事業（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）等において、地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）等が実施する観光地の訪日外国人旅行者受入環境（免税手続カウンター、無料Wi-Fi環境、キャッシュレス端末、多言語案内標識、観光案内所等）の整備を推進している。 ・商店街活性化・観光消費創出事業により、商店街における免税対応施設、ゲストハウスの整備や店舗の多言語化等の外国人旅行者をはじめとした地域外の新たな需要を効果的に取り込む取組に対して支援を行っている（令和元年度：78件）。令和元年度ローカルクールジャパン推進事業（トラベルテック事業）において、デジタル技術で観光関係者・関係事業者を連携させ、旅行者の誘致を促し、旅行体験の満足度を上げるため、顧客目線・利用者目線で、観光回遊導線やサービス利用体験のデザインを実施し、地域への観光回遊・消費を促進する基盤作りを目指した。 ・「おもてなし規格認証」において、外国語による問合せ対応が可能か等を審査する「トラベラー・フレンドリー認証」を運用し、インバウンド需要を積極的に取り組もうとする事業者の見える化を図っている。（現在は、「おもてなし規格認証」は民間団体の自主事業として実施）
53	113	3. 国際観光の振興	(一) 外国人観光客の来訪の促進	④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入体制の確保等	ソ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた受入環境整備	我が国における外国人旅行者の円滑な移動や安全・安心で快適な滞在の実現を図るため、「2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」において策定した「道路」「交通」「飲食・宿泊」分野の取組方針に沿った取組を、協議会構成員が進めるとともに、訪日外国人旅行者への多言語による情報伝達の優れた事例や多言語対応のためのICT関連技術や製品を全国の地方公共団体や企業と共有する。	・「道路」「交通」「飲食・宿泊」分野の取組方針に沿った取組を実施するとともに、「小売」分野においても多言語対応ガイドラインを策定し、多言語対応を実施。また、多言語対応事例やICT関連技術を展示会の開催等を通じて共有することで、行政・民間が連携・協働して多言語対応を推進。
53	114	3. 国際観光の振興	(二) 国際相互交流の促進	① 外国政府との協力の推進	ア 日中韓三国間の観光交流と協力の強化	日中韓三国間域内外の観光交流の拡大とその協力強化のため、平成18年に設置された日中韓観光大臣会合において合意される取組を、日中韓三国が連携協力して着実に実施することにより、日中韓三国域内外の観光交流の一層の拡大を図る。 平成27年の第7回日中韓観光大臣会合の共同声明に基づき、三国間の人的交流規模を平成32年に3,000万人にすることを目指し、欧米等からの旅行者を三国に誘致するため、共同プロモーションによる「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」を実施するとともに、各国の生活習慣等の違いに起因するトラブルの対応や、旅行者の安全の確保等、三国が共同して観光交流の質の向上を図る等の取組を推進する。	・平成30年の日中韓三国間の交流人口が3,054万人となり、第7回日中韓観光大臣会合で掲げた「平成32年に人的交流規模3,000万人」の目標を達成した。 ・令和元年度に開催された第9回日中韓観光大臣会合（韓国・仁川）では、日中韓3か国の国民の相互信頼を深める活発な観光交流の推進や、「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の持続的な実施等を含む共同宣言文に署名した。また、同キャンペーンの一環として、これまでに日本政府観光局が米国、ロシア等において、中国及び韓国の旅行会社等と協力して旅行博の共同出展、共同広告等を行った。 ・訪日外国人のトラブルへの対応に関しては、パンフレットやチラシの配布、観光庁・日本政府観光局公式ウェブサイトでの掲載等を通して、マナー周知や不当な値段で商品販売を行う店舗に対する注意喚起を実施した。また、観光庁公式ウェブサイトで訪日旅游意見箱を運用し、中国人訪日客等の意見への対応を行った。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
53	115	3. 国際観光の振興	(二) 国際相互交流の促進	① 外国政府との協力の推進	イ 二国間の観光交流の取組の推進	二国間の交流人口の拡大に向け、二国間の観光交流事業、観光見本市への相互出展等を通じ、二国間の連携協力を強化し、観光交流の拡大に積極的に取り組む。	<p>・韓国、ベトナム、インドと二国の政府間当局による協議会等の開催を通じ、二国間の連携協力、交流人口の拡大に努めた。韓国とは「日韓観光振興協議会」を毎年日韓相互に開催、ベトナムとは平成30年11月三重県にて「日越観光協力委員会」を開催、インドとは平成29年12月東京にて、平成31年1月デリーにて「日印観光協議会」を開催した。</p> <p>・欧米豪の各国と、二国の政府当局間による協議会の開催等を通じ、二国間の連携協力、交流人口の拡大に努めた。直近では、令和元年5月にロシア、9月に豪州との政府当局間による協議等を開催した。</p> <p>平成25年6月 フランスと日仏間観光協力に関する共同声明を発表。</p> <p>平成26年1月 インドと観光分野協力に関する覚書を締結。</p> <p>平成27年11月 日本とインドネシアとの観光交流拡大シンポジウム確認文書に署名。</p> <p>平成28年9月 ツーリズムEXPOジャパン2016にあわせて来日した海外の観光担当大臣等と国土交通大臣が会談。両国間の人的交流拡大に向け、協力を確認。</p> <p>日韓観光振興協議会を毎年実施し、観光振興に関する確認文書を取り交わしている。</p> <p>平成30年1月 ブラジルと観光分野協力に関する覚書を締結。</p> <p>平成30年9月 コソボ及びミャンマーと観光分野協力に関する覚書を締結。</p> <p>平成30年9月 ミャンマーと観光分野協力に関する覚書を締結。平成30年9月 ツーリズムEXPOジャパン2018にあわせて来日した海外の観光担当大臣等と国土交通大臣が会談。両国間の人的交流拡大に向け、協力を確認。</p> <p>令和元年10月 ツーリズムEXPOジャパン2019にあわせて来日した海外の観光担当大臣等と国土交通大臣が会談。両国間の人的交流拡大に向け、協力を確認。</p> <p>令和元年12月 ウズベキスタンと観光分野協力に関する覚書を締結。</p>
53	116	3. 国際観光の振興	(二) 国際相互交流の促進	① 外国政府との協力の推進	ウ 国際機関等への協力を通じた国際観光促進	UNWTO、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関及びアジア太平洋経済協力（APEC）等の国際協力枠組みにおいて行われる活動及び事業への協力を行っていく。特に、平成27年の日本のUNWTO理事国就任を踏まえ、UNWTOとの共催による国際会議等を開催し、日本の観光政策を発信すること等により、UNWTO加盟国・地域の観光促進を図る。	<p>多国間枠組みにおける各種会合へ出席、日本の観光政策を紹介した。</p> <p>【OECD】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催されるOECD観光委員会において、我が国は副議長を務めており毎回出席。 <p>【UNWTO】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回開催される南アジア地域委員会・東アジア太平洋地域委員会合同委員会への出席。 ・年2回開催されるUNWTO執行理事会への出席。 ・2年に1回開催されるUNWTO総会への出席。 -平成27年9月 第21回UNWTO総会（コロンビア）にてUNWTO執行理事国就任。 -令和元年9月 第23回UNWTO総会（ロシア）にてUNWTO執行理事国再任。 ・平成28年2月UNWTO・観光庁共催で遺産観光に関する国際会議を開催。 ・平成28年6月UNWTO・観光庁共催で観光と技術に関する国際会議開催。 ・平成30年2月UNWTO・山形県主催で雪と文化の世界観光会議を開催。 <p>【APEC】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催されるAPEC観光作業部会への出席 ・2年に1回開催されるAPEC観光大臣会合への出席 <p>【ASEAN+3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催されるASEAN+3観光実務者級会合への出席 ・年1回開催されるASEAN+3観光大臣会合への出席 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月 我が国が主催国となりG20観光大臣会合を開催（北海道）

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
54	117	3. 国際観光の振興	(二) 国際相互交流の促進	① 外国政府との協力の推進	エ 開発途上国等の観光振興に対する協力	開発途上国等に対して、(独)国際協力機構等を通じ、観光振興を行うに当たって必要となる情報提供や提言を行う等の協力を、相手国のニーズ、援助の効果等を勘案しつつ実施していく。	・開発途上国における観光振興に協力するため、独立行政法人国際協力機構等を通じた集団研修を行った。 平成29年度：8回実施 平成30年度：9回実施 令和元年度：7回実施
54	118	3. 国際観光の振興	(二) 国際相互交流の促進	② 我が国と外国との間における地域間交流の促進	ア 日本人の海外旅行の促進	日本人の海外旅行の促進は、国際感覚の向上のみならず、開発途上国の観光開発や、国際相互理解の増進による政府間外交の補完等、高い意義を有している。さらに、諸外国との双方向の交流拡大（ツーウェイリズムの推進）を通じて、インバウンドの拡大にも貢献し得る。しかしながら、日本人の海外旅行者数は、1,721万人程度（平成23年から平成27年までの平均）で概ね横ばい傾向となっていることから、個人旅行や高付加価値の旅行等、旅行者ニーズの多様化に対応した旅行商品の提供や新たな観光資源の発掘といった環境整備、特に若年層のアウトバウンドの拡大が進まない原因の分析、旅行業団体等と連携した若年層の海外旅行を更に促進する若者割引等のサービスの開発・普及、(一社)日本旅行業協会が平成29年2月に関係者の参画の下設立した「アウトバウンド促進協議会」等と連携した促進策の検討及び実行等、官民一体となった取組を引き続き推進する。	・若年層のアウトバウンドを促進するため、平成29年度より「若者のアウトバウンド活性化に関する検討会」を開催。検討会で提言された取組を推進するため平成30年度からは、経済界、教育界、観光関連業界、関係省庁等で構成される「若者のアウトバウンド推進実行会議」を立ち上げ、海外渡航経験のない20歳の若者を各国に派遣する「ハタチの一步 20歳初めての海外体験プロジェクト」に取り組んだ。こうした官民一体の取組を着実に推進した結果、日本人の海外旅行者数は、令和元年に2,008万人を記録し、令和2年までに2,000万人とする目標を1年前倒しで達成した。
54	119	3. 国際観光の振興	(二) 国際相互交流の促進	② 我が国と外国との間における地域間交流の促進	イ 姉妹・友好都市提携等の活用	姉妹・友好都市提携等に基づく国際交流は、住民が参加できる機会も多いことから、パブリック・ディプロマシーの一助となるだけでなく、住民自らが地域の魅力を見つめ直す機会を与えてくれるものである。また、文化、スポーツ、観光等の様々な分野における交流事業の契機ともなるものである。 これらを踏まえ、姉妹・友好都市提携等を生かした観光プロモーション等による交流の拡大を支援する。	・計画策定時に比べ、姉妹都市提携数は微増している。引き続き、文化交流、スポーツ交流や学生の派遣・受入れなどの交流が行われているほか、2都市間の交流のみならず3以上の都市による交流なども行われている。
54	120	3. 国際観光の振興	(二) 国際相互交流の促進	③ 青少年による国際交流の促進	ア 留学生の増加と活用	日本への質の高い外国人留学生及び海外への日本人留学生の増加は、我が国の高等教育のグローバル化、外国人旅行者の誘致及び国際相互理解の増進に資するものである。また、留学生は日本観光の魅力についての発信力を有するとともに、日本への外国人留学生はリピーターとしての訪日を期待できる。 このため、質の高い外国人留学生の受入れを30万人、我が国から海外への日本人留学生を12万人とすることを目指し、外国大学との単位相互認定の拡大、外国人教職員・外国人留学生の受入れの促進、外国人留学生の就職支援等を進めるとともに、日本人学生等の留学・研修への支援等海外経験を増やすための取組を行う。さらに、関係省庁が連携して、外国人留学生の誘致、外国人留学生に関する各情報発信ツールやネットワークを活用した日本観光の魅力の発信等を行う。	・平成30年度に75か国の在外公館が計352回の日本留学に関する説明会開催等の広報活動を行い、日本留学の魅力や機会について積極的に情報発信を行った。 ・国際化を徹底して進める大学を支援する「スーパーグローバル大学創生支援事業」や、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援する「大学の世界展開力強化事業」を実施。更には、外国人留学生の受入れ・日本人学生の海外留学の双方向の留学生交流を促進するための奨学金の充実や、「留学生就職促進プログラム」により外国人留学生の国内就職を支援すると共に、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図るなど、積極的な情報発信に努めている。 ・日本学生支援機構（JASSO）「外国人留学生在籍状況調査」によると、大学等高等教育機関及び日本語教育機関に在籍する外国人留学生数は令和元年5月1日時点で312,214人（前年より13,234人増）となっている。 ※「留学生30万人計画」については、数値目標の達成状況に加えて、同計画が掲げている目標に照らして、令和2年度中に検証していく。 ・OECD等の統計による学位取得を目的とした日本人留学者数は平成29年で58,408人（前年より2,439人増） ※JASSO「協定等に基づく日本人学生留学状況調査」によると、学位取得を目的としない大学間交流協定等に基づく日本人留学者数は平成30年度で115,146人（前年度より9,845人増）となっている。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
55	121	3. 国際観光の振興	(二) 国際相互交流の促進	③ 青少年による国際交流の促進	イ 訪日教育旅行の促進	<p>青少年の訪日旅行の形態である「訪日教育旅行」と総称される団体旅行は、若年層の交流拡大による国際相互理解の増進、学校における実践的な国際理解教育の推進や地域の活性化にも有益であるとともに、訪日教育旅行により我が国を訪れた青少年は、将来、リピーターとなり得る。</p> <p>このため、訪日教育旅行者を平成32年までに4万人から5割増の早期実現に向け、地域における調整・相談窓口の構築及び地域の観光部局と教育部局の連携の促進のため、地域の観光部局が中心となって訪日教育旅行の受入側と来訪側のマッチングを実施する等のために必要な体制整備を促進し、また、地域の観光部局と教育部局の役割分担を明確化するとともに、共通理解の醸成を図るよう周知徹底する。加えて、訪日教育旅行に対する理解の促進のため、訪日教育旅行の教育的意義についての教育部局・学校に対する理解の促進、海外の学校関係者等を対象としたセミナーの開催、海外のニーズ把握や受入側学校との調整において配慮すべき事項の発信を行う。さらに、海外と地域をつなげる一元的な相談窓口を日本政府観光局に設置する。また、訪日教育旅行を東北をはじめとする地方へ誘致するためのプロモーションを集中的に展開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内・海外において訪日教育旅行に関するセミナーの開催や教育関係者の招請事業等の取組を実施した。 ・訪日教育旅行の受入れ申請に対し、年間を通して、日本政府観光局が一元的相談窓口となり国内の学校・教育関連機関等とのマッチングやウェブサイトを通じた情報発信を実施した。 ・各都道府県教育委員会の担当者等が出席する会議等において、訪日教育旅行に対する理解の促進のため、訪日教育旅行の教育的意義等について説明を行った。 <p>※なお、平成29年度における学校訪問を伴う外国からの教育旅行者は約68,000人であった。（文部科学省「平成29年度高等学校等国際交流等実施状況調査」）</p>
55	122	3. 国際観光の振興	(二) 国際相互交流の促進	③ 青少年による国際交流の促進	ウ ワーキング・ホリデーの促進	<p>二国間の取り決めに基づき、各々の国が、相手国の青少年に対して自国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するためのワーキング・ホリデー制度について、人的交流の拡大と青少年の相互理解を促進するとの観点から、既存の導入国16カ国・地域以外の諸国との間における新規導入についても随時検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年にハンガリー、スペイン及びアルゼンチン、平成30年にチリ、アイスランド及びチェコ、令和元年にリトアニア、令和2年にスウェーデン、エストニア及びオランダとの間で、ワーキング・ホリデー制度を導入。令和2年7月現在、26カ国地域に拡大。現在、フィンランド、ラトビア、イタリア、イスラエル及びマルタとの間でワーキング・ホリデー制度の導入に向けた交渉が行われている。
55	123	3. 国際観光の振興	(二) 国際相互交流の促進	③ 青少年による国際交流の促進	エ 海外の青少年等との交流促進	<p>対日理解促進を目的に、将来を担う青少年等の人材を招へいし、地方訪問や交流事業等を含む取組を推進していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省の対日理解促進交流プログラムの下で、アジア大洋州、北米、欧州、中南米地域との間で、令和元年度は青少年を含む3,900人規模の招へい・派遣を実施。
56	124	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(一) 観光旅行の容易化及び円滑化	① 休暇の取得の促進及び観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和	ア 休暇を取得しやすい職場環境の整備	<p>10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィーク等の連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報を実施するとともに、地域において、関係労使、地方公共団体、NPO等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成する。</p> <p>また、5日間の年次有給休暇付与を使用者に義務付ける労働基準法（昭和22年法律第49号）改正案成立後、法の施行・周知を図る。</p> <p>こうした取組により、平成32年までに年次有給休暇の取得率を70%に向上させることを通じて、休暇の利用による観光の促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィーク等の連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告（946箇所）、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な広報を行った。 ・地域において関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運の醸成を図った。（令和元年度：4地域） ・平成30年度から有識者、関係府省庁、関係団体で構成される「休み方改革」推進チームの会合を開催。「ポジティブ・オフ」運動のさらなる推進とともに、「キッズウィーク」など各府省庁の取組と連携し、官民一体となって休暇を取得しやすい環境をつくるために必要な課題、その解決の方向性について検討した。 ・「キッズウィーク」に先行的に取り組む全国9地域における「地域における休み方協議会」の設立過程、議論及び意思決定プロセスに関する調査結果並びに休みとなる子どもの受け皿になるイベント等の試行事業をサポートした事業結果をまとめた事例集を令和元年10月にウェブサイトに掲載するとともに、経済団体を通じて広く産業界に周知した。 ・リゾート地や地方等の普通の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得等を行うワーケーションなど、働き方改革と合致した新たな旅行スタイルの普及に向けた検討を行っている。 ・労働者が年間でも少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とし、平成31年4月より順次施行されている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について、周知と履行確保を図った。 ・年次有給休暇取得率は、平成30年に52.4%となり、前年（51.1%）より上昇した。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
56	125	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(一) 観光旅行の容易化及び円滑化	① 休暇の取得の促進及び観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和	イ 家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化	教育委員会に対して、分散化等の学校休業日の柔軟な設定における工夫事例を周知するとともに、経済界と連携し、子どもの休みに合わせて年次有給休暇取得3日増を目指す。また、休暇取得の分散化のため産業界に対し奨励を行うとともに、経済的インセンティブ付与の仕組みの導入を目指す。さらに、国家公務員についても、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校休業日の分散化を推進するため、学校教育法施行令改正等の取組を行っており、そうした取組について、各教育委員会等に周知を図っている。 ・旅行商品のパンフレット等に活用してもらうための「キッズウィーク」ロゴマークを策定し、これを活用して旅行業界等と連携して新たな旅行商品の造成促進に向けた取組を実施した。 ・「キッズウィーク」に先行的に取り組む全国9地域における「地域における休み方協議会」の設立過程、議論及び意思決定プロセスに関する調査結果並びに休みとなる子どもの受け皿になるイベント等の試行事業をサポートした事業結果をまとめた事例集を令和元年10月にウェブサイトに掲載するとともに、経済団体を通じて広く産業界に周知した。 ・キッズウィーク取組事例（11市町）をポータルサイトに掲載し水平展開を図ったほか、キッズウィーク実施地方公共団体に対して年次有給休暇取得のためのポスター等の作成を支援した。（8市町） ・国家公務員については、人事管理運営方針において、職員がキッズウィーク等に合わせた年次休暇を取得しやすい環境の整備に努めるように記載するなど、年次休暇の取得を促進した。
56	126	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(一) 観光旅行の容易化及び円滑化	② 旅行業務に関する取引の公正の維持等		<p>旅行業法に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する検査を適時適切に実施することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。</p> <p>特に貸切バスツアーについては、平成28年1月に発生した軽井沢スキーツアーバス事故を踏まえ、貸切バスについて上限運賃、下限運賃の確認の徹底や旅行業関係団体とバス関係団体により設置された「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の仕組みの活用により、旅行における安全確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光庁では、旅行者における法令順守や安全確保状況等を確認するため、立入検査等を実施している。また、旅行業協会や関係部局の協力も得て、旅行者に対して貸切バスの運賃等に関するセミナーを開催している。さらに、貸切バス事業者の下限割れ運賃違反等に関与した旅行者に対しては、旅行業法違反として行政処分を科すなどの対応を行っている。 ・下限割れ運賃による取引の防止を徹底するため、告示等を改正し、旅行者と貸切バス事業者の間で取り交わされる運送申込書/引受書の記載事項に上限・下限額を追加した。
56	127	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(一) 観光旅行の容易化及び円滑化	③ 観光の意義に対する国民の理解の増進	ア 国民全体の理解の増進	<p>国民の観光に関する意義、マナーの普及や観光資源の保全等を図るため、観光関係団体と協力しながら、広く国民に対し積極的に広報活動を行い、国民全体の理解の増進を図るとともに、国民的な運動を支援する。</p> <p>また、観光の発展に係る取組について、特定の観光事業の枠を越えて地域の観光振興、経済発展等に寄与した団体や個人を表彰することにより、こうした取組を広くPRし、国民の認識を深めて普及推進を図る。</p> <p>さらに、観光・旅に関する教育を充実させ、学校における地域固有の文化、歴史、観光による交流の意義や経済的な効果等に関する学習を進めることにより、次世代を担う子どもたちに対し、観光に対する興味及び観光の意義に対する理解を早い段階から促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から観光関係団体が開催している国内旅行・海外旅行・訪日旅行の三位一体の世界最大級の旅の祭典である「ツーリズム EXPO ジャパン」におけるフォーラム、シンポジウム等の場で観光の意義等の普及・啓発を図っている。 ・平成25年度に観光関係団体などにより設置された「観光立国推進協議会」は、観光立国推進フォーラムや観光立国タウンミーティングを全国各地で開催し、観光立国の推進について国民の理解の増進を図った。表彰については、国内及び国際観光振興に貢献し、その業績が顕著であると認められる個人、団体に対して、平成21年度より、毎年10月に観光庁長官表彰を実施し、その功績を発表して、観光振興に関する取組を紹介している。 ・「旅に出たい、出よう」という気持ちへの働き掛けを行うべく、旅に精通した方を講師として派遣し、学生に旅の意義・素晴らしさを伝える「若旅★授業」を実施。令和2年3月までに、中学校・高校・大学において、累計86回の授業を実施。（令和元年度は、計13回の授業を実施し、約2,000名の生徒が参加した。）
57	128	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(一) 観光旅行の容易化及び円滑化	③ 観光の意義に対する国民の理解の増進	イ 団塊の世代や若者の旅行の促進	<p>旅行に関する展示会等の場を通して、団塊の世代や若者の旅行を促進する。また、若者の旅行を推進するため、興味・関心を喚起する旅行商品の造成を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から観光関係団体が開催している国内旅行・海外旅行・訪日旅行の三位一体の世界最大級の旅の祭典である「ツーリズム EXPO ジャパン」におけるフォーラム、シンポジウム等の場で観光の意義等の普及・啓発を図っている。 ・若者の海外旅行の促進のため、海外渡航経験のない20歳の若者を各国に派遣する「ハチの一步 20歳初めての海外体験プロジェクト」を実施した。また、日本旅行業協会との共催で旅行会社等と連携の上、「海外教育旅行セミナー」を開催し、海外教育旅行に関する普及・啓発を行った。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
57	129	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(一) 観光旅行の容易化及び円滑化	④ 旅行のサービス内容に応じた価格設定		日本人が国内観光旅行に出かけない理由として所得的制約が挙げられ、特に、家族層は金銭的余裕がないことを多く挙げている。また、外国人においても、旅行先としての日本に対するイメージとして、旅行費用が高いことが挙げられる場合が多い。一方、旅行者の価値観が多様化する中で、良質なサービスや高付加価値の商品等に対するニーズも高い。 これらを踏まえ、公共交通や宿泊について、新たな需要の掘り起こしをするため、サービスの簡素化・効率化や費用の高さにこだわらない付加価値の提供等、旅行者の多様なニーズに応じた取組を検討・促進する。	・高速バスやLCCは、近年「旅の有力な選択肢」の一つとして、訪日外国人の国内移動や日本人の国内観光の活性化に資すると考えられることから、国土交通省において、高速バス・LCC等の利用促進策の検討を行い、平成30年3月に、高速バス・LCC等の関係者が連携して取り組むべき事項についての取組方針をとりまとめた。また、当該取組方針や「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、高速バスに関する情報が特に訪日外国人等にとって分かりにくいといった課題に対応し、訪日外国人等が高速バスを利用しやすい環境を整備するため、Japan Bus Gatewayを開設した。 ・ストレスフリー環境整備事業において、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応への支援を行い、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進した。（平成27年度～令和2年度） ・バリアフリー化促進事業において、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるバリアフリー化への支援を行い、訪日外国人旅行者等が安全・安心に利用可能な宿泊施設の提供を促進した（平成29年度～令和2年度）。また、補助を行った事業者に対し、平成30年8月に作成・公表した「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を利用し、施設のバリアフリー情報を発信するよう働きかけを行った。 ・平成31年1月に「日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の強化等を加速するための新たなビジネスモデルのあり方等に関する検討会」を新たに立ち上げ、日本旅館の生産性向上、高付加価値化、運営効率化等に向けた検討を官民協働で行い、令和2年1月に報告書をとりまとめた。また、旅館の支援のあり方についても検討を行うべく、令和2年5月に「旅館への投資の活性化による『負のスパイラルの解消』に向けた支援のあり方に関する分科会」を立ち上げ、令和2年7月に報告書をとりまとめた。 ・サービスの効率化に資する優良事例（マルチタスク化、ICT化等）を冊子にまとめ、業界団体を通じて展開し、先進的な取組の普及・拡大を図った。
57	130	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(二) 観光旅行者に対する接遇の向上	① 接遇に関する教育の機会の提供		再掲（施策番号101）	再掲（施策番号101）
57	131	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(二) 観光旅行者に対する接遇の向上	② 旅行に関連する施設の整備		再掲（施策番号13）	再掲（施策番号13）
57	132	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(二) 観光旅行者に対する接遇の向上	③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発	ア クールジャパンの海外展開	再掲（施策番号84）	再掲（施策番号84）
57	133	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(二) 観光旅行者に対する接遇の向上	③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発	イ 日本文化に関する情報の総合発信	再掲（施策番号85）	再掲（施策番号85）

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
57	134	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(二) 観光旅行者に対する接遇の向上	③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発	ウ 日本食・日本食材等の海外への情報発信	再掲（施策番号86）	再掲（施策番号86）
58	135	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(二) 観光旅行者に対する接遇の向上	③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発	エ 産業観光の推進	再掲（施策番号38）	再掲（施策番号38）
58	136	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(二) 観光旅行者に対する接遇の向上	③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発	オ 地域ブランドの振興	<p>各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援するとともに、地域ブランドの振興を図る。また、市町村が旗振り役となり、地域資源の活用や農商工等連携による、訪日外国人旅行者向けの新商品・新サービスの開発（「ふるさと名物」の開発）を推進し、開発された「ふるさと名物」の応援を市町村が宣言する「ふるさと名物応援宣言」を促進する。（平成32年までに1,000件を実施。）</p> <p>我が国に存在する、長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌等の生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った地域食品・農林水産物の名称を知的財産として保護する制度、地理的表示（GI）保護制度への登録支援のため、相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等を行うことにより、GIを活用したブランド化を図る。また、商標、地域団体商標等の知的財産制度を用いた保護・活用について専門家が指導・助言等を行う。</p>	<p>・平成29・30年度はふるさと名物応援事業、平成31年度は国内・海外販路開拓強化支援事業、令和2年度はJAPANブランド育成支援等事業により、地域資源の活用や農商工等連携による新商品・新サービスの開発や地域ブランド振興を支援している。また、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、これまで1,873件の地域産業資源活用事業計画及び地域産業資源活用支援事業計画を認定し支援したほか、「ふるさと名物応援宣言」について、ウェブサイトでの広報や事例集への掲載等により促進した。</p> <p>・平成27年5月にGIサポートデスクを設置。アドバイザー派遣、情報発信、海外における侵害対応等を実施し令和2年6月末時点で96産品を地理的表示として登録した。</p> <p>・平成31年2月に発効した日EU・EPAに基づき、日本側47産品、EU側71産品を相互に保護し、日EU双方において指定産品の模倣品排除による誤認・混同の防止を実施している。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
58	137	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	ア 公共施設等のバリアフリー化等	<p>観光振興の観点から、公共施設等のバリアフリー化を推進し、観光旅行者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることは重要であり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）等を踏まえ、関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、以下のとおり、バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針等に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。</p> <p>旅客施設においては、地域の実情に鑑み、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえてバリアフリー化を推進する。その際には、原則として1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設のバリアフリー化を優先的に行う。</p> <p>車両等においては、鉄道車両及び軌道車両の約70%についてバリアフリー化を行い、バス車両（適用除外認定車両を除く）について約70%をノンステップバスに、適用除外認定車両について約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとし、タクシー車両については、全国で約28,000台の福祉タクシーを導入し、東京23区においては、UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの拡大を図るとともに、旅客船の約50%、航空機の100%についてバリアフリー化を行う。</p> <p>道路においては、全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路について、市区町村のバリアフリー化の状況を公表するとともに、地方公共団体の積極的な取組を支援する。特に、駅前広場等の歩行空間のバリアフリー化を重点的に支援する。また、交通結節点整備に併せて、駅等における連続的な上屋等の利用しやすい道路空間の整備を推進する。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のアクセシブルルートを含む競技会場や観光施設と周辺の駅を結ぶ道路については、国・都・区等による検討会を設置し、重点整備区間を決定するとともに、連続的・面的なバリアフリー化を推進する。</p> <p>都市公園においては、車いす利用者も利用できるよう、園路及び広場の約60%、駐車場の約60%、トイレの約45%についてバリアフリー化を行う。</p> <p>路外駐車場においては、特定路外駐車場の約70%についてバリアフリー化を行う。</p> <p>建築物においては、床面積2,000㎡以上のホテル、病院、劇場、観覧場等の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の総ストックの約60%についてバリアフリー化を行う。</p> <p>河川においても、水辺にアプローチしやすいスロープ、手摺り、緩傾斜堤防の整備等のバリアフリー化を推進する。</p> <p>また、誰もが気兼ねなく参加できる旅行（ユニバーサルツーリズム）の普及、定着を目指し、観光地における受入体制の強化、ユニバーサルツーリズムに取り組む旅行者の拡大、消費者への認知度向上に向けた情報発信を行うことにより、特別な旅行から一般的な旅行へと意識の転換を促す。</p>	<p>○車両等のバリアフリー化の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道車両及び軌道車両：73.2%（平成30年度末） ※移動円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標（令和2年度までに約70%）を前倒して達成。 ・新幹線：車椅子用フリースペースの導入を推進する。（平成30年度末） ・バス車両（適用除外認定車両を除く）：ノンステップバス58.8%（平成30年度末） ・適用除外認定車両：リフト付きバス・スロープ付きバス5.1%（平成30年度末） ・タクシー車両：福祉タクシー28,602台（うち、UDタクシー 12,533台）（平成30年度末） <p>○道路のバリアフリー化の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要鉄道駅や観光地周辺における道路について、市区町村のバリアフリー化の状況を公表するとともに、鉄道との結節点における歩行空間のバリアフリー化について重点的に支援。 ・また、東京2020大会会場や観光施設と周辺の駅を結ぶ道路について、東京都、特別区等と連携して重点整備区間のバリアフリー化を推進。 ・社会資本整備総合交付金等において、歩行空間のユニバーサルデザイン化に関連する事業を重点配分する事業として支援を引き続き行っており、交通結節点等における公共的空間の整備への支援も当事業で行っている。 <p>○都市公園のバリアフリー化の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園における園路及び広場：57%（平成30年度末） ・都市公園における駐車場：48%（平成30年度末） ・都市公園における便所：36%（平成30年度末） <p>○路外駐車場のバリアフリー化の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定路外駐車場：65%（平成30年度末） <p>○不特定かつ多数が利用する建築物のバリアフリー化の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定かつ多数が利用する建築物：56%（平成27年）→60%（平成30年） <p>○河川のバリアフリー化の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺にアプローチしやすいスロープの整備等のバリアフリー化を推進するため、市町村等における「かわまちづくり計画」の国土交通省への申請や河川占用許可準則緩和の活用等によって、かわまちづくりを推進しており、「かわまちづくり支援制度」の創設年度である平成21年度から令和元年度末までに229箇所を登録している。 <p>○ユニバーサルツーリズムの普及、定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より、訪日外国人の情報収集の拠点となり、客室単位のきめ細やかな情報発信が可能となる観光案内所において、宿泊施設のバリアフリー情報発信のための機能強化を図るための実証事業等を実施し、事業成果の公表等を通じたノウハウの共有等により、宿泊施設に関するバリアフリー情報発信の機能を有する観光案内所等である「バリアフリー旅行相談窓口」を増加させ、平成29年：30箇所→令和元年：46箇所とした。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
59	138	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	イ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザインの街づくりや「心のバリアフリー」を、各地の観光地や交通機関を含め全国に展開し、国内外の障害者による我が国での旅行に対する潜在需要を取り込み、消費を活性化させる。このため、障害者団体等との議論を重ねて策定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の一連の施策を実行する。これらの施策については、毎年度、障害当事者が参画する会議で実施状況を確認し、翌年度の取組にその意見を反映させることで、実効性を担保する。 同大会に向けた首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー基準やガイドラインの改正等を通じた全国のバリアフリー水準底上げや面的なユニバーサルデザインの街づくりを推進する。 学校、企業、地域等様々な側面から、幅広く国民に「心のバリアフリー」を広めるための取組を展開する。特に、観光・交通分野の事業者による統一的な接客対応のガイドライン等を策定するとともに、学校・企業における「心のバリアフリー」教育を実施する。 また、同大会を契機として、訪日外国人旅行者等への道案内や、障害者・高齢者等へのサポートを行いたい人々等が、全国で統一のマークを着用し、サポートの輪を広げていく仕組みを創設する。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザインの街づくりや「心のバリアフリー」を、各地の観光地や交通機関を含め全国に展開し、国内外の障害者による我が国での旅行に対する潜在需要を取り込み、消費を活性化させる。このため、障害者団体等との議論を重ねて策定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の一連の施策を実行する。これらの施策については、毎年度、障害当事者が参画する会議で実施状況を確認し、翌年度の取組にその意見を反映させることで、実効性を担保する。 同大会に向けた首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー基準やガイドラインの改正等を通じた全国のバリアフリー水準底上げや面的なユニバーサルデザインの街づくりを推進する。 学校、企業、地域等様々な側面から、幅広く国民に「心のバリアフリー」を広めるための取組を展開する。特に、観光・交通分野の事業者による統一的な接客対応のガイドライン等を策定するとともに、学校・企業における「心のバリアフリー」教育を実施する。 また、同大会を契機として、訪日外国人旅行者等への道案内や、障害者・高齢者等へのサポートを行いたい人々等が、全国で統一のマークを着用し、サポートの輪を広げていく仕組みを創設する。	・構成員の過半を障害当事者又はその支援団体が占める「ユニバーサルデザイン2020評価会議」等を通して、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の加速化を図る。（第1回平成30年12月、第2回平成31年3月、第3回令和元年10月） ・東京2020大会会場や観光施設と周辺の駅を結ぶ道路について、東京都、特別区等と連携して重点整備区間のバリアフリー化を推進。 ・主要な都市公園のバリアフリー化を実施。 ・主要鉄道駅、ターミナル等におけるバリアフリー化を実施。 ・新幹線のバリアフリー対策について、車椅子用スペースの導入を推進。 ・成田空港、羽田空港国際線ターミナル等のバリアフリー化の実施。 ・リフト付きバス・UDタクシー車両等の導入を促進。 ・バリアフリー基準及びガイドライン等を改正。（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準：平成31年3月、公共交通移動等円滑化基準：平成31年4月施行、バリアフリー客室設置基準：令和元年9月施行、公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン：令和2年3月） ・交通・観光分野における接客の向上と職員研修の充実のため、接客ガイドライン・マニュアルを公表。（観光分野：平成30年3月、交通分野：平成30年5月） ・平成30年及び令和2年のバリアフリー法改正により、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体となった取組や、国民に向けた「心のバリアフリー」に関する広報啓発の取組を推進するための制度を創設し、さらに関連施策の見直しを実施。 ・国立競技場においては、障害者団体等から構成されるユニバーサルデザインワークショップを開催（平成28年2月～令和元年9月 合計21回の開催）、細部にわたり確認と検証を行うことで、それぞれの団体の要望等に配慮した整備を行った。（令和元年11月竣工） ・国立代々木競技場第一体育館は、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」に対応した通路や観客席等のバリアフリー化を実施した。（令和元年9月） ・新学習指導要領を踏まえた小学校用教科書の使用が開始（令和2年4月）されるとともに、教員養成課程で「特別の支援を必要とする幼児、児童、生徒に対する理解」の科目の履修義務付け（平成31年4月）等を実施。 ・障害者団体や学識者、企業等と協力し研修プログラムを作成、それを用いて、経済界協議会と連携し、経営者等の参画する「心のバリアフリー」に向けた研修等を実施。（平成28年度作成）
60	139	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	ウ 地域公共交通の活性化・再生	再掲（施策番号59）	再掲（施策番号59）
60	140	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	エ バスの利便性向上	バスの位置情報や遅延情報を提供するバスロケーションシステムについて、今後も普及促進を図るとともに、乗継案内、運行情報が入手しやすくなるバス総合情報システムの高度化を進めること等により、バスの利便性の向上を図る。	・関係者間でデータを連携・共有するため、「GTFSリアルタイム」を動的情報の標準的なフォーマットとして定め、「標準的なバス情報フォーマット」に追加した（平成31年3月）。 ・バスロケーションシステムについて、平成28年4月から訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業及び平成31年4月から観光振興事業を活用して導入支援を実施した。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
60	141	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	オ 道路交通の円滑化	道路ネットワークの整備やボトルネック解消策等の交通容量拡大策に加えて、国、地方、民間等が連携した協議会等を活用し、路肩を活用した駐車待ち車両の本線交通からの分離や、観光地周辺の空き駐車場の予約による観光交通の分散等、ビッグデータを活用しながら既存の道路や駐車場の容量・空間を賢く使う取組を推進するとともに、地域や公共交通との連携による車利用者の交通行動の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施や、カーナビゲーションに道路交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム（VICS）の情報提供エリアの拡大及び情報内容・精度の改善・充実、ETC2.0サービスの渋滞回避支援等の機能の活用等により、道路交通の円滑化を図ることで、観光旅行者の来訪の促進や利便性の向上を図る。 観光旅行者が多く通行する道路等において、季節や時間による交通流の変動的確に対応するため、信号機等の交通安全施設等の整備を推進するとともに、プローブ情報を活用した交通管制システムの高度化、プロファイル信号制御方式による信号制御の改良等を推進することにより、交通渋滞を緩和し、交通アクセスの改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・渋滞対策協議会とトラックやバス等の利用者団体が連携を強化し、利用者の視点で渋滞箇所を特定した上で、速攻対策を実施する取り組みを全国で推進。 ・豊田スタジアム（愛知県豊田市）や十勝港（北海道広尾町）等において大規模イベント時に国や地方、民間等が連携して、ビッグデータを活用した道路交通情報をまとめた特設サイトの設置や渋滞対策の事前周知等の渋滞対策を実施した。また、ETC2.0サービスの渋滞回避支援等の機能の活用により、道路交通の円滑化に貢献することから、官民一体となってETC2.0サービスの普及・促進を実施するとともに、ETC2.0車載器と連携したカーナビなどの情報提供改善に向けた取り組みを実施した。 ・警察庁及び都道府県警察において、プローブ情報処理システムの運用や高度化光ビーコンの整備により、プローブ情報の収集を推進するなど、運転者に提供する交通情報の精度の向上及び情報提供エリアの拡大を図った。 ・交通の円滑化にも資する交通安全施設等整備事業（令和2年度予算額：約215億円）を着実に推進するとともに、プローブ情報を活用した交通管制システムの高度化、プロファイル信号制御方式による信号制御の改良等を実施した。
60	142	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	カ 自転車利用環境の整備	外国人サイクリストにも通行ルールをわかりやすく伝えるため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車ピクトグラムや矢羽根型路面表示の標準仕様を用いた自転車通行空間の整備等を推進し、安全で快適な自転車利用環境を創出する。さらに、関係機関との連携による自転車を活用した地域の観光振興に資する情報発信に取り組む等、観光の振興を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車活用推進計画に基づき、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知を図るとともに、技術的助言等を実施し、本ガイドラインに基づく自転車ネットワーク計画の策定や、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進することにより、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進した。 ・国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図るため、官民連携による先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを取組の推進を図るとともに、令和元年11月に指定した第1次ナショナルサイクリングルートについて、日本政府観光局等と連携して国内外への情報発信を強力に実施し、サイクルツーリズムを推進した。
61	143	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	キ 身体障害者等の運賃等の割引等	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた利用者に対し、鉄道等各公共交通機関において運賃割引を実施しており、引き続き理解と協力を求めていくとともに、国営公園及び国立の文化施設において入園料等の減免措置を引き続き実施していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・療育（知的）・精神障害者手帳の交付を受けた障害者及びその介護者に対し、公共交通事業者が運賃・料金割引を実施した。 ・精神障害者に対する運賃・料金割引導入事業者等の拡大に向け、関係事業者等に対し、文書の発出をはじめ、様々な場において理解と協力を求めた。 ・障害者に対する運賃等割引については、各事業者の自主的な判断に基づき、割引による減収を他の利用者の負担で賄う形で行われているところであり、身体障害者及び知的障害者割引については、全ての事業者が実施済。精神障害者に対する運賃等割引については、本人の写真を貼付するという精神障害者保健福祉手帳制度の改正（平成18年10月）により本人確認が容易となり、精神障害者に対する運賃等割引を実施する事業者が増加している。 ・令和2年3月に厚生労働省ウェブサイト身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を紹介するページを開設するとともに、運賃等割引を実施する事業者が手帳を確認しやすい環境を作るため、運賃等割引を実施している事業者に対しては手帳の画像データの提供を始めているところであり、各事業者や事業者団体等の関係者に対して、理解と協力を求めている。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
61	144	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	ク 公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進	公共交通機関については、「公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン」等に基づいて空港、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルや車船内における案内表示を充実させるとともに、鉄道駅におけるナンバリングの導入を促し、大都市バス路線における、アルファベット・数字表記等のナンバリングを実施する。 また、平成32年までに、全国公共交通機関を網羅した経路検索（外国語対応を含む）の可能化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第15号）により、公共交通事業者等に対する努力義務の範囲を拡充し、外国人観光旅客の無料Wi-Fi利用環境、決済環境の整備、トイレの洋式化、周遊バスの整備等の外国人観光旅客に対する利便増進に係る取組の加速化を図るとともに、外国人観光旅客の利便の増進を図ることが特に必要であると認める区間を指定し、取組の推進を図っている。 経路検索に資する交通に関する情報の受け渡しを効率的に行うための「標準的なバス情報フォーマット」を制定（H29.3初版、H31.3第2版）し、その普及促進を図った。 首都圏、中京圏、近畿圏、北部九州圏の多くの鉄道事業者において鉄道駅のナンバリングを導入済み。 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（平成28年度～）や観光振興事業費補助金（平成30年度～）により、旅客船ターミナル及び旅客船内の案内表示の多言語化に取り組む事業者に補助金を交付し、案内表示の充実化を支援した。利用者が容易に旅客船の運航情報等を入手することができる環境を整備するため、旅客船事業者が自社の航路情報のデータをオープン化するための支援として、平成31年4月に「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」、「簡易入力支援ツール」、「ガイドライン」を作成し、国土交通省ウェブサイトにて公開した。また、令和2年3月に、フォーマット等の改良、事業者に対するGTFS化支援、ツール使用方法の説明動画を作成を行い、説明動画を国土交通省ウェブサイトにて公開した。 平成30年10月に、「乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン」を作成し、業界団体・地方運輸局を通じて事業者等の関係者に対して周知を行った。
61	145	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	ケ 新幹線等を活用した訪日外国人旅行者の国内移動等の活性化	訪日外国人旅行者の国内移動の活性化のため、訪日外国人旅行者が、鉄道を利用し国内を広く周遊できるよう、企画乗車券の造成・販売の促進を図るとともに、これまで訪日外国人旅行者が出発前に海外の限られた旅行代理店でしか購入できなかった「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能にするため、各旅客鉄道会社において実証実験を行い、その結果を踏まえて、本格導入に向けて取り組む。さらには、新幹線の海外インターネット予約の可能化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 企画乗車券の造成については、平成30年4月より関東の12社局の鉄道・軌道線と52社局の一般バス路線による共通フリー乗車券「Greater Tokyo Pass」が販売されたほか、既存のエリア別企画乗車券についても使用可能エリアの拡大や販売箇所の拡大など利便性向上を実施。 「ジャパン・レールパス」の日本国内での購入については、平成29年3月より国内16箇所で試験販売を開始し、令和2年3月時点で国内78箇所に拡大。 平成30年度に全ての新幹線において外国語による海外インターネット予約が可能となっている。
61	146	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	コ 観光地へのアクセスの利便性向上及び訪日外国人旅行者の公共交通機関利用等の活性化	観光地へのアクセス利便性を向上させるため、地域ごとに観光地周辺での交通や既存の共通乗車船券等の現状と、観光旅行者の行動の整合性とを総点検した上で、観光旅行者のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図る。 訪日外国人旅行者の国内移動等の活性化のため、高速バス等主要な公共交通機関の海外インターネット予約可能化を図るとともに、主として訪日外国人旅行者を対象とした、高速バス情報が外国語で入手できるバス会社及び外国語で予約等可能な高速バスサイトへのリンク集を構築する。 また、増加する訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの臨時営業区域の特例措置について、本制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行い、制度の恒久化について検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 共通乗車船券の造成について、平成30年4月より関東の12社局の鉄道・軌道線と52社局の一般バス路線による共通フリー乗車券「Greater Tokyo Pass」が販売されたほか、既存のエリア別企画乗車券についても使用可能エリアの拡大や販売箇所の拡大など利便性向上を実施。 高速バスやLCCは、近年「旅の有力な選択肢」の一つとして、訪日外国人の国内移動や日本人の国内観光の活性化に資すると考えられることから、国土交通省において、高速バス・LCC等の利用促進策の検討を行い、平成30年3月に、高速バス・LCC等の関係者が連携して取り組むべき事項についての取組方針をとりまとめた。また、当該取組方針や「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、高速バスに関する情報が特に訪日外国人等にとって分かりにくいといった課題に対応し、訪日外国人等が高速バスを利用しやすい環境を整備するため、Japan Bus Gatewayを開設した。 貸切バスの臨時営業区域の設定に係る特例措置について、本制度の利用状況や事故状況等の実態把握及び制度の恒久化についての検討を行い、期限を令和3年3月末まで延長した。
62	147	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	サ わかりやすい道案内等訪日外国人旅行者への対応	高速道路を路線番号で案内する高速道路ナンバリング、道路案内標識の英語表記の改善・充実、道路案内標識と観光案内ガイドブックやパンフレット等の連携、交差点名標識への観光地名表示、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路案内標識の改善、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合等により、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を実現する。 また、特に北海道において、訪日外国人旅行者のドライブにおける安全・安心を高める情報発信の充実、海外へのドライブ観光の魅力発信等により、訪日外国人旅行者のドライブ観光の拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年に東京都、千葉、埼玉、神奈川県内において「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」を策定し、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路標識の改善に取り組んでいる。さらに、全国にもインバウンド効果を波及させるため、全国の標識適正化委員会でも標識改善の取組方針や英語表記規定を作成し、道路標識の改善を進めている。 北方領土隣接地域の観光振興を図るため、観光地・食・文化等の観光情報と安全・安心なドライブに役立つ情報をスマホアプリ等により多言語で一元的に発信し、周辺地域と連携した広域的な訪日外国人旅行者の周遊を促進。官民一体（観光・交通関係団体、行政等）となった「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」を組織し、来道外国人ドライブ観光客の移動経路等のGPSデータを継続的に把握・共有・活用することにより、オール北海道で来道外国人ドライブ観光を促進。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
62	148	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	シ 消費者のニーズに応じた旅行環境の整備	旅行に行きたくても妨げとなる様々な課題が世代ごとに存在するが、今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握した上で、旅行に出かけやすい環境を整える。また、訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度より、訪日外国人の情報収集の拠点となり、客室単位のきめ細やかな情報発信が可能となる観光案内所において、宿泊施設のバリアフリー情報発信のための機能強化を図るための実証事業等を実施し、事業成果の公表等を通じたノウハウの共有等により、宿泊施設に関するバリアフリー情報発信の機能を有する観光案内所等である「バリアフリー旅行相談窓口」を増加させ、平成29年：30箇所→令和元年：46箇所とした。 地方消費者行政強化交付金を通じ、地方公共団体による消費生活相談体制の整備等の取組を支援。 国民生活センターにおいて、3者間通訳サービスを利用した6か国語（日本語含む）による訪日外国人旅行者向け電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」を平成30年12月に開設。令和2年4月にはフランス語を追加し、対応言語の拡大を図った。
62	149	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	② 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供	ア インターネットの活用	観光案内やPRに利用される地図の殆どが国の機関や地方公共団体が作成した地図をベースにしていることから、当該ベースとなる英語表記された地図を国が一元的にウェブ配信し、地元が地域情報を併せて発信できる環境を用意することにより、観光に関する情報発信を支援する。 また、文化遺産情報を総覧するポータルサイト「文化遺産オンライン」の整備及び運用、「文化遺産オンライン」整備のための調査研究、普及啓発活動を実施することにより、国民の貴重な財産である有形・無形の文化遺産の積極的な公開・活用を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが無償で利用できるウェブ地図「地理院地図」の主要道路、鉄道等の骨格となる情報について常に最新の状況に反映させ地域情報を発信できる環境を整備した。また、英語表記をはじめとした多言語表記の地図（4言語）の試験配信を令和2年2月に開始した。 我が国の文化財の情報を広く国内外に向けて発信するため、利便性向上のための文化遺産オンラインの機能改修等を行うとともに、全国の博物館・美術館に対する資料のデジタル化等の支援や情報登録を推進するための広報活動を実施。
62	150	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(三) 観光旅行者の利便の増進	② 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供	イ 交通系ICカード・共通乗車船券の利便性の向上等【施策3. (一) ②イ 再掲】	再掲（施策番号93）	再掲（施策番号93）
62	151	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(四) 観光旅行の安全の確保	① 国内外の観光地域における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供	ア 防災情報の提供	台風や高潮、地震・津波、火山の情報等、提供する気象情報の高度化やその充実を推進するとともに、気象庁が発表する気象情報を、特に訪日外国人旅行者へ気象庁や民間事業者等が持つウェブサイトやアプリ等を通じて提供し、旅行先で自然災害に遭遇した場合の適時・的確な対応を取れるようにするため、気象庁ホームページによる気象情報の提供を充実させるとともに、民間事業者等による気象情報の利活用の拡大を図る。 また、水災害時の円滑かつ迅速な避難を可能とするため、市町村による多言語の水害ハザードマップの作成や、市街地における洪水時の想定浸水深等の標識整備が促進されるよう、市町村に対し技術的支援等を行う。観光旅行者に対しても、避難に必要な情報をいち早く入手することで、主体的な避難につながるよう、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報の配信や、水位情報、ライブカメラ画像等の河川情報をリアルタイムで配信する等、きめ細やかな情報提供を行う。 さらに、火山の多くは観光資源である一方、災害をもたらすおそれがあることから、観光旅行者の安全確保等を図るため、火山活動の監視及び噴火警報等の提供を充実するとともに、国・地方公共団体・火山専門家等から構成される火山防災協議会における共同検討を通じて、噴火時等にとるべき避難等の防災対応を踏まえて火山活動の状況を5段階に区分した「噴火警戒レベル」の導入を平成32年度末までを目途に全ての常時観測火山（硫黄島を除く）を対象に進め、避難計画や火山防災マップの策定を推進する。また噴火時の災害をできる限り軽減するための火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定、異常な土砂の動き等を監視・情報伝達するために必要な機器の設置等を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 台風強度予報の予報時間について72時間から120時間に延長（平成31年3月）、大雨等による洪水等の危険度を地図上に表した「危険度分布」の提供開始（平成29年7月）、降水域の予報を示した「降水短時間予報」の予報時間を6時間先から15時間先まで延長（平成30年6月）、近く発生が懸念される南海トラフ地震を対象とした「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始（令和元年5月）など、気象情報の高度化・充実を行った。また、防災気象情報の多言語辞書を14か国語で作成・公表する（令和2年3月）とともに、気象庁ウェブサイトも14か国語にて提供を開始した（令和2年4月）。 洪水情報のプッシュ型配信を実施（H28.8より順次開始し、H30.4より全ての国管理河川で実施）するとともに、雨の状況や川の水位、カメラ情報等をリアルタイムで提供する国土交通省ウェブサイト「川の防災情報 英語版」を開設（H30.6より）した。 火山については、常時観測火山の火山観測データを気象庁ウェブサイトから提供するとともに、令和2年7月までに、硫黄島を除く全国49の常時観測火山のうち48火山で噴火警戒レベルを導入した。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
63	152	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(四) 観光旅行の安全の確保	① 国内外の観光地域における事故、災害等の発生状況に関する情報の提供	イ 避難体制の強化	<p>観光旅行者に対し、災害危険箇所及び避難場所・避難路等について周知する必要があるため、地方公共団体に要請して、事前に避難路及び避難計画を定めるとともに、避難場所等の安全性についての点検、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等による観光旅行者等への迅速かつ確実な情報伝達及び十分余裕をもった避難の勧告・指示等避難誘導体制全般の整備促進を図る。</p> <p>また、災害時における道路利用者の利便の向上及び安全で円滑な道路交通の確保を目指し、通行止め情報等の集約を強化するとともに、道路情報板や携帯端末等による道路の被災情報の提供を推進する。</p> <p>さらに、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が提供する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報を加え、その提供を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外からの観光旅行者が迅速かつ円滑な避難を行えるよう、平成28年3月に日本工業規格（JIS規格）として「災害種別図記号」及び「避難誘導標識システム」が制定され、消防庁では内閣府と連携して指定緊急避難場所等の案内板の整備及び更新時には同システムの表示方法に倣うよう通知を発出している。 ・平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂が行われ、滞在者等が的確な避難行動をとれるよう、避難情報の発令基準等につき参考とすべき事項を示し、あわせて関係省庁と連携して、災害時にわかりやすい日本語や多言語による情報提供を行うよう促している。 ・津波被害を軽減するための対策の一つとして、標識柱等海拔表示シートを設置し、道路利用者に海拔情報の提供を推進している。 ・直轄国道の新規供用路線等に新たに道路情報版を設置し、情報提供を実施するとともに、各地方整備局等において直轄国道の災害情報も含めた通行規制情報をウェブサイトやSNS等において提供した。 ・平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨において通れるマップ（通行可否情報）を公表した。 ・警察庁では、民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に通行実績情報等の交通情報を提供するためのシステムを整備・運用し、民間事業者が保有するプローブ情報を警察が保有する交通情報と融合して提供した。
63	153	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(四) 観光旅行の安全の確保	① 国内外の観光地域における事故、災害等の発生状況に関する情報の提供	ウ 訪日外国人旅行者等の災害被害軽減	<p>災害の発生時には、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、大使館等への安否連絡、交通施設等の復旧状況等、被災者等に役立つ情報を、外国人等災害時要援護者への伝達に配慮しつつ提供できるよう努める。</p> <p>また、訪日外国人旅行者等を対象に、日本政府観光局のグローバルサイトにて主要な災害の発生情報や空港、鉄道、高速道路等の状況、災害に遭った際の対応方法等の情報発信を行うとともに、日本政府観光局が運営するツーリスト・インフォメーションセンターにて多言語での電話問合せ対応を行う。</p> <p>さらに、地方公共団体が地域防災計画や対応マニュアル等に訪日外国人旅行者への対応を記載する際の指針として作成した手引きや、観光・宿泊施設が災害時の外国人対応マニュアルを策定する際に参考とするガイドラインの周知徹底を促進する。</p> <p>加えて、訪日外国人旅行者向けに緊急地震速報等を通知するアプリ「Safety tips」の普及促進を図るとともに、そのための機能向上を行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁は、関係省庁と連携して令和元年度に防災・気象情報等に関する多言語辞書を14か国語に拡大し、より多くの国・地域から訪れる外国人に対して、災害時情報を多言語で発信できる仕組みを構築した。 ・平成26年から、東京都と共催で、在京外交団等を対象に、防災説明会を開催。令和元年7月に開催した説明会には、90公館、124名が参加。 ・災害発生時においては、外務省領事局外国人課のフェイスブックで、多言語で防災情報を発信するとともに、各地方公共団体の災害対策本部とも連携し、外国人被災者情報の確認を行っている。 ・日本政府観光局のウェブサイトや公式SNS上で主要な災害情報のほか、交通機関の運行情報等の情報発信を英語等で行っている。また、日本政府観光局コールセンターにおいては365日24時間多言語（日、英、中、韓）での対応が可能になっており、訪日外国人旅行者のニーズに応じた情報を提供できる体制を構築している。 ・令和元年10月に「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会」を設置し、観光・宿泊施設等向けの「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」や、地方公共団体が訪日外国人旅行者への対応を地域防災計画等に盛り込む際の指針となる「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」等の内容を参考にしながら、災害の予備知識がない訪日外国人旅行者に対して「正確な情報」を「伝わる表現」に換えて発信するため、ピクトグラムを盛り込んだテンプレートとなる用語集や地方公共団体等で作成するマニュアルに盛り込むべき項目等を定めた指針の作成に向けて検討を進めている。 ・平成26年10月から提供を開始している災害時情報提供アプリ「Safety tips」の通知情報を追加したり、対応言語数を4か国語から14か国語に対応させたりするなど機能向上を進めるとともに、観光案内所や上陸審査場等で配布されている「Safety Information Card」にQRコードを掲載するなど、アプリの周知にも努めている。 ・ウェブサイト、SNS及び地方出入国在留管理官署を通じて周知を行った。
64	154	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(四) 観光旅行の安全の確保	① 国内外の観光地域における事故、災害等の発生状況に関する情報の提供	エ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた熱中症等関連情報の発信	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は7月から9月の暑さが厳しい期間に開催され、世界各国から我が国の夏の暑さに慣れていない多くの外国人旅行者等が訪れることが見込まれる。このため、熱中症の説明や予防法等の発信すべき情報の内容と提供手段のあり方について検討を進め、訪日外国人旅行者等に対して熱中症等関連情報を順次発信する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の暑さに慣れていない外国人等が熱中症の予防や対処を適切に行うことができるよう、東京2020大会に向け、関係府省庁等と連携して、訪日外国人旅行者等に対してウェブサイトやリーフレット等で多言語による熱中症等関連情報の発信を行っている。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
64	155	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(四) 観光旅行の安全の確保	② 観光旅行における事故の発生の防止	ア 公共交通機関の安全対策の推進	<p>鉄道・自動車交通・海上交通・航空の公共交通機関等について、ハード面においては保安設備の整備、技術開発等の措置、ソフト面においては、事故を防止するため、公共交通事業者等への運輸安全マネジメント評価及び保安監査の実施等の措置を講じ、引き続き旅行者の安全な輸送の確保を図る。</p> <p>また、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえてとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」について、対策に盛り込まれた各種措置を着実に実施することにより、貸切バスの安全・安心な運行の確保を図る。</p> <p>平成28年8月に発生した視覚障害者の方の転落死亡事故を受け、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置し、同年末にハード・ソフト含めた総合的な転落防止対策をとりまとめた。同とりまとめを踏まえ、駅ホームの更なる安全性向上に向けた取組を推進する。</p>	<p>旅行者の安全な輸送の確保を図るため、鉄道・自動車交通・海上交通・航空の公共交通機関等について、以下の措置を講じている。</p> <p>○運輸安全マネジメント評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト面においては、運輸事業者に対して運輸安全マネジメント評価を実施する措置を講じている。 ・運輸安全マネジメント評価については、平成27年2月の交通政策基本計画の閣議決定を踏まえ、平成32年までに延べ10,000者の評価を実施するという目標の達成に向け着実に実施している。 <p>○航空</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード面においては、保安設備の整備を促進するとともに、安全に資する技術の開発等を実施している。 ・ソフト面においては、運輸事業者に対して監査を実施するなどの措置を講じている。 <p>○海事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全基準の見直しや技術開発の促進等を実施している。 ・運輸事業者に対して監査を実施するなどの措置を講じている。 <p>○鉄道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード面においては、保安設備の整備を促進している。 ・ソフト面においては、鉄道事業者等への保安監査を実施している。 ・駅ホームの更なる安全性向上に向けた取組について、ハード面では、ホームドアの設置駅数が令和2年3月末現在で855駅であり、交通政策基本計画の目標（令和2年度に約800駅）を前倒して達成している。ソフト面では、視覚障害者が参画した研修等を実施する取組が増加するとともに、鉄道事業者等が連携して「声かけ・サポート運動」強化キャンペーンを実施した。 <p>○自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード面においては、安全に資する技術の開発等を実施している。 ・平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、同年6月に取りまとめた85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施しており、対策については検討委員会でフォローアップを行っている。

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
65	156	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(四) 観光旅行の安全の確保	② 観光旅行における事故の発生の防止	イ 道路交通の安全対策等の推進	<p>行楽地を中心に必要に応じた交通規制、交通整理及び交通指導取締りの強化に努める。また、行楽期には、事前広報や臨時交通規制を実施するとともに、交通量の変動に対応した信号制御を行うほか、交通渋滞情報等の提供により迂回を促す等して、行楽車両の適切な配分誘導に努める。</p> <p>一般道路において交通安全施設等の整備を推進し、このうち行楽地の生活道路において歩道の整備等による安心して移動できる歩行空間ネットワークの整備、速度抑制及び通過交通の進入抑制を図るハンパや狭さく等の設置、最高速度30km/hの区域規制と路側帯の設置・拡幅、車道中央線の抹消等を行う「ゾーン30」等を推進するとともに、幹線道路においては重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」に取り組む。</p> <p>高速道路等においても、交通安全施設の整備等事故防止に向けた交通安全対策を推進するとともに、付加車線の整備等による渋滞対策、道路交通情報の提供等利用者サービスの向上を推進する。</p> <p>外国人レンタカー利用者の増加を踏まえ、レンタカーのビッグデータを活用して外国人特有の危険箇所を把握し、適切な情報提供や案内の実施等の安全対策を推進する。</p>	<p>・警察庁において、毎年、年末・年始、夏季行楽期等に各都道府県警察に対し通達を发出し、交通渋滞予測に基づく事前広報の徹底、交通規制等による交通渋滞の解消、交通障害要因の除去、交通管制機能の強化及び高速道路における対策の強化を指示するなど、各種交通渋滞解消対策を推進している。</p> <p>・都道府県警察において、道路交通の安全を確保するための交通安全施設等整備事業（令和2年度予算額：約215億円）を着実に推進するとともに、行楽地を含む生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、道路管理者と連携してゾーン30の整備を推進しており、令和元年度末までに全国で3,864か所を整備した。</p> <p>・行楽地を含む生活道路において、歩道整備等により安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、ハンパや狭さくの設置等による速度抑制と通過交通の進入抑制を図る対策を推進している。幹線道路においては、重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」として、事故データや地方公共団体・地域住民からの指摘等に基づき交通事故の危険性が高い区間（事故危険区間）を選定し、地域住民への注意喚起や事故要因に即した対策を重点的・集中的に講ずることにより効率的・効果的な交通事故対策を推進している。</p> <p>・外国人レンタカー利用の多い空港周辺から出発するレンタカーを対象に、ETC2.0の急ブレーキデータ等を活用して、外国人特有の事故危険箇所を特定し、多言語注意喚起看板の設置や多言語対応のパンフレットでの注意喚起等のピンポイント事故対策を推進している。</p>
65	157	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(四) 観光旅行の安全の確保	② 観光旅行における事故の発生の防止	ウ 宿泊施設の防火安全対策の推進	<p>防火対象物定期点検報告制度及び旅館・ホテル等を対象とした「適マーク制度」について、防火セーフティマーク（防火基準点検済証、防火優良認定証）や適マークの活用も含め、利用者である国民及び事業者である旅館・ホテル等の管理権原者に対する積極的な周知・広報を行うとともに、重大な違反のある防火対象物については、早期是正を促進するほか、違反内容を公表する「違反対象物の公表制度」により利用者への情報提供を促進する。</p> <p>さらに、旅館、ホテル等については、防災査察を実施し、既存不適格建築物に対する改善指導の促進に努めるとともに、一定規模以上の旅館、ホテル等に対しては建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき定期的に維持保全の状況報告の徹底や、必要な改善指導の実施に向けた取組を推進し、防火・避難上の安全の確保を図る。</p>	<p>・防火対象物定期点検報告制度については、令和2年3月31日現在、宿泊施設に係る対象9,332施設のうち60.7%に当たる5,669施設が報告を行っている。特に、管理開始から3年以上継続し、消防法令基準の遵守状況が優良なものとして認定された施設は1,991施設あり、全体の21.3%を占めている状況にある。更なる実効性向上を図るため令和2年3月27日付事務連絡にて防火対象物点検報告制度のリーフレットを配布している。</p> <p>・平成25年10月には、ホテル・旅館等の宿泊施設の自主的な防火安全性の確立を図るための新たな「適マーク制度」を創設し、全国の消防本部に通知を发出した。</p> <p>・平成25年12月には、消防法令に重大な違反のある防火対象物について違反内容を公表する「違反対象物の公表制度」の実施について、全国の消防本部に通知を发出した。令和2年7月1日現在で全国726消防本部中、714消防本部にて公表制度が実施されており、全体の98.3%にあたる。</p> <p>・防災査察については、年2回（8月30日～9月5日、3月1日～7日）の建築物防災週間において、地方公共団体等に対し、査察の実施等を通知している。</p> <p>・定期報告については、報告の対象である旅館・ホテルのうち、直近の過去3年間（平成28年度～平成30年度）においては、約5～6割の施設において報告が行われている。なお、建築基準法の改正（令和元年6月施行）により、特定行政庁は、勧告及び命令の前段階として、保安上危険な既存不適格建築物等の所有者等に対し、新たに指導及び助言をすることができることとし、既存不適格建築物に対する更なる改善指導の促進を図ったところ。</p>
65	158	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(四) 観光旅行の安全の確保	② 観光旅行における事故の発生の防止	エ 海外における事故・事件への対応と安全対策	<p>海外で日本人が安全に楽しく旅行できるよう、関係省庁が連携をしながら、旅行業者やホームページ等を通じ海外における危機や安全対策に関する知識の増進を図るとともに、事故・事件への対応及び安全対策に取り組む。</p>	<p>・外務省において、海外渡航前に「海外安全ホームページ」の確認や、「たびレジ」の登録又は在留届の提出（3か月以上滞在の場合）の励行を働きかけている他、「海外安全アプリ」のダウンロード、「海外旅行保険」への加入を促している。また、教育機関における安全対策セミナーや「ツーリズムEXPOジャパン」等で「海外安全 虎の巻」や「ゴルフ13×外務省」の配布等を通じ、海外における安全対策の必要性を説明している。</p> <p>・旅行における安全確保は、旅行業者の旅行者に対する基本的な責務のひとつであるところ、旅行業協会を通じて、旅行業者に対し、安全に関する情報提供の充実等の指導を行っている。</p> <p>・旅行者が「安心・安全」に海外旅行ができるよう、旅行者の安否確認や外務省と連携した「たびレジ」情報の配信を行うツアーセーフティネットについて、令和元年7月より運用を開始している。</p>

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
66	159	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(四) 観光旅行の安全の確保	② 観光旅行における事故の発生の防止	オ テロ対策及び犯罪対策の推進	『『世界一安全な日本』創造戦略』（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定）等に基づき、各種テロ対策及び犯罪対策を推進することにより、テロや犯罪による被害の発生を未然に防止する。	<p>・令和3年に延期となった東京2020大会を控え、とりわけ安全の確保に万全を期すことが求められる中、内閣に設置されている「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」等において関係省庁が緊密に連携し、『『世界一安全な日本』創造戦略』（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定）、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）等に基づき、各種テロ対策を推進するとともに、官民一体となった総合的な犯罪対策を推進した。</p> <p>・東京2020大会の安全開催も見据え、『『世界一安全な日本』創造戦略』（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定）、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）等に基づき、テロの未然防止や不審動向の早期把握等に向けた関連情報の収集・分析を実施したほか、入手した情報については適時適切に関係機関へ提供した。</p>
66	160	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(四) 観光旅行の安全の確保	② 観光旅行における事故の発生の防止	カ 日本の良好な治安等を体感できる環境整備	<p>訪日外国人旅行者等が我が国の良好な治安等を体感できるよう、以下のとおり、日本語を解さない外国人からの急訴・相談等に迅速・的確に対応するための体制・環境の整備を推進する。</p> <p>・訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションの円滑化のため、交番等におけるコミュニケーションを支援するための資料・資機材の活用、観光地等の外国人対応の機会が多い警察署、交番等への外国語による対応が可能な警察職員の配置等に努める。</p> <p>・遺失届・拾得物の受理等の各種手続に係る外国語による対応の推進、防犯・防災等に資する情報の外国語による提供、警察庁・都道府県警察のウェブサイトへの我が国の警察制度・警察活動に関する情報の外国語による掲載等に努める。</p> <p>・日本語以外での110番・119番通報に対して迅速・的確に対応するため、通信指令室と通訳を交えて三者で通話を行う三者通話システムの活用を推進・促進する。</p> <p>・訪日外国人旅行者が急な病気やケガをした際に、救急車の利用方法がわからずに重症化することを未然に防ぐため、「外国人向け救急車利用ガイド」等を利用して、訪日外国人旅行者が、日本を旅行する際に不安を感じさせないよう、救急車の利用方法や応急手当等の啓発を推進する。</p> <p>・救急隊が外国人傷病者を対応する際、円滑なコミュニケーションと救急活動ができるよう、多言語音声翻訳システム等の活用を消防本部に促していく。</p>	<p>・警察では、コミュニケーション支援ボード、基本会話集、翻訳タブレット等の活用のほか、外国人対応の多い警察署、交番等への外国語対応可能職員の配置等に加え、警察官が携行する高度警察情報通信基盤システムの端末に多言語翻訳機能を導入し、令和2年3月から全国運用を開始した。</p> <p>・東京2020大会等を見据え、雑踏警備の現場等において外国語表示可能な電子表示板等の活用を促進するなど、外国語による情報提供を強化したほか、遺失届・拾得物の受理時に用いる各種様式の外国語併記及び警察署窓口への対応マニュアルの整備等、訪日外国人旅行者等が容易に手続を行える環境整備の強化を行った。さらに、遺失届・拾得物の受理等の各種手続方法を警察庁・都道府県警察のウェブサイトに掲載するなど、ウェブサイトの掲載情報の拡充を実施した。</p> <p>・地方公共団体の国際交流員等の外国人に協力を依頼し、通報者としての外国人、110番通報を受ける通信指令の担当者及び通訳人の三者で、実践的な三者通話訓練を実施した。</p> <p>・都道府県の取組みや各消防本部における三者通話システムの導入実態を定期的に調査し、その結果をウェブサイト等で公表するとともに、令和2年までを目標期限として、あらゆる機会を通じて導入促進を図ってきた。</p> <p>・取組みの結果、令和2年1月時点において、全726消防本部中511本部が導入している。（導入率約70%）</p> <p>・救急車利用ガイド（多言語版）について、都道府県及び消防本部に対し、各種媒体を通じて積極的に周知を図るよう依頼するほか、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」及び出入国在留管理庁監修の「生活・就労ガイドブック」へ掲載した。また、全国の消防本部での活用状況について調査するとともに、令和元年度救急業務のあり方に関する検討会報告書によって示された救急車利用ガイド（多言語版）の先進的な広報の方法について、全国消防本部へ情報提供を実施した。</p> <p>・救急ボイストラの活用状況の調査を実施し、各消防本部における導入実態を把握し、その結果を都道府県別に導入率を見える化し、導入の促進を図った。（令和元年6月、10月、令和2年1月）</p> <p>救急ボイストラは、令和2年1月1日時点で、726消防本部中507本部（69.8%）で導入となった。</p>
66	161	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(五) 新たな観光旅行の分野の開拓	① テーマ別観光を核に据えた持続可能な観光地域の形成【施策1. (二) ① 再掲】		再掲（施策番号16）	再掲（施策番号16）
66	162	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(五) 新たな観光旅行の分野の開拓	② その他の新たな観光需要の開拓	ア 団塊の世代や若者の旅行の促進【施策4. (一) ③ イ 再掲】	再掲（施策番号128）	再掲（施策番号128）

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
66	163	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(五) 新たな観光旅行の分野の開拓	② その他の新たな観光需要の開拓	イ 長期滞在型観光の推進	<p>長期滞在型観光は、国内旅行需要拡大や地域経済の活性化の起爆剤として期待され、東日本大震災からの復興と我が国の経済社会の再生を進める上でもその推進は重要である。</p> <p>このため、国においては、長期滞在型観光に係る需要の掘り起こしに努めるとともに、地域による継続的な長期滞在型観光地域づくりを促進する。</p>	<p>・長期滞在型観光促進の観点から、MICE関連で訪日する外国人及び国内での日本人によるプレジャー（業務目的の旅行の前後に余暇目的の旅行を組み合わせること）の推進に向けて、令和元年度にMICE関連訪日外国人及び国内の訪日MICE主催企業・団体を対象として、プレジャーの活用に関する実態調査を行った。</p> <p><主な調査項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICE関連訪日外国人へのプレジャー活用実態 ・国内のMICE主催企業・団体及びMICE施設における周辺観光地等との連携実態 ・国内企業へのプレジャー導入状況 <p>・令和元年度に国内MICE有識者や事業者、地方公共団体等による「プレジャー促進連絡会」を立ち上げ、検討を行うとともに、国内企業に対するプレジャー制度の導入促進に向けて、関係省庁との調整や経済関連団体等との継続的な協議を行っているところである。</p> <p><「プレジャー促進連絡会」での主な議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICE関連訪日外国人のプレジャー活用促進のための事例および課題について ・国内MICE主催企業・団体における周辺観光地等との連携モデルについて ・国内企業のプレジャー導入課題および解決策について <p>・長期滞在型観光の実現のため関係省庁や関係業界と連携し、官民一体となった休暇取得やキッズウィーク等の推進、ワーケーション、プレジャー等のビジネスと観光が融合した新しい旅行スタイルの普及を図っている。</p> <p>・訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進（滞在時間の延長）するための調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション等を支援している。</p>
67	164	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(五) 新たな観光旅行の分野の開拓	② その他の新たな観光需要の開拓	ウ 旅客航路の観光利用促進	<p>海上の景観を楽しむ等の魅力を生かしたフェリー、離島航路、遊覧船や日本のおもてなしの心と美しい島々を船旅でゆったりと満喫するという新しいコンセプトのラグジュアリークルーズ等が観光資源として観光旅行者に幅広く利用されるよう、国、関係業界、各寄港地が連携・協力して、戦略的な情報発信を行う。また、「船旅活性化モデル地区」の活用により瀬戸内海や南西諸島等新たな国内クルーズ周遊ルートの開拓を支援する等、訪日外国人旅行者を含む観光旅行者が利用しやすい環境整備を促進する。</p> <p>また、河川においては、まちづくりと一体となった「かわまちづくり」の取組支援等による船着場周辺の水辺整備を行うとともに、舟運事業者等による既存船着場の利用を推進することで、観光資源となる舟運の活性化を図る。</p>	<p>・（一社）日本旅客船協会、（一社）日本長距離フェリー協会と連携し、各団体のウェブサイトの充実等、情報発信に向けて取り組んだ。</p> <p>・旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」により、旅客船事業における新規航路開設等の新サービス創出の支援を行った。（令和2年度承認等実績5件）</p> <p>・ラグジュアリーからカジュアルまで様々なクラスのクルーズ船の寄港増加に対応するため、既存岸壁の改良等を実施するとともに、新たなクルーズ周遊ルートの開拓に資するクルーズ船社と港湾管理者等の商談会や、上質な寄港地観光プログラムの造成のための意見交換会を開催した。</p> <p>・河川においては、船着場周辺の水辺整備も含め、まちづくりと一体となった「かわまちづくり」の取組支援等を行っており、合わせて既存船着場も含めた船着場の利用促進により、舟運の活性化を図っている。</p>
67	165	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(五) 新たな観光旅行の分野の開拓	② その他の新たな観光需要の開拓	エ 医療と連携した観光の推進	<p>医療と連携した観光について、自然、温泉や身体に優しい料理等の健康に資する地域の観光資源を生かした着地型旅行商品の造成を支援することにより、観光地域づくりを推進するとともに、海外における認知度の向上を進める。</p>	<p>・令和元年度から、「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業」にて、日本の優れた医療サービスと地域の特色を生かした観光要素を組み合わせた滞在プランの造成・実証を行うとともに、医療機関の受入体制構築や地域の協力体制構築等に関するコンサルテーションを実施。また、地方誘客にあたってのプロモーション手法や海外医療機関との連携方法等を検証。令和2年度は、更なるインバウンド推進や将来的な横展開の可能性を踏まえ長期的な滞在プランの造成を行うとともに、令和元年度の成果を踏まえ、更なる事業展開を図る。</p>
67	166	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(六) 観光地域における環境及び良好な景観の保全	① 観光地域における環境の保全	ア エコツーリズムの推進【施策1. (二) ⑥ 再掲】	再掲（施策番号45）	再掲（施策番号45）

頁	施策番号	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項目Ⅳ	施策内容	実施状況
67	167	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(六) 観光地域における環境及び良好な景観の保全	① 観光地域における環境の保全	イ 国立・国定公園の保護と利用の推進	<p>国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るため、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく公園区域や公園計画の概ね5年おきの定期的な見直し、良好な風致及び景観が損なわれないよう必要な保護規制を行う。</p> <p>また、我が国の優れた自然景観を生かした自然とのふれあいの推進を図るため、自然公園指導員やパークボランティアによる利用者指導や自然解説の充実を図る。</p> <p>三陸復興国立公園の創設を核とした「グリーン復興プロジェクト」として、公園利用施設の整備、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進等に取り組むことにより、東日本大震災からの復興と観光振興を図る。</p>	<p>平成19～22年にかけて、自然環境や社会状況の変化、風景評価の多様化を踏まえ、全国の自然の資質を再評価して、国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張を検討する候補地を抽出する「国立・国定公園総点検事業」の結果に基づき、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張を進め、現在、国立公園区域として34ヶ所、2,194,931haが、国定公園区域として57ヶ所、1,445,150haが指定されている（令和2年3月31日時点）。また、平成29年度から令和元年度までの3年間で21か所の国立・国定公園の公園区域や公園計画について見直しを行った。</p> <p>・自然公園等における適正な利用を推進するため、自然公園指導員やパークボランティアの人材の育成を実施するとともに、自然とのふれあいの機会を提供している。</p> <p>・グリーン復興プロジェクトとして、令和元年6月にみちのく潮風トレイルのルート全線（総延長約1,025km）が開通し、記念式典及びシンポジウムを開催した。</p>
68	168	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(六) 観光地域における環境及び良好な景観の保全	① 観光地域における環境の保全	ウ 世界自然遺産地域の適正な安全管理	<p>知床、屋久島、白神山地及び小笠原諸島については、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、引き続き安全管理の充実を図る。世界遺産については、適切な安全管理により、世界遺産としての価値を維持することで、観光資源としての持続可能な活用に寄与する。さらに、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、早期かつ確実な世界遺産登録を目指し、関係機関と連携して必要な取組を進める。</p>	<p>・知床、屋久島、白神山地及び小笠原諸島の各世界自然遺産地域については、科学的知見に基づく安全管理を地域関係者と合意形成を図りながら推進した。</p> <p>・世界自然遺産の候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、平成30年5月にユネスコ世界遺産委員会の諮問機関（国際自然保護連合）からの登録延期の勧告を受け、推薦を一旦取り下げたが、必要な対応を行った上、平成31年2月にユネスコ世界遺産センターへ推薦書を再提出した。</p>
68	169	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(六) 観光地域における環境及び良好な景観の保全	① 観光地域における環境の保全	エ 次世代環境対応車の普及促進による観光地域の環境の保全及びその魅力の向上	<p>観光地域等で使用される自動車については、個人が観光地を回遊する際の手段として超小型モビリティを、営業用自動車として燃料電池自動車・電気自動車を導入する等、環境性能に優れた自動車を導入する際に支援を行うことにより、次世代環境対応車の普及を促進し、観光地域の魅力を高める。</p>	<p>・自動車環境総合改善対策費補助金により、電気自動車等環境性能に優れた自動車や超小型モビリティの導入に対する支援を実施。</p>
68	170	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(六) 観光地域における環境及び良好な景観の保全	① 観光地域における環境の保全	オ 自然と調和した港湾・河川環境の保全・創出	<p>港湾において、今後とも親水性を高めるとともに良好な環境・景観を創造するため、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用し干潟・藻場等を再生・創出する。</p> <p>また、汚濁が著しい河川の水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川空間を保全・創出する。</p>	<p>・港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効活用した藻場、干潟等の造成や保全、再生に取り組んでいる。</p> <p>・貧酸素により水質が悪化する原因となる深掘り跡の埋戻しを推進し、環境改善及び親水性の向上に貢献。</p> <p>・水質汚濁の著しい河川等において、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスII）」等に基づき、市町村や地域住民等の取組と一体となって、水質改善を推進。また、川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出するため、すべての川づくりの基本となる「多自然川づくり基本指針」を踏まえた河川事業を実施。</p>
68	171	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(六) 観光地域における環境及び良好な景観の保全	② 観光地域における良好な景観の保全（良好な景観形成・歴史まちづくりの推進）【施策1. (二) ⑤ 再掲】	【施策1. (二) ⑤ 再掲】	再掲（施策番号29）	再掲（施策番号29）
68	172	4. 観光旅行の促進のための環境の整備	(七) 観光に関する統計の整備（観光に関する統計の整備・利活用の推進）			<p>平成30年から地域分析に有用な都道府県別の入込客数・消費額に関する統計調査を実施する。多様化する宿泊旅行について、その実態を把握するための方策について検討する。各種観光統計について、地方公共団体や観光関連産業等へ具体的・実践的な分析・活用方法を示す等、施策立案への利活用を推進する。</p>	<p>・地方への旅行者の誘客の状況や消費の動向を把握し施策に反映するべく、「訪日外国人消費動向調査」において、平成30年から調査票を見直すとともに、新たに地域調査を開始し、目標サンプルサイズも大幅に増大（38,840→139,856）した。また、「旅行・観光消費動向調査」においても、調査票の見直しを行った。その上で、都道府県レベルの訪問者数及び旅行消費額の推計手法を確立し公表した。</p> <p>・宿泊旅行統計調査について、地方創生の観点からより詳細な地域単位での宿泊動向の把握が求められる中、都道府県単位より詳細な地域単位での延べ宿泊者数等の表章に向け、その推計手法の検討を開始した。</p> <p>・地方公共団体や観光関連産業等への観光統計の利活用推進に関しては、全国の運輸局ブロック毎に観光統計説明会を開催した他、当庁で実施している各統計の紹介を観光庁ウェブサイトに掲載するとともに各都道府県及び運輸局担当者に共有するなど普及に努めた。</p>